

令和4年3月10日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
5 番	加 藤 明 由	6 番	佐 藤 仁 志
7 番	横 井 克 典	8 番	江 崎 貴 大
9 番	加 藤 克 之	10番	高 橋 八重典
11番	鈴 木 みどり	12番	早 川 公 二
13番	平 野 広 行	14番	三 浦 義 光
15番	佐 藤 高 清	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

12番	早 川 公 二	13番	平 野 広 行
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	横 山 和 久
市民生活部長	伊 藤 仁 史	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 下 正 巳
建 設 部 長	伊 藤 重 行	教 育 部 長	柴 田 寿 文
総務部次長兼 企画政策課長	伊 藤 淳 人	健康福祉部次長兼 保険年金課長	服 部 利 恵
建設部次長兼 土木課長	小笠原 己喜雄	会 計 管 理 者	伊 藤 えい子
教育部次長兼 歴史民俗資料館長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長	佐 藤 雅 人
総 務 課 長	鈴 木 博 貴	財 政 課 長	立 石 隆 信
人事秘書課長	山 森 隆 彦	防 災 課 長	太 田 高 士
税 務 課 長	横 江 兼 光	収 納 課 長	細 野 英 樹
市民課長兼 鍋田支所長	伊 藤 篤 由	環 境 課 長	田 口 邦 郎
市民協働課長	藤 井 清 和	商工観光課長	浅 野 克 教
十四山支所長	山 田 淳	健康推進課長	山 守 美代子

福 祉 課 長	梅 田 英 明	介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	安 井 幹 雄
児 童 課 長	飯 田 宏 基	農 政 課 長	上 田 忠 次
都市整備課長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	水 谷 繁 樹
学校教育課長	渡 邊 一 弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中 野 修
図 書 館 長	岩 田 繁 樹		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 野 智 雄	書 記	佐 藤 文 彦
書 記	鷺 尾 里 恵		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） 会議に先立ち、報告いたします。

西尾張CATVより本日及び明日の撮影の放映を許可されたい旨の申出がありました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をよろしくお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

なお、傍聴者の皆様方におかれましては、会議中には静粛でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名いたします。

議事整理のため、暫時休憩をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 一般質問

○議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は1つ、スクールカウンセラーの常勤配置について、2つ、コロナ対策について、この2点について質問いたします。

まず1つ目、スクールカウンセラーの常勤配置についてでございます。

この間、県や名古屋市によるスクールカウンセラーの派遣について、まずどうであったか、成果や感想などをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 昨年11月に発生した事件を受け、事件直後からスクールカウンセラー7人を愛知県教育委員会と名古屋市教育委員会から緊急派遣していただき、児童・生徒、教職員、保護者のカウンセリングをしていただきました。

大きな出来事であっただけに、子供たちの心のケアが求められた中での派遣で、事件翌日から3日間という短期間で全校生徒にカウンセリングを行うことができました。また、必要に応じ、近隣小学校へのカウンセリングも実施していただきましたことを非常に感謝しております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 昨年の事件後、多くの子供たち、これは小学生も含めですけども、保護者の皆さん、本当に不安の声がありますが、市はそういった声を把握しているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育長。

○教育長（奥山 巧君） 事件のことで子供たちがショックを受けたこと、さらにマスコミの取材攻勢に心を痛めたこと、不安で眠れないことなどの多くの声が聞かれました。保護者の中には、進学などの心配や、子供との関わり方や距離の取り方の悩みなどを持つ方が多く見えました。そのようなことから、子供たちや保護者の方々が不安を抱えていることは実感しております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 私も直接保護者の方々とお話しすることがありまして、やはりこうした事件があった中で進学するのが怖いというような話もあったわけですが、そうした心のケアをやはり重要視しながら対応していかなければならないと思います。

そこでまず整理していきたいのですが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割の違いを教えてください。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） スクールカウンセラーは、児童・生徒、教職員、保護者の心のケアを行い、保護者の要望により発達検査なども実施いたします。スクールソーシャルワーカーは、いじめや不登校をはじめ、虐待、ケアラーなど問題を抱える児童・生徒について生活環境から関わり、学校、家庭、地域などと連携し、課題の解決を目指す方でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） そういった違いがあるわけですけども、このカウンセラーやソーシャルワーカーはやはり増員していかなければならないというふうに思います。

そして、新年度、今派遣されているスクールカウンセラーやスーパーバイザー等がいなくなるわけですけども、そこで新年度の体制としてスクールカウンセラーやソーシャルワーカー

カー、新年度予算では少し増額となっていますけれども、新年度からの体制をまずお聞かせください。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 増額予算となっておりますが、スクールカウンセラーを増員したのではなく、同じスクールカウンセラーで継続的に対応していただくために相談回数を増やしました。これにより、相談回数は中学校は既に各校週 1 回 6 時間、年 40 回の相談ができる環境であります。小学校がこれまで年 18 回から 23 回程度であったため、児童数 300 人以上の学校は年間 30 回、そのほかの学校においても年 21 回の相談回数を確保いたしました。

また、スクールソーシャルワーカーは新たに 1 名配置し、各校を巡回し対応してまいります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） そうしますと、中学校というのは増えないという状況でよかったですか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 中学校に関しては、現在と同じ状況になります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） なかなか中学校に関しては時間も増えていない、これまでどおりと。

小学校は幾らか増やしたというところがございますけれども、まずそこで、このカウンセラー自体が県からの派遣なのか、あるいは市独自で派遣するのか。また、県の補助というのは新聞報道によりますと増額予算、補助の予算がついておりますけれども、その県の補助がどれだけあるのかお答えください。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 繰り返しになりますが、スクールカウンセラーが増員になったものではございません。スクールカウンセラーの配置事業につきましては、県費補助はありません。参考に、スクールソーシャルワーカーの配置事業については、県費補助率は 3 分の 1 でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） 県の予算がカウンセラーには適用されず、ソーシャルワーカーのみと。しかも 3 分の 1 というところが確認できたかなと思います。

では、逆に市独自でスクールカウンセラー等増員する場合、1 人当たりどれぐらいの費用が必要になるでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 市費で増員するに当たり、報酬を積算すると約 600 万円になります。

す。これに期末手当等が加算されます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） では、中学校に名古屋市と同じように常勤配置にする場合、どれぐらいの予算が必要になるでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 各中学校に1人ずつのスクールカウンセラーを1日6時間配置すると、さっきの計算を基に報酬額は約1,800万円となります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） 1人当たり600万円の3人ということだと思うんですが、期末手当が加算されるとしたら、もう少し上がってくるかと思います。

先ほど言ったように、名古屋市はスクールカウンセラーを毎日常勤で配置しております。それは朝の登校時から始まっており、校門の前で挨拶をしながら日々の生徒の心の変化を機敏に察知し、ちょっと今日様子がおかしいなと察したら声をかけるそうです。そうした中で、様々な子供の心のケアを努めていると。また、生徒からしても、日頃の信頼関係がなければ悩んでいてもなかなか打ち明けることができないのではないのでしょうか。それはやはり毎日いるからこそできることであり、週に数回しか来なければできません。そういう意味でもスクールカウンセラーは常勤配置しなければ効果が薄いし、去年の事件のようなものは防げないと思いますが、市の認識はどうでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 本市としましては、令和4年度スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが家庭や学校と連携し、多面的に子供たちを支援していくよう事業を進めてまいります。

また、相談回数を増やし、子供たちの心の声を聞くことに努めてまいります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） こうした事件があった中で、中学校にはスクールカウンセラー、私は増員されるのかなと少し期待したわけですが、それが一切されていないと。なぜ中学校に常勤配置できないのか、その理由をお答えください。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） スクールカウンセラーの中学校への常勤配置の必要性は感じております。現状としましては、週1回のカウンセリングで対応しているところでございます。必要に応じ愛知県教育委員会と連携し、今後も対応してまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） 私は、今回ほどがっかり予算はないと思います。幾分か予算を増やし、

確かに少しカウンセラーの来る回数、小学生でいうと増えた。でも、それでは意味がないと私は思います。毎日いなきや、本気で二度とあのような事件を起こさない、そういった強い意志があれば、表面でちょいちょいと僅かばかりの予算を割いた、これでオーケーなんて発想は出てこないんですよ、市長。全国でも弥富市がどのような対応を取るのか注目を浴びているところだと思います。それがこのような形だけの予算で少し増やしましたでは駄目だと思うんです。まずは最低でも中学校にカウンセラーを常勤配置する、それが弥富のスタンダードに行って、全国のスタンダードになるような対応が必要だと思うんです。絶対にあのような悲しい事件を防ぐためにできることは全て行う、そのような気概を持たなければ浮かばれないと思います。あの事件の教訓を形だけで終わらすわけにはいかないと私は思います。

弥富市は、自由通路整備に回す予算があります。お金がないという言い訳は通用しない。市長の英断で補正予算を組んで募集して、新年度からカウンセラーを常勤配置するようにすべきじゃないでしょうか。市長の決断をお願いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 子供たち、保護者、教職員の心の負担を減らすため、心の声を聞く、この事業の必要性は高まるばかりでございます。本市といたしましては、これまでも申し上げましたが、スクールカウンセラーによる心の支援のみならず、スクールソーシャルワーカーによる生活環境への支援を加え、多面的に子供たちや家庭を支援していくよう事業を進めてまいります。

また、令和4年度にはスクールカウンセラーの相談回数の増加とスクールソーシャルワーカー1名を配置し、これまで以上に学校と家庭の連携を強化し、子供たちの心の動きに少しでも早く気づくよう努めてまいります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） スクールソーシャルワーカー1名増員ということで、この1名が全校生徒、小・中学校含めて回るわけですが、それとかなり回数としても少ないという状況だと思います。そして、カウンセラーは中学校には増員されていない。時間数も増えていない。市長、これとあのような事件を本当に対策として考えたと言えるのでしょうか。市長自身の気持ちをまずお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の大きな出来事に対しましては、本当に心が痛むばかりでございます。スクールソーシャルワーカー、またスクールカウンセラーの配置につきましては、令和4年度は申し上げましたように進めてまいります。ただただ学校からの要望・要請によりまして、今後検討してまいりますものですから、御理解を賜りたいと思います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今会議が行われているのも重々分かるんですけども、しかし、この時は待ってくれないわけですよ。弥富市の事件の後も、全国的にはそうした事件があるわけですよ。刻一刻とあるわけですよ。やはりそうした事件があった当該自治体としては、それなりの姿勢を示していくべきだと思うんです。新年度はと言いましたけれども、補正予算で上げれば間に合うんですよ。ここまで言ってあの事件のように真剣に向き合えないならば、私はその座に座る資格はないと思います。今年は秋に市長選挙もあるわけですよ。早急に判断する決断力が求められていると思います。一刻も早い対応、今議会中にでも追加議案で出せるような対応をお願いしたいと思いますが、再度、最後いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども御答弁させていただきました。令和4年度はこれでスタートさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） このまま続けても平行線だと思いますので、ここで納めさせていただきますけれども、しかしながら、本当に私はこのような対応で市長自身が満足しているというところが私は悲しいですよ。しっかりと絶対に二度と起こさないと、そういう気持ちすら、その片りんすら見えてこないんです。私は、本当にその心があるなら、絶対にもっと予算を拡充するんだと、そういう気概が見えてくると思います。ぜひ検討をお願いします。

2点目、コロナ対策でございます。

弥富市内でも現在、オミクロン株による感染が猛威を振るっております。ピークには1日当たり130人を超える日もあり、最近は少し落ち着いてきましたが、それでも30人を毎日のように超える状況、しぶとく高止まりが続いています。そうした中で、市内でも他人事ではなく、身近にいつ誰が感染してもおかしくない状態となっています。

そこで、改めて弥富市としてこのコロナと向き合い、いかに市民を守るか、これが問われていると思います。

まずは現状の確認として、市内の感染者の把握はできているでしょうか、お答えください。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 以前にもお答えさせていただきましたが、感染者の人数につきましては、県の発表により把握をしております。また市民の誰が感染したかという情報は公表されておりませんので、把握はしておりません。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 個人までは特定できていないというところでございます。そうしますと、感染者に対しての支援が行えないというところになってくるわけですけども、ただ現在は、小学校、あるいは保育所、中学校もそうですけれども、感染すると報告があるかと思

います。そうした中で、そういった方々に支援はできるんじゃないかなというふうには思いますけど、やはりこうした情報を積極的につかんでいって、こうした方々を支援していくことが今必要なのかなというふうに思います。

では、質問を変えますけれども、感染者に対する支援やサポート体制は取れているのでしょうか、お答えください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 感染者に対しての本市の支援でございますが、感染者の状況が把握できておりませんので、現在行っておりません。しかしながら、感染された方から御相談等がございましたら、個別に対応させていただきます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） もう一方では、最近支援策一覧というものをコロナ始まってすぐつくられて、市民が分かりやすいように更新されてきたわけですが、その更新ができていないように感じます。これはなぜかというか、支援策一覧そのものが下にも置いていないような状況になっておると思いますが、どういうふうな状況になっているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 支援一覧表につきましては、2年前の新型コロナウイルス感染症が広がりつつあった初期段階におきましては、国、県、市の支援相談窓口が分かりづらいということで作成いたしました。現在では、事業者や個人への支援が多岐にわたり、また複雑になっておりますので、ホームページ等で国、県、市、それぞれの窓口を御確認の上、御相談や申請を行っていただきたいと思います。

なお、市が個人に対して行っている支援につきましては、直接本人に文書を送付させていただいております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） 多岐になって複雑になっているからこそ、市民の方は分かりやすい周知方法、そうした宣伝物があると助かるわけですよ。やはりそうした上で私は作成して市民が分かりやすいサポートをお願いしたいと思っています。

現在、感染者の方や濃厚接触者の方に状況を聞きますと、保健所が対応できない、パンク状態になっており、電話すらつながらないということを聞いております。病院で陽性と分かると、保健所から連絡が来ますのでお待ちくださいと言われますけれども、同時に連絡が遅くなるので気長に待っておいってくださいと言われるということでございます。実際連絡があるのは3日間から5日後、自宅待機期間が終わる直前にかかってくるということもあるそうです。

そのような中で、市が市民を守るために保健所とのサポートを行うことができないかと思

うわけでございます。愛西市では職員を派遣していると聞いておりますが、弥富市はどうか。また、状況把握や県の食糧支援のサポートあるいは市独自で食糧支援や買物サービス等を行うなどの支援ができないかお尋ねします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現在、感染者数の増加により、保健所の業務が逼迫している状況は承知しております。愛知県から職員の応援要請がありましたので、2月から本市の職員1名を津島保健所に派遣しているところでございます。

市独自の食糧支援や買物支援につきましては、現在のところ行っておりません。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 確かにそうした要請があつて弥富市からも1名出ていると。あるいは他市町村からもそうした職員が派遣されていることによって多少緩和されて、ようやく電話もつながるようになってきたということは聞いています。しかし、まだまだ対応に追われているという状況で、本当に逼迫しているというところでございます。

保健所から連絡が遅くなるとどういうことになるかという、また本来受けられるはずの食糧支援、県が感染者等にはお弁当を配達するという事業を行っていますが、それが対応できないというところになりますし、感染者や濃厚接触者がどうしていいか分からないと困っているところでございます。

市にコロナ対応相談窓口を置き、コロナに対して困ったことがあれば情報の提供や支援などを迅速に個々に対応できるようにしてはいかがでしょうか。電話相談、メール相談も対応可能とできるように、できないならその理由をお答えください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現在、相談窓口は特に設置しておりませんが、全庁一丸となって情報共有をし、市民の皆様からの御相談に対応しております。

また、1階市民プラザでは、新型コロナワクチン接種の予約だけでなく、保健師による健康相談も行っております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 特に設置していないというところで、ただ全庁一丸となってやっているということですが、この窓口がなければ市民は相談していいかどうか分からないので、それはやっぱりできないと思うんです。

また1階にはあるというんですけど、その感染者や濃厚接触が疑わしいときに歩いてなかなか相談というのはできないものですから、電話相談窓口、あるいはメール相談窓口を設けて、それを周知しなければ全く意味がないというところになりますので、ぜひそうした気構えがあるのであれば、そうした相談窓口コーナーを開設しましたよというところを周知し

ながら、本当に今保健所が連絡つながらないという状況ですから、そういう中でつながらない場合は市役所に電話してきてくださいと。そして、その今保健所で対応しているサポートを行って情報を把握しながら後で市から保健所につなぐというようなサポートをしていくことが今急務かと思うんです。そうした中で、保健所業務も緩和、軽減させるように市としても努力をしていただきたいと思うわけでございます。

あとは、今市販の検査キットなどもいろいろ出回っているわけですが、これが例えば陽性反応が出たとします。そうすると保健所に連絡することになるんですけれども、それすらできないという状況になっているんですよ、実際。なので、感染者数がカウントされずにそのまま置き去りにされているということがあるわけです。市民の誰もがいつ感染してもおかしくない状況にあるので、改めて感染が疑わしいときにどのようにすればよいのか。感染が発覚した場合、どのようにすればよいのか。また、どのような支援が受けられるのか。そのような状況になった場合にどうするのかというのをフローチャートのようなものを作成して、市民が安心して分かりやすく、かつ保健所の業務の負担を減らすために回覧、ホームページ等で周知を行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 市ホームページや広報に毎月ワクチン接種と相談窓口等に係る情報を掲載しております。本市では、市内の新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための手段はワクチン接種が重要だと考え、市民の皆様にも一日でも早くワクチン接種をしていただけるよう市内医療機関の御協力の下、健康推進課を中心に全力を挙げております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） ワクチン接種は確かに大切だと思います。それを急いでもらうことは大変ありがたいなと思うわけですが、ただ、ワクチンを打てばかからないかということではないと思うんですね。実際にはワクチンを打ってもかかってしまって、その方がまた感染が広がるということもあり得ますので、かからないわけではない、重症化を防ぐという点においては強力な効果を発揮するかなと思います。

そして、やはりいざかかってしまうと、じゃあどうするんだと。保健所には連絡つかない、どうしたらいいんだ。自分で勝手に自宅で待機しておけばいいのか、それでは食糧どうするんだというように困ってくるわけですよ。パニックしてくるわけですよ。だからそこを安心してくださいよと。市が相談窓口になることによって、保健所につながらない、その保健所の業務の肩代わりといっちはなんですけれども、そうしたワンクッション置くことによって保健所の業務だって軽減できると思うんです。そういった対応をぜひしていただきたいと思っています。

また、感染を予防するには、やはり検査が必要だと思います。病院では、個人が濃厚接触者っぽいけれども、検査してほしいと言っても、無症状なら検査できないと言われるということでございます。また、県の事業である薬局などで無料で受けられる検査は、今検査キットが不足しているために受けられないといった状況でございます。

市民の誰もが感染が疑わしいとき、どうしても人が集まる会議等に行かざるを得ない場合など、必要なときに必要なだけ検査が行えるよう市が補助してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市では、検査キットの配布や購入補助については考えておりません。検査につきましては、議員御指摘のとおり、愛知県が実施しているPCR等検査無料化事業を御利用いただきたいと思いますと思っております。現在、市内では2か所の事業所が登録されております。そのうち1か所のクスリのアオキではPCR検査、抗原検査を実施しておりますので、ぜひ御利用いただきたいと思いますと思っております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） クスリのアオキさんということでありましたけれども、検査キット等はまだあるのでしょうか。その辺、確認取れていますでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 直近のところでの確認は取れておりませんが、数週間ぐらい前に、私自分でクスリのアオキさんのほうへ行ったときに、物を購入した際にレシートのあるところに無料キット配布というクーポンいただきましたので、やれていた状況だと思っております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 実際には、キットが不足しているというところでなかなか受けられないというところがあります。また、そういった検査キット、要は薬局で検査が受けられるということもなかなか知られないという方もおいでになりますので、ぜひそうした周知と、あと周知すると同時に急に不足してしまうわけなので、そういった対応を県に要求するのか、あるいは市独自で支援するとか、そういったサポート体制をしなければならないと思います。

また、薬局さんだけに頼るのではなくて、やはり市が率先して、例えば検査キット、特に抗原検査なんて今簡単に手に入るし、簡易なものでございますので、そういった購入補助を行うとか、あるいは学校等、人が集うようなところには配布すると、そういった自治体も実際にありますので、そうした例を参考にしながら弥富市としては対応をお願いしたいと思っています。

コロナに感染していなくても、コロナの影響で多くの人が疲弊しています。様々な支援が

行われてきましたが、まだまだ不十分の状況で支援が受けられないという方が、あるいは支援の枠からも外れてしまっている人や支援制度があっても実体が伴わずに受けられない人が現実的にいらっしゃる。そのような人に対して、市は積極的に救う手だてを取っていただきたいと思っています。

例えばパートやアルバイトなどでシフトが減った場合、本来なら休業支援金が受けられるとなっています。しかし現状では、申請しても受けられないという実態があるんです。大学生がアルバイトをしながら学費を稼いでいたのに、コロナで緩和された給付奨学金の対象にならない。これは世帯収入が一定程度あるという状況の下や、世帯収入の基準がそもそも低過ぎて受けられないというか、そもそもコロナでアルバイト先がなくなって大きく収入が減収していると。共働き世帯、あるいは単身世帯がシフト減によって家計を維持できないという場合もあります。失業によって収入がなくなり、家計が維持できない。次のアルバイト先や就職先がないという状況もあるわけです。

事業者も、飲食店などには給付金や休業補償などがあります。それももちろん十分ではないですけども、しかし、その他事業者においてはコロナで大きく影響を受けていても支援が少ない。例えば、写真屋さんやクリーニング店などではほとんど支援がないという状況でございます。唯一あるのは事業復活支援金等、今でいうとそういった形のものがありますけど、なかなか書類等も大変です。ほかにも支援がないという状況でございます。このような状況に置かれている人たちに対して、支援の手を差し伸べていくことは考えていないんでしょうか、どうですか。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 現在、本市では住民税均等割非課税世帯及び家計急変世帯に対し、臨時特別給付金の受付を行っております。受給に当たりましては、3月号広報や市ホームページを御確認していただき、御不明な点は弥富市非課税世帯臨時特別給付金コールセンターへ御相談ください。

また、生活自立支援センターでは、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、緊急小口資金、総合支援資金などの申請を受け付けるとともに、生活にお困りの方の相談を行い、自立を応援しておりますので御相談ください。

また、事業者に対しては、昨年12月議会の行財政委員会のほうにおきましても今回同様の御質問をいただいております。同様の御答弁とはなりますが、コロナ禍において多くの事業所が影響を受けている中、支援を受けられる手段は国、県、市で異なる可能性がございますが、それぞれの制度を御活用いただきたいと思っておりますので、今のところ拡充については考えておりません。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今の答弁、あるいはその前の答弁を鑑みても、市独自で何かをやるというところが大変少ないように感じるわけです。国や県の支援制度、その活用をと言っておりますが、それに漏れている人たちが市内にもたくさんいらっしゃるというところなんです。そういった方々に思いをはせれば出てくる考えだと思うんです。なので、そうしたところをしっかりと市がサポートできるように、まずは知恵を出していくことだと思うんです。そして、予算をしっかりとそこに割いていただきたい。

市長は、こうしたコロナの状況の中で市民を守るという考えの立場に立っていただきたい。本気で考えればもっと出ますよ。そうした対応をぜひお願いします。

この間、様々な答弁等ございましたけれども、市長の総括、市長の英断で、予算拡充しながら市民を守るという感想をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 担当より御答弁させていただきましたが、市としての取組、また国や県にもそれぞれの支援策がございます。先ほど部長の答弁にもありました国の支援策である緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、令和4年3月末までとしていた申請期限が令和4年6月末までに延長されましたので、この後、補正予算をお願いする予定となっております。それぞれの支援や様々な制度を活用していただき、このコロナを一丸となって乗り切ってまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今の市長の答弁を聞きましても、やはり国・県に頼った支援、その周知が精いっぱいだというところがございます。しかし、弥富市にはこうした予算はしっかりあると言われているわけですから、その予算を使いながら、今本当に災害ですよ。その災害を乗り切る、乗り切っていただきたい。まるで他力本願のような、そんな言葉じゃなくて、私が市民を守るんだという考えに立ちながら、その予算を拡充していただきたいと、ぜひそうした検討を内部で始めて対応していただきたいと思いますので、そのことを強く求めまして、質問としては終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午前10時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時39分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 3番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、孤独・孤立、ひきこもり対策について、2点目は、幼児教育・保育の無償化について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引く中、全国的に子供や若者、女性の自殺が増え、DV、虐待、鬱、ひきこもり、孤独死など、社会的孤立問題が深刻化されています。数か月前にも起きました、多くの人を巻き添えに自らも自殺したクリニック放火事件や、母の死を機に前担当医を射殺した事件など、社会的孤立は様々な問題を生み出すだけでなく、社会に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

政府は、令和3年12月28日、電話やSNSによる24時間相談体制の整備や地域とのつながりの場づくりなどを盛り込んだ孤独・孤立対策の重点計画を決定いたしました。重点計画では、孤独や孤立を人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るとして、社会全体で対応すべき問題であると指摘、当事者の目線や立場に立った施策の推進を強調しています。

具体的な取組としては、相談体制の強化や居場所づくり、アウトリーチ（訪問）型支援などを上げています。孤独や孤立に陥っている人が声を上げやすい環境や人とのつながりを実感できる場を確保すること、また支援の担い手となるNPOへの後押しも欠かせません。重点計画では、NPOを重要かつ必要不可欠として安定的・継続的にきめ細やかな支援を行うと記載されておりました。

本市におきましても、コロナ禍の影響で今まで居場所づくりとして継続されていたサークル活動も、ここ2年間ほどコロナ禍で集まることができなく、相談する場所や今まで築いてこられた活動も途絶えているグループもございます。

そこで、相談体制について質問いたします。

まず初めに、福祉課、福祉センターの窓口に来られる方の相談内容と相談件数、コロナ前と後では変化があるのかお聞かせください。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 福祉課では生活保護の相談を受けており、その相談の多くは障がい、または高齢により収入が少ないなどでございます。窓口相談件数の推移に急激な変化はなく、平成30年度58件、令和元年度54件、令和2年度76件、令和3年度は1月末まででございますが、60件でございました。

市が社会福祉協議会に委託をしております生活自立支援センターへの相談内容といたしましては、仕事探し、就職のこと、収入、生活費のこと、債務のことなどが多く、コロナ前後で大きな変化はございません。

なお、新規相談受付数につきましては増加傾向にあり、平成30年度59件、令和元年度47件、

令和２年度91件、令和３年度は、令和４年１月末までで142件でございました。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○３番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

相談内容は仕事探し、就職のこと、収入、生活費、債務のことが多く、新規相談件数としてはコロナ禍の影響も受け、貸付けの相談も含め、増加傾向にあると伺いました。

今回、コロナ禍において第２の就職氷河期が訪れ、これまで以上に悩む家庭が増えております。その中でも相談する環境がつかれず、以前より増して支援を必要とするひきこもりは、８０５０問題の対策にもつながる重要な課題ではないでしょうか。政府は、生活困窮者自立支援法における社会的孤立への対応について示されました。

そこでお伺いいたします。

生活困窮者自立支援法の相談体制、支援の内容をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 相談体制といたしましては、生活自立支援センターに相談員が３名在籍しており、随時相談を受け付けております。また、出張相談として毎月第２・第３火曜日の午前９時から正午まで、市役所でも相談を受け付けております。

支援内容は、就労や就労準備の相談・支援、住宅確保給付金の受付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者給付金の受付などを行っております。また、相談された内容により該当する関係機関にもつなぎ、問題解決に当たっております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○３番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

本市における生活困窮者自立支援法の相談体制と支援内容を聞かせていただきました。前回の一般質問で、ひきこもりの相談窓口と周知方法を聞かせていただきました。本市においては、福祉課及び市社会福祉協議会において対応され、相談された内容により該当する担当課にもつなぎ問題の解決に当たるということでしたが、相談件数が大幅に増えていないのと、市民の方からどこに相談すればいいのか分からないというお声も伺っております。今後、市のひきこもり支援につなげることができるよう、ひきこもり相談窓口、支援体制を明確にし、市民への周知啓発を行っていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） ひきこもりの相談窓口につきましては、福祉課及び市社会福祉協議会において主に担当しております。相談された内容により、該当する担当課につないで問題の解決に当たっております。また、市広報、市ホームページを通じて市民への周知、啓発を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

相談窓口の周知・啓発は、市民の方が一人で悩みを抱え込まず、相談支援を受けていただけるよう取り組んでいただきたいと思います。今回、初めて市広報とか市ホームページを通じてまた周知していただけるということで、よろしくお願いいたします。

生活困窮者自立支援法の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスの申請ができない人も多いことから、対象者の把握はアウトリーチも含め、早期支援につながるよう配慮することが重要であると記載されています。

前回質問させていただいた折にも、市の答弁では家庭訪問などによるアウトリーチ型支援は有効な支援と考える。現在実施している生活自立センターと連携してまいりますので相談していただきたいと思いますとの御答弁でしたが、アウトリーチ型支援の取組の現状をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） アウトリーチ型支援を行うためには、家族や地域の人々からの情報が重要な役割を担うと考えております。ひきこもりなどに関するお気づきの情報がございましたら、先ほども申しましたが、福祉課または市社会福祉協議会のほうまでお知らせいただきたいと思いますと考えております。

また、市社会福祉協議会では、精神的に疲れている方や話を聞いてほしい方に向けまして、フリースペースなごみの会を奇数月に開催しておりますので、御利用いただければと思います。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。コロナ禍で、フリースペースなごみの会は2年近く開催されていないかと思います。集まることはできなくても、アウトリーチ型支援、本当にアウトリーチで様子を聞きに行くとか、そういったまた電話での相談支援をつなげていっていただきたいと思います。

次に、支援につなげる体制づくりについてお伺いいたします。

全国のひきこもり地域支援センターにおける相談延べ件数を見ますと、多くの指定都市は2,000件から3,000件であるのに対し、本市においては、ひきこもりに特化した相談窓口がないため、機能が果たされていないのではないかという印象を受けます。令和元年に全国321自治体において、ひきこもりの実態を把握するため、まず実態調査を実施されたそうです。

そこでお尋ねいたします。

本市におけるひきこもりの実態を把握するため、まずは実態調査を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） ひきこもり実態把握のための実態調査につきましては、やみくもに訪問調査を行うものではなく、地域のことをよく把握されている民生児童委員などと連携し、情報を把握することが重要であると考えております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

やみくもに訪問調査を行うのではなく、本市においてどれくらいの方が悩んでみえるのか。3年に一度の福祉計画など、アンケート調査の項目に記載していただき実態調査してはどうかと思います。

再質問させていただきますが、どうでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 今議員御指摘のとおり3年に一度障がい者計画、それから介護の事業計画等が作成する際にアンケート調査を行っておりますので、その中で項目のところでお悩み事があるかどうか、そういったことも含めまして、またアンケートをさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 次に、支援制度についてですが、精神的な理由から引き籠もっている方に対し、精神保健福祉手帳の申請により各種支援福祉サービス、支援制度や給付を受けることができますが、指定医による診察、本人の診断書が必要であります。

先日、20年間引き籠もっていた方からお電話をいただきました。一歩外に出ることさえできない、人と会うこと、歯を磨いたり、服を着替えたり、そういったことさえできない。病院に行けないんだと話されておりました。その方は訪問支援の方が度々来られて手帳申請ができ、自立支援に週1回から現在週4日通うようになったと生の声を聞かせていただきました。病院に行けない、外に出られない、診断書を書いてもらうことができない。だから制度が使えず、ずっと置き去りにしてしまっているのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。支援につながる体制づくり、例えばアウトリーチ型支援に専門医が同行できないか、またリモート診察ができないかなど、本市のお考えをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 専門医の同行につきましては、日程調整や本人の受け入れなどの課題があるため、タイミングよく訪問支援を行うことは難しいと考えております。電話などにより相談していただければ、状況に応じまして保健師等と連携をし、訪問を行い、支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。新型コロナウイルス感染症の影響で、新た

にひきこもり状態になる方が想定されることから、ひきこもりの方が相談しやすい仕組みをつくるのが大切だと考えます。他都市においてはLINEやビデオ会議、アプリ等を活用して自宅から相談できるような取組を行っています。

そこでお尋ねいたします。

少しでも多くの方が相談に対応するためにもSNS等を活用して、より相談しやすい体制づくりを作らねばと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市ではSNSを活用した相談窓口開設について、今のところ予定はございません。ひきこもりをはじめ、様々な悩みの相談窓口として、愛知県では、こころのサポート相談においてSNSによる相談窓口を開設しております。また愛知県精神保健福祉センターでは、電話相談のほかに予約制で面談相談を受け付けております。県内の各保健所におきましても、ひきこもり相談窓口を設けております。福祉課の窓口へ御相談いただければ、次へのサポートセンターへおつなぎしてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

SNSを使つてのサポートは専門的であり、自宅で相談できるというメリットがあります。また、SNSでの相談サポートなども分かりやすく広報など周知していただきたいと思ひます。

当事者の方から、親の年金で生活し、今は事業所に通つて少しお給料をもらつていますが、週4日病院に通うと、タクシーチケット、お給料全部消えてしまうそうです。市内限定で病院へのタクシー無償化ができないかなど、本市の困窮支援をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） ひきこもり状態にある方を対象とした新たなタクシー料金助成制度の創設については、予定をしておりません。困窮支援という点におきましては、生活支援センターにおいて就労支援をはじめ、生活に関わる様々な相談を受け付けておりますので、ぜひ御相談をお願いしたいと思います。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

最後に、ひきこもり相談窓口を設置し、保健・医療・福祉・教育などの公的機関や民間機関と連携して支援につなげていただきたいと思います。市長の御見解をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市では、これまでひきこもりに特化した専門の部署は設けておりま

せんが、これまでも介護や障がい、精神保健、生活保護など、福祉施策に関する部署や機関が必要な部門との連携を図り対応をしてきております。

また、生活困窮者に対しましては、社会福祉協議会に委託している生活自立支援センターにおいて、様々な問題や不安についての相談に応じ、生活困窮者が抱える問題解決に向けた支援を行っているところでございます。

ひきこもりのきっかけは様々で、子供も、高齢者も、女性も、男性も、誰もがなり得るものであります。全ての人の孤立を防ぎ、社会との関わりを持って生活できる社会を実現するという観点から、当事者やその家族に寄り添った対応が重要となります。ひきこもりになったきっかけ、ひきこもりの期間、家族や社会環境など複雑な要因が絡み合う中で、ひきこもりの解決に向けて知識、経験を有する専門家や民間団体の力を借りまして解決の方法を見いだすことも必要であると思います。

そのような中、まずは福祉課や社会福祉協議会をはじめ、市の関係部署、公的機関並びに民間関係機関等と連携を図り、情報共有をしながら支援体制を整えていきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

先進地のひきこもり事業を参考にさせていただいて、本市におきましても、サポート体制を整え支援していただきたいと強く要望いたしまして、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目は、幼児教育・保育の無償化について伺います。

本市の保育は9か所の公立保育所と1か所の認定こども園の10か所で保育を担っております。今回の新型コロナウイルス、オミクロン株におきましては、子供への感染力が強く、先生方をはじめ親御さん、市当局におきましては感染予防、また対策、休園などで大変御苦勞をおかけいたしております。

子ども・子育て支援法の改定により、2019年10月から幼児教育無償化がスタートいたしました。しかし、私的契約児は2号・3号認定に当てはまらない、いわゆる3歳以上で保育の必要性がない1号認定の未就学児童であり、保育の必要性がある2号・3号認定児童の利用調整の結果、入所決定した後に、なお受入れ可能な場合、保護者との私的契約により受け入れられるものであるため、基本的に無償化の対象になっていません。

そこで、まず初めにお伺いいたします。

現在、私的契約児の状況をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 令和4年3月現在、市立保育所での私的契約児は48名となっております。その保護者の多くは小学校進学時の友達関係を心配されており、

保育所の保育時間の長さを考慮して納得の上で入所されていると考えております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

現在、私的契約児として48人入所されているということですね。弥富市公立保育所民営化基本方針を見ますと、私的契約児の推移は、令和元年度以前は100人近くおりましたが、令和元年度から3歳児以上の保育無償化が始まり、私的契約児は無償化の対象外となるため、保護者の方が労働等へ移行され、減少傾向にあると見受けられます。

本来、幼稚園や認定こども園があれば無償化の対象になるわけですが、本市においては市立の認定こども園が1か所のみであり、また近隣の他市町村を調べてもほとんど1か所のところはありません。

先月、保護者の方から、下の子が生まれ、上の子を公立保育所に入れたけれど、働いていないので私的契約児となり、保育無償化の対象にならず保育料を払っています。何とかしていただきたいとの切実なお声を伺いました。

そこでお伺いいたします。

様々な理由があると思いますが、私的契約児で預けられている方の理由が分かればお聞かせください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 母親の疾病や障がい傾向のある児童を保育するためという理由で一部利用がございしますが、もともと就労を希望していなかったり、保育の認定理由である母親の出産及び求職活動などに伴う認定期間や、育児休業に伴う1年間の認定期間が経過したことなどの理由で私的契約児として受入れを行っております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

私的契約児として預けられている理由は、母親の疾病、障がい傾向の子供を保育するため、母親の出産、1年間の育児休業認定が経過したなど、決して保育の必要性がないとは思えない理由でございします。子ども・子育て支援法の概要には、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮したものとする旨を基本理念に追加すると記載があります。

現代の保護者の観点から、保育所は認定要件だけではなく、この3年間集団生活を体験させたり、就学前の準備期間と捉えるのが一般的であります。私的契約児が無償化の対象にならないことから、特別利用保育として受け入れる自治体が増えてきております。

そこでお伺いいたします。

特別利用保育の認識をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 特別利用保育については、3歳児以上の保育の必要性がない児童について、地域に幼稚園や認定こども園がなかったり、当該施設の定員や児童の障がいにより入園できない場合などに、保育所の入所定員に余裕があれば受入れを行い、保育するものと認識しております。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、私的契約児についても一定の条件を設けるなどして無償化の対象としている自治体があることは確認しております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

地域に幼稚園や認定こども園がなかったり、障がいにより入園できない場合など、保育所の入所定員に余裕があれば受入れを行い保育する。また、一定の条件を設けて無償化の対象とするという認識でありますね。特に長引くコロナ禍の影響は、子育て世代にとって経済的負担、多くの親子がストレスを抱えております。本市においても、子育てに関して幼保をはじめ教育に至るまで一貫して全ての子供たちに平等に支援すべく、私的契約児の無償化に取り組んでいただきたいと思います。最後に市長の見解をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私的契約児を無償化にしますと、多くの保護者が私的契約を選択することが考えられます。私的契約児は、普通交付税の基準財政需要額に算入されないため、保育料を除いた運営費が全て市の負担となってまいります。今後は、一部保育所の民営化かつ認定こども園化により、利用料が無償化の対象となる教育給付認定を受けての入所に転換を図り、私的契約児を解消していく方針でございますので、今のところ特別利用保育を全面的に実施する考えはございません。ただし、民営化が実現するまでの間ではございますが、限定的に令和5年度から、障がい等の理由により就労等が困難である家庭を対象とした特別利用保育の実施について検討してまいります。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

本市においては、令和7年民営化の移行計画があります。この2年間を特例期間として、全ての私的契約児を無償化の対象としていただき、最後の受皿になっていただきたく、強く要望いたします。私からの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午前11時20分にします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時15分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、板倉議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

通告に従いまして質問させていただきます。

踏切の歩道整備と尾張大橋の災害対策について質問いたします。

1つ目、踏切の歩道整備について伺います。

昨年2021年4月に改正された踏切道改良促進法に基づいて、全国93か所の踏切が改良すべき踏切道として指定されました。指定された93か所の中に、鰐浦にあるJRと名鉄の踏切、気開にあるJRの踏切が入っております。指定を受けた市内の3か所の踏切道には、今後立体交差化や拡幅などの従来の対策だけでなく、周辺迂回路の整備など面的、総合的な対策を講じるとともに、踏切道のバリアフリー化など、地域の実情に応じた対策を検討する、対策状況を公開して対策促進を図っていくとされています。

この法律についてより深く知るために、加藤明由議員、佐藤仁志議員、那須英二議員、そして私の4人で、加藤明由議員の紹介で国土交通省中部運輸局に行って話を聞いてまいりました。そのときに、踏切道の拡幅に係る指針というものが平成の時代に出されていることを知りました。内閣府から出されている交通安全基本計画ですが、5年ごとに計画され、現在第11期まで来ています。その第6次の計画が内閣府から出された頃、平成8年1月に、その踏切道の拡幅に係る指針が当時の建設省から出されています。その中の基本方針に、近接踏切道の統廃合をしない場合の当面の措置という項目があり、通達により運輸省は鉄道事業者を、そして建設省は道路管理者をそれぞれ指導するものとあります。平成8年のこの時期に当時の建設省から、あるいは愛知県知事から、当時庁内の踏切道の管理者として、この踏切道の拡幅に係る指針の通達を受け取り、指導されたという認識はありますか。

○議長（大原 功君） 小笠原土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） この通達により、道路管理者が行う踏切道の拡幅の際に鉄道事業者と道路管理者が行う協議において、考え方など共通認識のできる指針が示されたものでございます。また、この指針に基づく具体的な指導はございませんでした。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 先ほど述べました交通安全基本計画ですが、第6次の次、第7次交通安全基本計画、そして第7次踏切事故防止総合対策、これは平成13年度から平成17年度までの計画ですが、その期間中の平成13年10月に平成8年に出された指針を廃止し、改定する形で再度踏切道の拡幅に係る指針が国土交通省から出されました。愛知県知事経由で踏切道路の管理者である弥富市に通達はありましたでしょうか。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 通達されております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 国土交通省は、どのような目的で踏切道の拡幅に係る指針を出してきたと市は認識していますか。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 当該通知の目的として、本指針は踏切道拡幅の基本方針、関係者間の連絡調整体制を定めることにより、道路管理者が行う踏切道の拡幅の際に、鉄道事業者と道路管理者が行う協議の指針となるものであり、踏切道を含む道路の拡幅計画がある場合、及び既に前後の道路と幅員差が生じている踏切道について、早期に問題の解決を図ることを目的とするとされております。今後も、この指針に基づいて関係機関と協議してまいります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 仮に、J R 弥富駅の東西、気開と中六の踏切ですが、それぞれ歩道を整備したらどれぐらい金額がかかりますか。おおよそ結構ですが、伺えますか。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 踏切道の拡幅の計画がないことから、積算したことはございません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 目安として知りたいんですが、改めて伺います。市道鎌倉308号線、J R の鎌倉踏切に歩道整備をしたとしましたら、おおよそ幾らほどかかりますか、金額ですが。

○議長（大原 功君） 小笠原土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 令和4年度以降に踏切はじめ関連施設の測量、設計を進めますので、現時点では公表できる金額は把握しておりません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 安心して快適に移動できる空間の整備ということでJ R 弥富駅の自由通路事業が進んでおります。踏切整備と自由通路整備の費用の差を知りたかったんですが、ありがとうございました。

事務局の方、写真1をお願いします。

鯛浦踏切です。令和2年12月議会での私の一般質問の中で、当時の建設部長から答弁いただいたんですが、読み上げます。

自由通路整備事業や踏切拡幅事業は、踏切道対策の一つである。これらが同じ駅構内にあ

ることから、2つの同種対策事業を同時に進めることはできないと考えていると答弁されています。同種対策事業という部分、線路をまたいで市道が通るということで自由通路は踏切扱いになるのでしょうか、お願いします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 自由通路は踏切ではございませんが、踏切道の対策事業の一つであると考えます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 今回の自由通路整備の事業をすることによって、近くに接する踏切、例えば中六や気開の踏切を廃止しますよという要求はJ R側からあったのでしょうか、お願いします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 自由通路整備による踏切の廃止の要求はございません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 令和2年12月議会での私の一般質問の中で、当時の建設部長は、ほかの踏切の廃止を要求されないことは市民の利益に資すると考えていると答弁されています。もともとないことを市民の利益と答弁されているようにも聞こえます。J R側に都合のよくないことには触れずに自由通路事業に突き進んだという印象をどうしても感じてしまっております。

踏切道の拡幅に係る指針の基本方針の一つに、踏切道の拡幅と踏切道の統廃合についての考え方が示されています。読み上げます。

踏切道は、踏切事故の防止及び道路交通の円滑化のため、立体交差化、統廃合等によりその除去に努めるべきものであるが、踏切道に歩道がないか歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性に鑑み、踏切道の統廃合を行わずに歩道整備を実施することができるとするとあります。

この指針は、運輸省からJ R側にも当時に示されていますから、市とJ R側が指針に基づいて徹底的に協議していれば、平成の時代に中六か気開の踏切に歩道ができていたのではないかと考えます。指針という応援がありながら、踏切内に歩道整備しなかったのはなぜでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 議員が御指摘の指針と同時に踏切道の拡幅に係る指針の取扱いについてという文書が指針と同様に通知されております。

その中には、指針3(1)踏切道に歩道がないか狭小な場合の歩道整備の対象は、踏切道前

後の道路に歩道が設置されている場合のもの及び鉄道利用者と道路管理者との間において事前に連絡調整のなされた前後の道路における歩道の拡幅計画に合わせて行う場合、その他踏切道における歩道設置の必要性の確認がなされた場合のものとする。また、歩道の設置に際しては、歩道と車道の分離を明確にするものとする」と記されております。よって、踏切道の歩道設置等については、踏切前後の道路と併せた整備計画でないと通行の安全が確保されなく、関係機関の理解は得られないと考えております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 事務局の方、写真2をお願いいたします。

気開の踏切ですが、踏切前後には住居が密集してはおりません。

指針が出てから26年たちます。その間、踏切前後の歩道整備を進めて踏切内の歩道整備ができたのではないかと考えます。指針が出てから26年間で、J R 気開踏切の前後の歩道用地確保に対して市はどのように動いたのか伺えますか。

○議長（大原 功君） 小笠原土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 当該踏切道の改良は、区画整理による面的な整備の構想もありましたが、事業化には至りませんでした。また、歩道整備につきましても、歩道の連続性の確保などが難しいことから、用地確保に動いた記録はございません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 歩道の連続性というものをどこまで考えるかというところですね。踏切前後に数メートルずつでも歩道を設置するなど計画して、何が何でも踏切内に歩道を設置し、安全を確保していくのだという強い思いで関係機関と交渉していけば踏切内歩道ができたのではないかと思います。そもそも用地確保に動いていないわけですから、市にその決意がなかったのだと感じています。

踏切事故の防止について国土交通省は、昭和46年2月から交通対策本部決定の踏切事故防止総合対策についてに基づき、対策を強力に推進してきました。国交省の言葉に、踏切事故は発生すると多数の死傷者が出るなど重大な結果をもたらす。高齢化の進展等社会環境の変化に配慮しつつ、引き続き踏切事故防止を図っていく必要があるとあります。平成8年と、それが上書きされる形で平成13年に踏切道の拡幅に係る指針も出され、歩道整備に国土交通省が追い風を吹かせてくれたのではないかと感じます。

先ほど市の答弁にもありました指針の取扱いについての踏切道を拡幅する場合の措置の解釈に、その他踏切道における歩道設置の必要性の確認がなされた場合のものとあります。踏切前後の歩道というところにとらわれず、国交省の解釈を上手に捉えて協議すれば踏切内の歩道設置ができると考えますが、市の考えを伺えますか。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 先ほども御答弁申し上げましたが、現在よりも安全が確保される形での整備が求められますので、踏切道だけに歩道を設置すれば安全が確保されるというものではないと考えますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 踏切前後の歩道がないので、踏切内の歩道ができないと諦めてしまったのは弥富市です。踏切前後の歩道用地確保に動かなかったのも弥富市です。JR側と地権者と弥富市で真剣に協議してきていたら、気開踏切に歩道ができていたのではないかと考えております。

踏切道改良促進法の改正に基づいて改良すべき踏切道として3か所市内踏切が指定されています。その促進法に踏切道改良協議会を組織し、必要な協議を行うことができると書かれています。市内の踏切が指定された令和3年4月以降、協議会でどのような協議がされたか、お願いします。

○議長（大原 功君） 小笠原土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 市内3か所の踏切道が指定されましたので、それぞれの踏切道で地方踏切道改良協議会が令和3年12月に設立されたところでございます。踏切道の改良に関する協議は、今後進めることになります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 橋上駅舎化事業、そして自由通路事業が進めば、東西踏切の直接の安全確保の事業は遠い未来の事業になるのではないかと思います。自由通路は延期し、地方自治法の考えに基づき、踏切道改良協議会の中で、踏切の安全対策は自由通路でなく、踏切の歩道整備で進めるという方針に替えていただきたいと要望しますが、市長、総括をお願いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富駅周辺のまちづくりにつきましては、昭和の時代から長い時間をかけて様々な整備手法が検討されてきました。その中でも、本市の積年の課題となっている鉄道による南北地区の分断、東西踏切の安全確保、駅周辺のバリアフリー化に向け、整備効果の発現が早い自由通路整備事業を選択し、平成26年度から鉄道事業者との協議を重ね、現在に至っております。にぎわいと魅力あふれる弥富駅周辺のまちづくりを実現するため、まずは自由通路と北口駅前広場から成る交通結節点を整備し、引き続き弥富駅周辺のまちづくりを面的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 覚書が交わされ、協定を結ぼうという直前ですが、止まることはできないということはありません。仮に踏切内に歩道を整備しても、橋上駅舎化自由通路事業で

市が負担する28億円ほどはかからないと考えます。地方自治法の第2条にあります最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないの考えに基づき、橋上駅舎化は鉄道事業者任せ、直接的に踏切の歩道設置最優先でと強く要望し、次の質問に参ります。

尾張大橋付近の堤防対策について伺います。

国道1号尾張大橋付近は堤防が低く、そこから水が越えて入ってくる危険性など、過去質問させていただきました。橋自体の架け替え計画がされないまま、台風シーズンには木曽川の増水が本当に心配だという市民の方からの声を聞いています。

室戸台風級や伊勢湾台風級の台風が接近するときには、国道1号尾張大橋への水の侵入部分に大型土のうで壁を造って締め切る計画になっています。

その土のうの設置に関して伺ってまいります。

土のうを積んで越波、越えてくる波を防ぐという理屈ですが、積むのはどのような団体でしょうか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 特別警報クラスの大型台風の襲来時に高潮が発生した場合、木曽川に架かる尾張大橋周辺から越波、越水による被害が想定されるため、現在木曽三川下流部緊急対策検討会において、大型土のうを設置することが計画されております。この大型土のうの設置については、木曽川の河川管理者である木曽川下流河川事務所が主体となって本市、国道管理者、警察等協力しながら設置いたします。実際に現場で設置する際には、愛知県建設業協会との協定等を踏まえ対応されます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 建設業協会と契約を結ぶのは、国か県か市か、どこになりますでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 愛知県建設業協会と河川管理者である木曽川下流河川事務所は、災害または事故における中部地方整備局木曽川下流河川事務所所管施設の応急対策の支援に関する協定を平成23年11月1日に締結されました。

本協定は、木曽川下流部の愛知県側で災害等が発生した場合の緊急応急対策支援全般に関する協定となり、この災害支援協定に基づき、対応することを想定しております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 災害時の協定は、今現在結ばれていますか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） この災害支援協定は、現在も継続中でございます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1 番（板倉克典君） 尾張大橋の東と西を通行止めにして塞ぐということは、物流、交通を完全にストップすることになります。気象状況がどのような状況のとき、大型土のうの設置に向け動き出すのでしょうか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 木曽三川下流部緊急対策検討会では、特別警報クラスの大型台風が上陸する約24時間前に気象庁から高潮特別警報の予告が出され、約12時間前に高潮特別警報が発表されると想定しております。この高潮特別警報の予告が出た後に、河川管理者、国道管理者、警察、関係市町等で大型土のうの設置と道路通行止めの検討を開始し、高潮特別警報が発表された時点で大型土のう設置の実施を決定いたします。その後、台風の進行方向や速度等の情報を収集しながら道路通行止めの時刻を決定し、大型土のうを設置いたします。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1 番（板倉克典君） 天候が悪化している中で、1 トンの土のうはどのような重機機械で積み上げるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） バックホーを使用した設置を想定しております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1 番（板倉克典君） 愛知県側、三重県側で自動車の通行を止めながら悪天候の中で、しかも深夜だったりしますと、大変な作業になると想像できます。バックホーを使って尾張大橋の愛知県側を想定した土のうを積む訓練をしていますでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 訓練の実施について、木曽川下流河川事務所に確認したところ、令和3年8月に揖斐川河口にある白鷄防災ステーションを会場にして尾張大橋の弥富市側の国道1号区間を想定したレイアウトを仮設で再現し、大型土のう設置訓練が実施されました。

訓練内容といたしましては、バックホーによる大型土のうの設置訓練、堤防天端上での大型土のうの横移動を想定したダンプトラック2台による運搬訓練が実施されました。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1 番（板倉克典君） 何台のバックホーで尾張大橋の愛知県側に土のうを積む予定になっていますか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 2台のバックホーで行うことを想定しております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1 番（板倉克典君） 国土交通省の資料によりますと、緊急時に設置する土のうの数は弥富市側で186袋となっています。仮に1体3分で積むとして計算すると9時間18分かかります。

1 社ではなく 2 社のバックホーということですので、4 時間39分です。そもそも 3 分というのも私が想像だけの机上の計算なんですけど、事務局の方、写真 3 をお願いします。

現在、土のうが備蓄、仮置きされている場所、道路とフラットな場所ではありません。道路から手前の土のうまで約 5 メートル離れています。一番奥の土のうは道路から 11 メートル離れています。1 トンある土のうを移動させるタイミングが、深夜で、天候も悪くて、視界も良好ではない可能性があります。時間との闘いの中で、本当に不安になるような状況だと思います。

市として尾張大橋弥富市側の本当に現場を使った土のうの設置訓練、難しいようであれば細かく現場を完全再現した場所での訓練の要望、時間や重機の台数などの情報を細かく木曽川下流河川事務所から収集していただきたいですが、市の考えを伺えますか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 尾張大橋の弥富市側の現地において、実際に土のう設置訓練を実施することは大変困難であるため、先ほども御答弁いたしましたとおり、木曽川下流河川事務所は昨年 8 月に、揖斐川河口にある白鷄防災ステーションを会場にして尾張大橋の弥富市側を想定した訓練を実施しております。

本市といたしましては、今後も引き続き関係機関と情報を共有し、木曽川下流河川事務所へ訓練継続を要望するとともに、必要があれば訓練への見学や参加をして防災対策の情報収集に努めてまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1 番（板倉克典君） 重大な作業である土のうの設置の訓練に弥富市が関わり、その部分を心配する市民に安心していただくよう説明して行ってほしいと思います。木曽川に隣接していて真っ先に被害が出るのは弥富市です。どうかしっかり訓練に関わって、木曽川下流河川事務所に意見をしてほしいと要望します。

高潮特別警報が発表されたタイミングで土のうの設置になるという回答ですが、もしもの南海トラフ地震による津波襲来には時間的に間に合いません。大地震に伴う津波に対しての国交省の土のう設置は対応していますか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 木曽川下流河川事務所に確認しましたところ、河川堤防の耐震対策は、地震により堤防の沈下等が生じた状態においても浸水被害が発生しないよう地盤改良等の対策が進められております。国が管理する木曽三川では、数十年から百数十年に一度程度の頻度で到達すると想定される津波による浸水被害のおそれがある箇所については、令和 4 年 1 月に対策工事が完了しております。このため、津波対応として大型土のうの設置は想定をしておりません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1 番（板倉克典君） 尾張大橋の木曽川部分は防災の要になるところでありますので、国交省と細かく連携していただきたいと思います。

事務局の方、写真4をお願いいたします。

令和2年尾張大橋付近の木曽川の底が浅くなってきていて、増水時には危険なのでしゅんせつをとという質問をさせていただきました。当時市からは、令和3年度に河床の測量を含めた調査が木曽川下流河川事務所によって行われると、令和2年9月の私の一般質問で答弁をいただいています。令和3年度の河床を調査の結果、河床の状態はどうだったのでしょうか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 木曽川を管理しております木曽川下流河川事務所に確認いたしましたところ、木曽川の河床に関する定期的な測量につきましては、昨年12月から今年の2月にかけて実施をしております。現在は測量結果を取りまとめて、その後に流下能力等のチェックを実施するということでございまして、その検証結果につきましては、3月以降の回答になるということでございました。以上でございます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1 番（板倉克典君） ありがとうございます。3月以降、また教えていただきたいと思います。

事務局の方、写真5をお願いします。

私が令和2年に確認した先ほどの浅瀬は、尾張大橋から北、近鉄線、JR線にまで広がる浅瀬でしたが、その場所から今浅瀬が尾張大橋から南に移動しています。

また、事務局の方、写真6をお願いいたします。

市内の小島町から三重県側を見ますと、また新しく浅瀬ができています。台風シーズンごとに河床変動があるのだと実感しています。木曽川下流は川幅も広く、上流に比べたら流れが穏やかで砂が堆積しやすくなっています。川砂が工事などでの原料として必要とされにくくなって30年ぐらいたち、しゅんせつもされず浅瀬が毎年のように移動しながら目立ってきております。河床の調査結果が出ます3月以降、また改めて伺ってきたいと思います。

1月27日に開催された第6回木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト会議で、どのような市の取組など発表されたのでしょうか。尾張大橋架け替え、尾張大橋の不安解消の考えも含めて市長の総括をお願いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 第6回木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト会議において、本市が発表しました取組は、水害リスクが少ない地域へ広域避難するために、昨年1月に締結した日進市に本部があります愛知学院大学との浸水時における広域避難に関する協定について

発表いたしました。

内容といたしましては、日進キャンパス内にあります数多い学校施設の中で、学院会館を避難所として選定した理由や使用可能面積と収容可能人数等でございます。

また、今後の取組予定として、市民の皆様が災害時に安心して広域避難できるようにするために、リスクマネジメントとして模擬広域避難訓練の実施に向け検討していく旨を発表させていただきました。この訓練は、一部の自主防災会に御協力をいただき、市有バスを利用して現地に間仕切りパーティション等を持参し、事前点検による問題点の洗い出しをするためでございます。

そのほかには、今年度作成した３種類のハザードマップについても触れ、次年度以降の啓発活動について発表いたしました。

次に、尾張大橋の架け替えにつきましては、桑名市、木曽岬町などとの連携を取りながら、尾張大橋周辺の堤防整備と併せて早期実現化に向け、引き続き国土交通省に要望を行ってまいります。当面は大型土のうを設置するなど、可能な対策を講じることにより、少しでも不安解消に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○１番（板倉克典君） 伊勢大橋の完成が随分先で、尾張大橋改修の計画はまだ見えてきていませんが、変わらず国に要望していつてほしいとお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩し、再開は午後１時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時50分 休憩

午後１時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、三浦議員。

○１４番（三浦義光君） 14番 三浦義光です。

通告に従いまして、今回はこれからの農業施策、そして石油高騰による影響についての２項目を質問いたします。

まだまだオミクロン株の猛威は続いております。ピークはやや落ち着いてきましたが、愛知県におけるまん延防止等重点措置は延長されたままであり、海部管内の感染者数は、愛知県全体と比較して人口割でかなり多いという医療関係者の方からも伺っております。３回目のワクチン接種、マスクの着用、多くの人との長時間の会食など、十分気をつけながらコロナ感染症に向き合って生活をしていきたいと思っております。

それでは、令和４年度に向けて中長期的な観点から、これからの市内農業施策について厳

しい状況であると予測し、幾つか質問をしていきます。

日本国内では、米や生乳は自給率が100%に近い農産物であり、市場では長期縮小傾向にあることは間違いありません。現時点で、後継者不足、将来的には人口の減少による消費の量自体が減り続けると予想できます。片や、小麦や大豆、飼料用トウモロコシなどは、そもそも自給率が低い農産物に関して、国産化志向の高まりと海外インフレによる輸入品価格の上昇で、国産品の市場拡大が広がりつつあります。

国内の米と小麦の消費は、ほぼ同じぐらいになっている現状、品種や作業効率の改良により、小麦など輸入品と闘えるぐらいになってきていませんか。稲作農家、加工業、そして流通業などを巻き込み、国産品の需要を進めませんか。将来の農地の耕作放棄を防ぐため、相続していく方々のためにも、新しい農地利用を考える時期になってきているんだと思います。市長に見解を伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 農業は、私たちの生活に欠くことのできない食料を供給し、経済、文化、社会など多種多様な機能や役割を果たしており、必要不可欠なものであると認識しております。本市の農業につきましても、生産者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地などの諸問題を解決するため、現在は農地中間管理事業を推進しております。

また、未来の農業は、さらにこれらの諸問題を解決させるべく、必ず情報通信技術などを利用した農業、例えばトマト農家さんですと、苗の植付けから収穫まで完全自動で行う完全自動化農業へと発展していくものと思っております。議員が言われるとおり、新しい農地利用としての体制づくりを関係機関と共に進めていかなければと考えております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） これから質問していく前の伏線のような御答弁ではございましたが、弥富市南部の方、これをどう考えているか分かりませんが、市北部の方々にはもう農地には興味がなく、所有者は何も生産性の価値のない農地を手放したいと、よくそういったことを言われることを聞いております。しかしながら、それでも耕作放棄では解決にはなりません。そういった観点から次の質問に移ります。

令和3年度、海部南部地域農業再生協議会臨時総会が2月15日に文書議決ではありましたが、執り行われました。その中で、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業が予算書に記載されておりました。この事業は、水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新、リノベーションするため、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物、麦、大豆について、産地と実需者、これは小売、食品加工、仲卸等のバイヤーの方々でございますが、との連携に基づいた実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組、需要の創出、拡大のため、製造機械、施設等の導入を支援するものとなってい

ます。

採択要件として、低コスト生産性等の取組メニューのうち3つ以上実施するとされております。これはかなりハードルが高いとされております。なかなかクリアするには苦労があるとされておりますが、これを弥富市はどのように認識をしておるのかということが1点。また、交付予定金額のうち、おおよそ7割が加工用小麦であるというのは、農水省が令和4年度産で麦、大豆、野菜など、定着性や収益性の高い作物への転換を促していることから、加工用米からの転換が加速しているのが要因なののでしょうか、2点お聞きをいたします。

○議長（大原 功君） 上田農政課長。

○農政課長（上田忠次君） 海部南部地域農業再生協議会に確認しましたところ、やはりハードルが高い事業であることを聞いておりますが、コロナ禍の状況などで米の需要が低迷し、米価が減少している状況であることや売上げが減っている中、この低コストで省力化といった取組を行うことによって経費削減にもつながり、補助事業の支援も受けられることから、地域が一丸となってこの事業に取り組んだものと認識をしております。また、取組品目の加工用小麦の交付予定金額が多いのは、議員の御指摘のとおりでございます。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 農林水産省が3月2日に、2020年産主食用米の1月末現在作付意向の第1回調査結果が発表されております。この中で、転作作物では飼料用米が増加を見込む圏域数が一番多いと見込まれておるんですが、農水省は麦、大豆のほう転作作物として定着が望めるとして、手厚く支援する水田リノベーション事業の予算を22年度産で増やすなど、てこ入れを図ると発表されております。今後も定着性の高い作物への転換を促していくとも言っておるということでございます。

次に、スマート農業への支援についてお聞きをいたします。

昨年12月に、会派にて国への陳情に出向いた際、デジタル田園都市国家構想についてのレクチャーを受けました。岸田総理肝煎りの地方からデジタルの実装を進め、地方と都市との差を縮めていくことで、世界とつながる構想であるとの説明がございました。施策としては、内閣府などの住民の満足度の向上やグリーン化など多様で持続可能なスマートシティの構築、複数分野間でのデータ連係、先端的サービス提供を通じたスーパーシティ構想を推進、国土交通省では、3D都市モデルの整備、活用、オープンデータ化を推進、農林水産省では、デジタル技術を活用した加速化や農業者の経営改善が図られるような支援サービスの育成支援、技術開発、人材育成、通信環境をはじめとした基盤整備等の実施を行うスマート農業への取組が上げられております。

今回は、デジタル田園都市国家構想の中でのスマート農業への推進について抽出して質問をしていきます。

ロボット技術やＩＣＴ（情報通信技術）、ＡＩ（人工知能）、としてＩｏＴ（モノのインターネット）などの先端技術を活用し、省力化や生産物の品質向上を可能にするこれからの農業と言われております。現在、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う労働力不足、耕作放棄地の増加や食料自給率の低下など様々な問題を、先ほどから私も述べておりますが、抱えております。このスマート農業の取組は、それらの課題解決、成長産業化へしていく試みであると思います。

近隣でいえば、浜松市では、令和４年度、スマート農業の普及促進と農業者の所得向上、農業産出額の向上を図るため、認定農業者による先進的栽培技術設備等の購入に、補助率２分の１以内、上限600万円の補助金が支給される予定です。申請者は、認定農業者、または認定農業者３人以上で構成される農業者団体で、審査にも多くの項目を満たす必要があります。

また、遠くではありますが、農業県でもある熊本県熊本市では、団体に限りませんが、調査研修経費など準備段階にも補助率２分の１以内、上限30万円、そして整備に関しては団体、認定農業者個人にも補助率２分の１、上限200万円という事業が令和３年度にあったそうです。

本年１月31日、日本農業大賞の集団組織の部特別賞に、お隣の愛西市中心ではありますが、ＪＡあいち海部あまイチゴ組合が受賞いたしました。この要因の一端として、収量増加、品質向上にＩＣＴを駆使し、二酸化炭素濃度や湿度など環境制御技術が導入されております。

弥富市といえば、まずトマトということになりますが、30軒弱の農家がありますが、ＩＣＴを導入しているのは10軒、21台しかない状況でございます。稲作においても、ドローンをはじめ多くの先端技術が活用されていると思われます。浜松市とまではいかなくても、熊本市辺りを参考にして、スマート農業への支援を今後行っていただくことはできませんか、お聞きをいたします。

○議長（大原 功君） 上田農政課長。

○農政課長（上田忠次君） 現在のところ支援につきましては考えておりませんが、さきに市長が述べたとおり、農業従事者の高齢化、後継者不足など、農業が抱える諸問題の解決策の一つとしてスマート農業の導入は有効な手段の一つであると考えております。今後、農業者の方々から、具体的な導入について御相談があれば、事業の有効性、実効性などを十分協議をさせていただき、支援について考えてまいりたいと思います。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○１４番（三浦義光君） イチゴ部会が大賞を取ったということでは、これはかなりのニュースになっておりましたが、愛西、津島のイチゴ部会が受賞というような形で言われております。

ICTには、現在そんなに費用がかかるわけではありません。しかしながら、二酸化炭素発生装置など環境制御装置にはかなりの費用がかかるので、多くの方が二の足を踏む現状ではあります。どうか弥富の何々と言われるような特産品の排出のためにも、今後の支援検討を行っていただきたいと願い、次の質問に移ります。

昨年9月議会にて、海部南部地域農業再生協議会からの高収益作物次期作支援交付金並びに農水省からの経営継続補助金など、農業者に対してのコロナ感染症対策支援に関しては質問をしてきましたが、その後、弥富市独自の感染症対策を支援する認定農業者向け農業経営基盤維持支援交付金が出ております。交付申請の期限が令和4年2月28日までとなっておりますが、最終申請額、申請人数は幾つになりましたか。

また、今回、令和元年度から令和2年度の確定申告を基に、農業収入が減少した認定農業者に対し、減収比の割合によって交付されたものでありますが、しかしながらコロナ感染症の終息はまだまだ見えておらず、作目によっては長期にわたる影響が市況にも及び、令和2年度から令和3年度に向けて減収になっていった状況でございます。新年度に向け、現在行われている3年度の確定申告で、再度減収比によって交付金の発令をお願いしたいと思いますが、現時点での考えをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○農政課長（上田忠次君） 最終申請額につきましては707万9,000円、申請人数につきましては27人となりました。今回の支援につきましては、議員御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にて支援させていただきましたが、2月28日をもって終了させていただきました。令和4年度の臨時交付金を活用した支援事業につきましては、コロナ禍における経済状況を踏まえ、真に必要な事業者に対し、引き続き御支援させていただきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 申請額は予算の約半分、申請人数に至っては、全体の認定農業者数の3割強ぐらいだったと思います。それだけ減収になっていないのかな、皆さんというようにも読み取れます。しかしながら、元年度から2年度にかけて、消費税の絡みもあり、相殺されているいないで確定申告書類では見えない数字があったと聞いております。令和4年度の臨時交付金次第という説明ではございましたが、交付されるなら何とぞお願いいたします。

次に、本年1月27日、自民党の農林合同会議において、農水省が通常国会に提出する土地改良法の改正案を了承しましたという記事に目が行きました。土地改良事業団体連合会が土地改良区や市町村などに代わり、資金調達や工事を行える仕組みや改良区の組織変更制度も設けるとのことでした。

内容としては、豪雨災害の頻発、激甚化に対応して、農業や周辺住民への被害も懸念され

る水利施設対策を、国や県が農家の費用負担などを同意なしに実施できるようにする。県が行う農地中間管理機構が借り受ける農地に関連する水利施設の整備事業でも、同様の措置を設けるとされております。工事資金の迅速な確保や改良区や市町村の技術職員の減少にも対応するため、連合会が改良区や市町村などに代わり、資金調達や工事を行える仕組みを設ける。小規模な土地改良区が解散せずに、一般社団法人や認可地縁団体に組織変更できる制度も盛り込むとなっております。

一般質問当日には、もう少し具体化された、またニュースがあるのかもしれませんが、改良区もこれらに対応を求められると思いますが、弥富市として、現段階でのこれからの対応、考えを聞かせてください。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○農政課長（上田忠次君） 令和4年4月1日予定の土地改良法の一部改正では、先ほど議員からお話がありましたとおり、自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上や防災事業の実施、また農地中間管理機構が借り受けた一団の農業地を対象とした土地改良事業の拡充などがございます。

また、今回の改正では、土地改良事業団体連合会の業務の見直しとして、各土地改良事業への支援が拡充されておりますので、各土地改良区におかれましては、このたびの法改正の内容を十分把握した上で、土地改良事業団体連合会と調整を図り、より一層の効率的な運営に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） まだ、これは新年早々に入ってきた情報ではございます。まだ整備事業がこれからということでございます。私どもも各種対応できるよう、また市との連携、より強めていきたいと思っている次第でございます。

最後に、数々質問をしてきましたが、市長総括として、何らか1点でもよろしいんですので、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 農業の分野は、国における様々な農産物や農家に対する農業施策がありますが、冒頭でもお話ししたように、昨今の農業を取り巻く環境は大変厳しい状況であると私も感じております。しかし、無人トラクターやICT、AI、IoT等、先端技術によりまして、農業の可能性の大きさをまた感じているところでもあります。

本市といたしましては、あいち海部農業協同組合をはじめ関係機関などと農業の将来、未来を見据え、一層の連携を深め、この地域の農業振興、安全・安心な食料の供給、地域社会の活性化に貢献していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） これまでも常々私は言っているのですが、農地所有者が興味を持たなくなっても、それでも農地は残っていく。弥富市のように、広大な水郷を持つ以上、これからも中長期的な課題になってくると思います。生産性のある方向に事業展開をお願いして、この項目の質問を終わります。

続きまして、物価上昇による市内事業者への影響についてそれぞれ質問をしていきます。

新型コロナの流行で世界経済が落ち込み、原油価格は低迷したが、徐々にワクチン接種などが進み、経済活動は再開に踏み出したため需要は高まりました。しかしながら、主要産油国は減産を続けていて、需給バランスが逼迫し、価格を押し上げている状態であります。石油輸出国機構（OPEC）とロシアなどの非加盟国の産油国でつくるOPECプラスは、増産に慎重な構えを崩しておらず、温室効果ガスを排出しない脱炭素化が広がれば、石油離れは進むと読んでいて、将来的に見れば、需要が一時的に伸びても増産には二の足を踏んでいると思われるしております。もちろん、地球温暖化対策を緩めるわけにはいきません。エネルギーの安定供給も両立していかなければならないと思っております。

原油や液化天然ガスの高騰に歯止めがかかりません。このため、ガソリンや灯油などの製品価格が高騰しているのが現状でございます。まさに本日10日より、政府は石油元売会社に1リットル当たり17円70銭また補助を引き上げるということも本日ニュースで流れておりました。輸入頼みの日本では、エネルギーの価格上昇が日々の暮らしや企業の活動などを圧迫し、コロナ禍での低迷から抜け出そうとしている経済全体への打撃にもなっております。とりわけ、低所得者や飲食、観光分野などの中小事業者への影響は懸念される予想がなされております。行政支援の拡充も視野に、遅れのない対応が必要となってきました。愛知県の中小事業者支援を含め、弥富市商工会を通じて何かしら相談というのはあるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（大原 功君） 浅野商工観光課長。

○商工観光課長（浅野克教君） 御答弁申し上げます。

原油や天然ガスなどの高騰は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業や個人事業主ばかりでなく、私たちの日常生活にも影響が及んでいると認識しています。こうした状況に、愛知県では、今年度末までの期間、中小企業者への資金繰り支援の強化として、県融資制度に原油・原材料高緊急対応枠を創設し、借入れ負担の軽減を図るため、信用保証料を県が補助する制度を導入しております。

一方、商工会に対し、会員の現状について問合せをしたところ、事業者の一部に対する聞き取りではございますが、運送業や飲食業などは燃料費への影響、設備関係では材料費への影響が出始めているという声があるとのことでございます。このような意見等があることは認識しておりますが、現時点におきまして、商工会からの具体的な相談等はございません。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 今回のこの質問原稿を作成しておったのが、さきの農業施策の質問より先に作っておったわけで、まだまだ北京オリンピックも始まる前の1月から作成しておったわけで、ウクライナ情勢の悪化はにおわせてはおったんですが、まだまだ現実味がない時期のことでありました。もうこういう状況になりますと、弥富市独自の問題ではなく、世界情勢の先行きを不透明にすると同時に、世界的なインフレ圧力を高める要因となっていくというような予想がされておりますので、また弥富市としてもいろいろと皆様の反応を聞いていただきたいと思います。

次の質問です。

さらなる原油価格の高まりは、燃料費や光熱費を押し上げるだけではなく、生産現場や物流網のコスト上昇に直結して、企業収益全体を圧迫します。ガソリンだけではなく、鉄鋼製品や木材、小麦粉や大豆といった食料品にも広がります。さらには、石油由来のプラスチック製品や衣料品などにも価格転嫁されることも予想されます。

値段が上がれば負担感が強まり、個人消費が落ち込み、景気回復には悪影響を与えます。インフレ圧力が高まり、コロナ禍からの回復途上の現在、景気停滞と物価上昇が共存するスタグフレーションに陥ってしまいます。飲食店は、コロナによる緊急事態宣言による来店客の激減に苦しんでおります。客足を取り戻すには、簡単には値上げできない状況であります。この中、市内の飲食店の状況、また何かしら支援ということを考えておるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（大原 功君） 浅野商工観光課長。

○商工観光課長（浅野克教君） 市内飲食業者に対する支援につきましては、これまでも国や県による支援、また市独自の支援をしているところでございます。現在も国による事業復活支援金事業を実施しております。先ほどの御質問の燃料高騰問題も含めまして、こうした国や県の対応を注視してまいりますので、現時点におきまして、市として支援は考えておりません。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 個人所得が増えない現状、売上げ減少に直結する販売価格の引上げは、極力回避するという企業努力はされているんだと思いますが、じわじわ採算性が取れなくなり、販売価格上昇へ向かっていくことが非常に心配であります。

次に、燃油高騰による市内農業者への現状についてでございます。

愛知県では、化石燃料に依存した経営から転換を図るため、省エネルギー化が可能な設備を導入する取組を支援する施設園芸省エネルギー化施設設備整備事業が令和3年度11月補正で、本年度のみの実施で行われました。この事業は、補助率が税抜き価格の3分の1以内で、

1 部会当たり補助金3,000万円が上限であり、申請としては、1人当たりの金額10万円以上、かつ部会単位での下限金額が300万円以上でないといけないということになっておりましたが、紹介されてから申請期限までが本当に短くて、対象となる機材が燃油使用料15%以上削減可能な機器となっておりまして、今事業での申請者はいなかったということを聞いております。

その後、本年1月17日付で、愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金が交付申請できるような要綱が発表されておりました。この支援金は、厳しい経営状況に直面している施設園芸農業者、野菜、花卉類、果樹類を生産、販売していることなどが補助対象になり、A重油、灯油の購入費について、A重油が1リットル当たり83.1円、灯油が1リットル当たり88.1円の基準額を超過した分の50%を上限に支援金を交付するということでございます。

県内の市町村ホームページで、お隣の愛西市、または幾つかの市町のホームページに支援金の情報がアップされておりましたが、弥富市のホームページではこの質問を書いているときには見受けられませんでした。市に対して、上乘せ支援と質問と思っておりましたが、弥富市のホームページでは、サポート資金（経済対策特別）原油・原材料高緊急対応枠、事業者が負担する当初契約時の信用保証料について、愛知県信用保証協会に対しての補助の案内ぐらいしか見受けられませんでした。部会などの団体に属する農業者は情報はある程度来るのかもしれませんが、団体に属さない農業者には、県の情報であっても、きめ細かな対応をお願いいたします。見解をお聞きいたします。

○議長（大原 功君） 上田農政課長。

○農政課長（上田忠次君） 議員から御指摘をいただきました愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金につきましては、先月22日に市のホームページへ掲載させていただきました。関係する営農者の皆様には、掲載が遅れましたことをおわび申し上げます。

また、御質問の団体に属さない農業者の方への個別の周知は困難でありますので、引き続き市のホームページへの掲載により対応をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 12月議会で一般質問の中で、高橋議員からも同様な質問があったわけですが、なかなか浸透していなかったということでございます。まさに、現在1月から3月10日までの申請受付が行われております。しかしながら、昨年10月から12月の受付は1月の月上旬に締め切られておるといような現状でございます。

そんな折、2月当初ですか、個人でやられている生産者の方から、重油販売店から10月から12月の証明書が届いたと。これは一体何なんだという問合せがありました。私が1月の時点でその方に情報をお知らせできればよかったんですが、なかなか私自身も気がつかなかっ

たということで反省でもありましたが、今回のホームページの案内でまた1月から3月の詳細を見て下さいという案内ができて、その点に関してはありがたいなと思っておる次第でございます。

それでは、最後に、原油価格の高止まりが収まりません。市長に最後総括をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま担当から御答弁申し上げましたが、議員御質問の原油価格の高止まり問題は、私も市内の様々な職種、事業者の方だけでなく、日常生活にも影響が及んでいると強く感じております。この燃料高騰問題は、議員言われますように、国と国との思惑や脱炭素社会など様々な要因が複雑に絡み合うことが影響していることと私も認識をしております。国と国とのあつれきや貿易問題などが原油・原材料高などの高騰につながっていることからすれば、この問題は、国が積極的に解決に向けた策を講じていく問題で、まさに国策であろうという認識を持っており、それらの点を踏まえつつ、今後の国や県の対応を注視してまいります。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 弥富市として、そして国、愛知県からの情報というのを逐一また報告をしていただいて、関連して支援できる案件があれば、弥富市にお願いをしたいということで、今回の私の全ての一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後1時40分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時36分 休憩

午後1時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志です。

私が生まれた年でもある昭和34年の伊勢湾台風では、多くの人命が奪われました。浸水により長期間にわたり湛水し、大変な苦勞をしました。その後、排水施設や堤防が整備されました。しばらく大きな災害がないために意識が薄れているのではないのでしょうか。

今でも弥富市がゼロメートル地帯であることには変わりありません。一たび大きな災害が襲えば、一瞬にして多くの人命が奪われ、莫大な被害が起きます。何のために地方公共団体としての弥富市があるのか。命と暮らしを守るためです。具体的に言えば、災害と福祉のために弥富市があります。

災害対策といっても、日頃から住民が備えておくこと、隣近所で助かっていく部分もあります。それを土台にしても、個人や地域では守れないこと、大きな災害が起きたときに弥富市と弥富市長こそが住民の命を守る最大にして最後のとりでです。一口に災害といっても、影響度を整理してから質問に入りたいと思います。

画面をお願いします。

国は、災害のレベルをレベル1とレベル2に分けています。レベル1は、おおむね数十年から百数十年に1回の程度の頻度で発生する津波。これには、人命保護だけでなく、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保も対象としています。先ほどの答弁にもあったように、木曽川下流河川事務所の整備の目標は、まずはレベル1までです。想定されている次の南海トラフ地震ですが、数十年から数百年に1回であればレベル1ですが、数百年から1,000年に1回程度のレベル2になることも想定しなければなりません。

レベル2は、おおむね数百年から1,000年に1回程度の頻度で発生、影響が甚大な最大クラスの津波を想定しています。もうこのレベルでは堤防の整備ではなく、ソフト対策が主になってきます。住民等の生命を守ることが最優先です。住民の避難を軸に、取り得る手段を尽くした総合的な津波対策を確立しなければならないと国の防災会議は言っています。

そこで、津波・高潮緊急時避難場所について質問します。

次の画面をお願いします。

津波対策の推進に関する法律第10条では、国及び地方公共団体は、津波により浸水するおそれのある地域について、公共施設等を整備しようとするときは、一時的な避難場所としての機能、その他の津波に関する防災上の機能を備えたものとなるよう配慮しなければならないとしています。しかし、弥富市津波避難計画では、明らかに津波・高潮緊急時避難場所が不足しています。緊急に整備されなければなりません。担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 本市の津波・高潮緊急時避難場所の収容率は、令和4年3月1日現在の人口における数値で申し上げますと、本市全体で127.4%でございます。しかしながら、弥生学区のみが収容率が76.7%であり、100%に達しておりません。12月議会の一般質問で横井議員へ御答弁させていただいておりますが、今年度、弥生学区内では、11月に川崎重工業株式会社の社員用立体駐車場の一部を追加指定させていただき協定を締結いたしました。また、現在も民間の建物の中から候補地の選定調査を実施しており、安全であることが確認できた建物から、順次官民協定の締結に向けて、所有者に対し交渉しているところでございます。本市といたしましては、弥生学校の収容率が一日も早く100%を達成し、また他学区も含めた緊急時避難場所の確保に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 次の画面を御覧ください。

これは、弥富市津波避難計画の地図です。左側が北になります。水色は、避難困難区域です。津波の到達時間までに住民が避難場所、避難対象地域外に避難することが困難な地域です。木曽川沿いの弥生学区の北部地域、善太川沿いの白鳥学区の一部です。もちろん避難者数が収容人員を上回る地域、弥生学区もそうなのですが、問題です。地震発生と同時に堤防が崩れて浸水が発生することが想定されています。避難準備時間の10分以内に被災してしまう避難前被災地域が発生します。図の薄い赤色の避難前被災地域は、善太川沿いの白鳥学区と十四山地区、木曽川沿いの弥生学区と桜、日の出学区、筏川沿いの大藤学区と栄南学区があります。避難困難区域等の対策は喫緊の課題です。弥富市津波避難計画自体を見直す必要があります。担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 防災課長。

○防災課長（太田高士君） 避難困難地域の対策として、市内の各箇所に津波・高潮緊急時避難場所を指定して、各学区の人口で収容率を管理しております。災害はいつ発生するか分かりませんし、市民の皆様それぞれが滞在している場所も時間帯によって全て異なります。つまり、いつもお示ししている収容率はあくまでも学区ごとの人口で算出した目安でありますから、市民の皆様には、まずは自分の命は自分で守るという自助の観点で、ふだんから自分の行動範囲を考慮し、その行動範囲内で津波・高潮緊急時避難場所を事前に把握しておき、災害時には一番近い緊急時避難場所へ避難していただきたいと考えております。

また、浸水速度によっては津波・高潮緊急時避難場所までたどり着けない場合も危惧されるため、今、自分自身がいる場所で一番近い2階建て以上の頑丈な建物に避難していただきたいと考えております。

避難困難地域の対策としましては、今年3月に完成する浸水、津波ハザードマップを活用し、防災ワークショップや防災出前講座等で各地区に啓発活動を行ってまいります。弥富市津波避難計画については、必要に応じ適宜見直してまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 学区単位も大事ですが、やはり現実に避難時間が短いところということについて、繰り返し質問をしていきます。

次の画面をお願いします。

南海トラフ事前避難対象区域として、愛知県の資料を見ていただいております。結局は、先ほどの避難困難区域、避難前被災地域の問題ということになります。気象庁より、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、市は、後発地震発生後の浸水により避難が間に合わないおそれのある地域を事前避難対象地域にして、1週間の事前避難を呼びかけるということになっています。事前避難対象地域の指定はどうなっていますか、事前避難対象地域の対

策はどうなっていますか、担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 浸水津波ハザードマップには、巨大地震発生後、30分以内に30センチ浸水する地域を津波事前避難対象地域として指定した形で表記しております。事前避難対象地域につきましては、このハザードマップを活用して、市民の皆様に自分が生活している地域はどのような水害リスクがある地域なのかを御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

まずは、4月に自主防災会全体会を開催し、津波事前避難対象地域の指定について御説明させていただき、5月中旬頃には全戸配付する予定をしておりますので、各地区の自主防災会の防災訓練等にて、このハザードマップを活用していただきたいと考えております。また、配付するだけにとどまらず、防災ワークショップや防災出前講座において直接各地区へ出向いて啓発し、市民の皆様の防災意識の向上に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 3回同じような質問をしているんですが、ちょうど避難が困難な事前という区域に限って、そういう津波避難の場所が近くにないということです。また後で、それは5番目のほうで聞きます。

4番目の図面をお願いします。

家屋倒壊等氾濫想定区域についてです。これは、木曽川の堤防沿いに近い区域のことです。赤く斜線が引いてあるところですね。家屋倒壊等氾濫想定区域は、堤防が決壊した場合に一般的な家屋が倒壊、流出する危険性が高い区域を示すもので、これは国土交通省が流速とか水深によって計算して出しています。この区域では、屋内への退避ではなく、避難所への立ち退き避難の必要性を判断することが求められます。

そこで、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている五明と五之三川平地区で、実際の建物、建築土木の専門家によりモデル的に家屋を選定し調査を行い、対策を考えることが必要ではないかと考えますが、担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 防災課長。

○防災課長（太田高士君） 浸水被害から身を守る方法として、近くの高いところに避難する垂直避難がございますが、建物自体が頑丈でない場合は、氾濫水の流れの力に負けて家屋が倒壊する危険がございます。国が公表しております木曽川水系洪水浸水想定区域図の中に、家屋倒壊等氾濫想定区域、そして五明、五之三川平地区の一部がその区域に指定されておりますが、その対象区域内にあります家屋をモデル的に選定し、建築土木の専門家による調査を実施する考えはございません。台風などの大雨洪水による浸水被害は、気象予報などにより予測することができるため、対象区域にお住まいの方につきましては、本市が指定した避

難所や緊急時避難場所へ避難していただきたいと考えております。

しかしながら、本市の場合、大規模な水害に見舞われると、場所によっては2週間以上にわたり水が引かないことが予想されます。このため、自宅へ戻ることはおろか、逃げた先の避難所自体が生活できない状態になる可能性も否定できません。そういった意味でも、避難先は災害の危険のない親戚や友人、知人の家、また車中やホテルなど、自分に合った安全な場所を事前に決めておき、広域的な避難行動を取っていただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 考えはないということですが、実際、この地域こそ近くに避難するところが少ない。西部保育所というのがあるんですが、当然人数は限られています。実際に一軒一軒の家が新しい頑丈な家なのかどうかというのは、皆さん関心を持つところですので、また今後、個人的な議員活動としても何からの形で取り組んでいきたいと思っております。

次に、廃止予定の公共施設の防災拠点化についてですが、公共施設再配置計画では、農村多目的センターなどが廃止予定になっています。これがまさしく困難区域に隣接ないしはある施設です。津波対策の推進に関する法律にも書かれていますが、津波避難施設の着実な整備を推進しなければなりません。地元からも防災拠点にしてほしいという要望が出ているはずです。防災拠点として建て替えや、むしろ改築をするべきではないでしょうか、担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 農村多目的センターは、建築後40年近くが経過し、老朽化が進んでおります。本市の公共施設再配置計画では廃止の予定となっており、現時点では建て替えや改築等の計画はございません。現在、農村多目的センターは2次開設避難所として指定しておりますが、津波・高潮緊急時避難場所としては指定しておりません。

避難所とは、災害発生後に住まいをなくした人が一定期間避難生活をするために指定しております。農村多目的センターの廃止により避難所が1か所減少することになりますが、弥生学区内には1次開設避難所として総合福祉センター、2次開設避難所として弥生小学校、弥生保育所、西部保育所を指定しておりますので、この施設の範囲の中で避難所運営を考えております。

また、避難状況によって収容人数に不足が生じる場合は、ほかの学区の指定避難場所を利用していただく形で運用してまいります。

弥生学区の津波・高潮緊急時避難場所については、先ほども御答弁申し上げましたとおり、弥生学区の収容率が一日も早く100%を達成できるように、今後も引き続き民間施設を利用した官民協定の締結に向けて努めてまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 実際に本当に避難が困難なところだからこそ、農村多目的センターを残してほしいというわけではないんです。ちゃんとした避難が、命が守られる施設を新たに造っていただければいいんですが、この件については引き続きまた取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、要支援者の個別避難計画ですが、高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な方を避難行動要支援者といいます。避難行動要支援者ごとに作成する個別避難計画、災害対策基本法では、市町村長は個別避難計画を作成するよう努めなければならないものとされています。今後どのように進めていくのか、担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 個別避難計画は、避難行動要支援者、またはその家族、自治会、自主防災会、福祉専門職など関係者と連携して作成する避難支援のための計画であり、市のみで作成するものではなく、地域の方々の十分な御理解が必要となります。

現在、本市では先進地の情報収集を進めており、計画の策定に当たっては、自主防災会、福祉専門職など関係者の御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） これは緊急の問題なので、よろしくお願いします。

次に、企画政策と財政として画面を御覧ください。

これは、弥富市や国勢調査の資料から私が作成したグラフです。左側は合併により弥富市となった平成18年から現在までの実績、そして中期財政計画から令和11年度までの財政の推移をグラフにしました。下から、人件費、扶助費、公債費という義務的な経費が増加し、財政を圧迫していることが分かります。建設事業については、一番上の部分なんですけど、合併による優遇措置もあり、基金、つまり貯金を崩して使えるだけ使ってきました。蓄えがなくなった今後は、かなり厳しい状況を想定しなければなりません。

右側の図は、年齢別の人口の推移です。左の図の期間は赤枠で示しました。

高齢者の人口増加、64歳以下の人口は減少します。将来にツケ回しするような市債の発行、借金による事業がいかに危ういか。今の若い人たちに大きな負担になります。市長と市役所の役割は、まずは災害に備えて命を守ることです。いざというときに備えた財源の確保、様々な公共施設やインフラ整備の効率化を進め、浸水にも対応できるまちづくりを進めなければなりません。

そこで、総合計画の後期5か年の計画について、5年間の総額としての予算、財政のフレームをつくって、その範囲内で計画を立てるべきではないでしょうか。その後についても、5年刻みで5年間の予算、財政のフレームをつくって見直しをするべきではないでしょうか。そして、そのフレームに下水道と公共施設再配置計画の金額を明示することが必要ではない

でしょうか。それから、予算編成のスケジュールも明確化してください。案が固まった5月に示すのではなく、12月の議会において新規事業の説明ができるようにすべきではないでしょうか。担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 総合計画は、本市の将来像を実現するための指標であり、その計画を実現するための財源につきましては、その事業の実施に係る経費に対して、国・県の補助金や起債も有効に活用しております。そして、計画された事業を一つ一つ着実に実施していけるよう、財源確保に努めながら予算査定を実施しておりますので、計画策定時に予算、財政のフレームをつくるのではなく、予算査定の際には、事業評価結果を予算へ反映させるための事業評価担当課である企画政策課の意見を踏まえながら、事業料だけでなく、事業の進め方などを見直してまいります。

また、予算、財政のフレームに下水道と公共施設再配置計画の金額を明示するのではなく、それぞれの事業で計画を策定し、その計画が総合計画を補完するものであると考えております。そして、予算編成スケジュールにつきましては、毎年改善を重ねておりますので、昨年度と今年度も時期や内容を変更しております。また、新規事業の判断につきましても、1月に実施する市長査定で固まりますので、12月議会での説明は難しいと考えます。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 少しずつ改善をしていただきたいと思います。

次に、下水道の接続率向上について、戸別訪問の効果はあったのでしょうか。未接続の住宅やグループをつくって業者から見積りを取るという方法について検討されたのでしょうか。企業会計に移行しながら、市からの補助金頼みはおかしいんじゃないんですか。担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 1つ目の戸別訪問の効果があったのかという御質問でございますが、令和2年度から平成22年度に一番早く供用開始した一部区域から、順次接続促進の啓発資料を配付しながら戸別訪問を開始いたしました。戸別訪問した場合としなかった場合の接続率の比較はすることはできませんが、戸別訪問後には下水道接続に関する問合せが下水道課にあったことから、下水道接続に対する意識の向上ということでは一定の効果があったと認識しております。

2つ目の下水道に未接続の住宅でグループをつくって見積りを取る方法についての検討の御質問でございますが、まず下水道整備工事後の供用開始説明会等におきまして、排水設備指定工事店へ見積りを依頼するときは、複数の工事店から見積りを徴収するようお願いをしております。その際、宅内の排水工事費の削減方法として、数件で組んで工事依頼をした事

例についてもお話をさせていただいております。

3つ目の企業会計に移行しながら市からの補助金頼みはおかしいのではないかという御質問でございますが、本市における下水道事業会計は、公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業から成っており、両事業とも使用料収入や補助金のほかに、他会計補助金である一般会計からの繰入金で運営ができております。この繰入金については、地方公営企業法において、一般会計から補填することができる経費と定められております。

本市は、令和2年度に下水道事業経営戦略において、令和3年から令和12年までの10年間の投資財政計画を策定し、繰入金を算定しましたところ、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせて年約6億円程度繰入金が必要になると推計しております。経営の方針といたしまして、繰入金の適正化を図るため、コスト縮減と接続率の向上に努め、収入の確保の取組をいたします。また、国庫交付金など、資金を適切に調達し、維持管理中心の農業集落排水事業については、施設の長寿命化を図るように努めてまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 年6億がずうっと続くということですので、かなり大きな負担になっていますので、よろしくお願いします。

次に、歴史民俗資料館と図書館についてですが、歴史民俗資料館の調査・研究、啓発事業について、弥富市の地学、地理、歴史的な成り立ち、特に災害リスクなどについても検討的な調査・研究と市民への啓発が必要ではないでしょうか。具体的な事業はどうなっていますか。デジタルアーカイブが有効であり、今後必要ではないでしょうか。担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤歴史民俗資料館長。

○教育部次長兼歴史民俗資料館長（伊藤隆彦君） 歴史民俗資料館には、過去の災害に学び、次の世代に伝えていくという役割がございます。今回の資料館の移転に当たっては、地形地質や災害のコーナーを以前よりも充実させ、図や写真を多く取り入れて、分かりやすい展示となるよう努めてまいりました。調査・研究につきましては、災害に関する写真等の資料収集を行うとともに、災害の体験談についても引き続き記録をするなど、資料館としてできる範囲の調査を継続してまいります。

また、啓発事業としまして、3月19日には海部歴史講演会の開催を予定しており、地質、災害等に造詣の深い先生をお招きし、「濃尾平野の地学」と題して御講演をいただくことになっております。今後も市民をはじめ、より多くの方に弥富市の地学、地理、歴史的な成り立ちについて理解を深めていただけるよう啓発に努めてまいります。

デジタルアーカイブについての御質問でございますが、歴史民俗資料館におけるデジタルアーカイブは、歴史資料をデジタルデータ化することにより保存を図るとともに、従来現地

でのみ閲覧が可能であった現物資料をインターネットでの検索、活用を可能にするものでございます。資料館の役割として、その必要については認識をしておりますが、まずは資料館に足をお運びいただき、展示を通して弥富市の歴史等の理解を深めていただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に、図書館法において、図書館は図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存し、一般公衆の利用に供し、その教養、調査・研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とされています。弥富市に関すること、弥富市内での文化、経済、災害などの図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存すべきではないでしょうか。担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 岩田図書館長。

○図書館長（岩田繁樹君） 図書館では、市に関する書籍や資料、いわゆる郷土資料を集め、館内で閲覧できるようにしております。これらの郷土資料は、他の資料と同様にインターネットを活用して館外からでも検索することが可能でございます。本市では、歴史民俗資料館がございますので、資料館が所有する資料につきましても大切な郷土資料でございます。歴史民俗資料館は4月より図書館棟1階に移転します。資料館の資料の中で、図書館でデータベース管理できるものはこれを進めるなど、より連携を深めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に、駅関連のことについて質問させていただきます。

画面をお願いいたします。

先日、元花巻市議会議員の方から電話がありました。花巻市のホームページを見てみると、JR花巻駅東西自由通路整備についてこう書いてあります。市民の皆さんにさらに理解を深めてもらうために、これまでの検討経過や整備概要などをまとめた説明資料と質問・回答の形式でまとめたQ&Aを作成しましたのでぜひ御覧くださいとあります。説明資料は25ページ、Q&Aは35問で、読ませていただきましたが、実に詳しく検討がされ、解説もされ、様々な反対意見も含めて解説されています。さらに、この説明資料とQ&Aは、本館総合案内、各総合支所ロビー、各振興センターはもちろん、その他9か所にも置いてありますので、御自由にお持ち帰りくださいとあります。

弥富市では公開されていないことが、花巻市では議会にも市民にも公開されています。何度も適正な行政手段として各種データがあるだろうとって質問をしてきたのですが、回答はありません。やっけていても秘密にしていたのかなと思っていたんですが、必要な調査や検討をしてこなかったのでしょうか。市長として見解があればお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 花巻市の事業につきましては、鉄道事業者も異なることや鉄道事業者も1者であり、条件が違うことから同一にはなりません、本市におきましても、自由通路整備の計画につきましては、関係機関と様々な検討を重ね、議会に報告しながら進めてまいりました。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 弥富市は、J R東海や名鉄に委託料を払って計画をつくってもらっています。弥富市のお金を使った資料です。しかし、情報公開請求や肝腎の金額については黒塗りで公開されません。その理由は企業秘密、もう一つは確定していないということです。検討を進めていけば金額が変わるのは当然のことで、あくまで現段階ではという数字を示せばいいのです。数字が変わるといのは、公表できないという言い訳になりません。

現に花巻市では、条件つきですが、事業費も管理費も数字で公表されています。仮にJ Rの数字だから公表できないというのであれば、逆にJ Rが出した数字を参考にして、他の事例を調査したり、場合によっては他の事業者と比較積算させて裏を取るのが真つ当な行政です。弥富市として、J Rの言いなりではないきちんとした数字を検討しなければなりません。花巻市のように議会や市民に公表し、説明し、意見を聞くのが真つ当な行政です。

そもそも弥富市がどれだけ負担するか、限度も決めずにJ Rと協議を重ねた結果、なし崩し的に費用が拡大しました。具体的な金額を議会に示したのは2年前の3月です。この間に、当初予定していなかった名鉄の線路の引き直しとホームと駅舎新設で計11億円が追加されました。この時点で、この事業の初期の頃に10億、20億、30億という何か案が示されたそうですが、そのときの30億円程度というもくろみは大きく狂ったわけです。この時点で議会の判断を仰ぐべきでした。判断を仰がなければならないと思います。

そもそも名鉄が増えた理由も、弥富市の自由通路本体が支障になるのではなく、J Rの構内のエレベーターが名鉄にはみ出す、つまりJ Rの都合です。花巻市のように、その都度現在の検討過程を議会と市民に対して説明する時間はありました。

これまで、J Rとの関係で様々なことが公開できないというふうに言っていたと思います。そして、覚書を結べば、今までよりは公開できるとも言われてきました。しかし、昨年3月に覚書を結んで以降、簡単な完成予想図以外に肝腎な事業費の内訳や負担割合など、あるいは交渉過程について何も開示していないと思います。覚書を結べば公開できる、覚書を結んでいないから公開できないという答弁は何だったのでしょうか。

そもそもJ Rに対して強い交渉をしましたか。花巻市は、線路の上に駅舎を造る、弥富市もそうなんです、橋上化は、線路の上で工事をするのでコストが高い。線路に影響のない、いわゆる今ある駅舎の部分ですね、ああいうところを2階建てにすることによって、線路の上の工事費を最小限にする半橋上化を提案して、建設コストを安くする工夫をJ R東日本に

要請し、ＪＲ東日本もそれに応じています。この点について、市長としての見解があればお聞かせください。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 自由通路整備事業は、駅舎に近接した鉄軌道の上空に整備されることから、駅周辺の形態や利用状況等によりかなりの制約がございます。また、市の負担額につきましても、調査設計を実施しなければ決まっていりません。ＪＲ・名鉄弥富駅においても、鉄道事業者２者の共同利用駅であり、南北別々の鉄道事業者の敷地にまたがること等の条件を加味しながら検討し、調査を重ねた結果、現在の計画が機能面、コスト面等において最良の計画だと考えております。

この間、名鉄に対し、支障となる軌道の移設を２回から１回に、また仮駅舎の設置をなくした計画への見直し交渉をし、約２億円のコストダウンを図ってまいりました。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○６番（佐藤仁志君） ２億円のコストダウンということなのですが、そもそも全体的なそういう交渉過程がなかなか積極的に説明していただけません。長年交渉してきたＪＲがやっとやる気になってくれた、この機を逃すことがないという答弁を聞いています。議会や市民とＪＲのどちらが大事なんですかね。ＪＲに対してあまりに弱気、下手ではないでしょうか。だからＪＲの言うとおりの、踏切についても同時には交渉できませんよと言われて後回しかなという気もしています。

次に、画面をお願いします。

都市構造可視化計画というホームページを使って、海部地域における販売額分布を見やすく表示しています。手前の赤いトンがっているのがイオンタウン、奥が津島のヨシヅヤ本店、そして右側が蟹江のヨシヅヤを含む一体の販売額だと思われます。海部地域で駅前でないこの３つのショッピングセンターに集中しています。駅周辺に何を造るのでしょうか、誰が出店するのでしょうか。

ここから次の質問です。

今回の弥富駅周辺の地域づくりについて、区長及び区長補助員を集めて説明と質疑で納得いただいた、説明済みとして進めるのは、弥富の地域づくりを破壊する行為と言いたくないのですが、疑ってしまいます。市長就任挨拶には、これからの４年間、弥富市の未来と市民の皆様の幸せのために、市政運営に全力で取り組む覚悟でございます。市民の皆様におかれましては、市政への御理解と御協力を心からお願い申し上げます、この程度の御理解と御協力でしょうか。

この間、市民主催でタウンミーティングが何度も開催され、事業の実態については相当程度市民に浸透してきました。あえて弥富駅近く、恐らく最も受益があると思われる人々に直

接意見を聞いて回ってきました。大半の方は事業は意味がないとおっしゃっています。タウンミーティングの質問にも十分答えてもらっていません。声を聞こうとせずに事業を進めるというのはどうなのでしょう。

実際、皆さんは日々の暮らしが苦しい、稼いで子供を育てていくことが精いっぱい、こういう問題についてはそのために議会があるんじゃないの、そのために市長が選んであるんじゃないのという声をいただいています。もっと言えば、市長や議員は何をやっているんだという声もありました。しかし、いざ署名ということになると、やはり市やその他怖いので反対だけれども、署名するのは怖い、署名がまた漏らされるのではないかととも言われました。

一方では、南部や東部の方からは、蟹江、富吉、佐古木を使っているの、何で今頃やるんだと、住民投票すべきである、あるいは仮にこのまま進めようとしているのであれば、差止め訴訟をしてほしいという市民の意見も回ってきています。ちゃんとJR、名鉄と話し合っただけで事業を見直してほしい、市長の英断を望むという声もありました。市長の見解をお伺いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 住民投票の実施の考えはございません。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 次の画面をお願いいたします。

弥富市議会基本条例です。弥富市議会は、時代の潮流に対応した行財政基盤の強化、地域特性を生かした安心かつ安全で魅力あるまちづくりの実現を目指し、途中を飛ばしますが、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、弥富市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられていると定めています。今の弥富市役所は、調査も分析もしていない、市役所の中できちんと議論されたかどうか疑問です。市役所の中で様々な意見を闘わせ、合理的な政策を形成する民主主義が機能していない。議論もせずに形式的に決めているのではないですか。だから、市民に対しても民主的に情報を公開し、多様な市民の意見に対して市長として討論ができないのではないですか。

今回、弥富市が事業主体となって道路を造ろうと言っています。ある意味、市民の共有財産として、この評価額は46億円のうち11億円分が純粋な自由通路になって弥富市に戻ってきます。その何倍もの税金を投入して、結局大半は鉄道事業者への補償に消えます。弥富市の財産になる自由通路は11億円。11億円というと、加藤明由議員がしきりに質問していますが、国道155号の隣の下之割跨線橋の工事費に匹敵します。下之割跨線橋は自動車も通れます。ところが、駅の自由通路は車は通れないのに、300人が往来するのに11億円。これが近鉄のように鉄道事業者の事業主体であれば、もちろん近鉄のように補助は必要でしょう。ただ、負担は大幅に縮小されます。完成後の維持管理や将来の大規模改修、建て直しなどの負担も

なしに維持や改良ができます。

そこで、弥富市が使える投資的経費について質問をします。

弥富市の定めた公共施設管理計画では、公共施設とインフラ系、これは道路、河川、下水道等ですが、設備の大規模改修や建て替えの予算は、年間平均で9億円が限度と示しています。この予算の範囲内に収めるためには、今ある施設を相当減らさなければ維持ができないと言っています。弥富市はそのために公共施設再配置計画といって、先ほどの農村多目的センターもそうですが、各施設の廃止も表明しています。今ある施設が維持できないのに、道路という施設を新たに造る。

今回の事業、借金で造るんですが、最大値で償還額年1億6,000万といます。これをローリングしていくんですけれども、投資的経費約9億円という枠を考えたときに、1億6,000万、ほかの施設にしわ寄せが行かないはずはありません。実際、今でも学校の改修が遅れているというのは、市役所のこともあります、ずるずると行っています。この点について市長としての見解はありますか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） J R・名鉄自由通路及び橋上駅舎化事業の事業主体につきましては、国により選定された自由通路の整備及び管理に関する要綱に基づき整備するものであり、この事業の目的である市街地分断の解消や踏切対策等のまちづくりの一環として市が整備、管理するものであり、道路法上の道路として都市計画に定め、弥富市が事業主体となることが明確化されております。また、鉄道施設の補償につきましても、この事業を進めるために必要な補償であり、自由通路の整備及び管理に関する要綱及び公共補償基準要綱に基づき補償するものでございます。

他の施設にしわ寄せが行くのではという御指摘ですが、計画的に事業を進めるために、総合計画や都市計画マスタープランにおいて主要施策として掲げ、推進してまいりました。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 次の画面をお願いします。

最後の画面になるんですが、弥富市議会基本条例第8条、議会は事業等について、市長等に対してその政策形成過程等を明らかにするために、次の事項について説明を求めることができるかとされています。(1)その発生源。乗換えなどの駅の利用実態、踏切などの交通量などの現状について、聞かれたら聞かただけしか、最小限しか答えない。そもそも調査していないのでしょうか。断片的でなく総合的に調査をして、こうすればこうなりますよということを議会に対して分かりやすく説明できないのでしょうか。

(2)番は提案に至るまでの経緯。先ほどから何度も国の制度と言っていますが、その調査、分析、J Rとの交渉についてもほとんど説明してもらっていません。改めて言いたいのです

が、自由通路の整備及び管理に関する要綱も、踏切改良に関する指針や通達についても、議会に対してきちんと資料をコピーして配付して説明は受けていません。市は積極的に開示していないと思います。仕方がないので、議員がインターネットや国の機関に出張して調べないと、そもそも要綱や指針の存在さえも見つからない。議員というのは、ミステリーを解く探偵ではありません。先ほどの踏切の質疑でも、消極的な姿勢が鮮明になりました。

国の制度というのも、それは物差しです。字面だけでこれはできないではなく、弥富市のために問題を解決する気があるはずなんですよ。あるんだったら、所管官庁にしつこく食い下がって、分析した数字を示して、制度をぎりぎりまで広く読めないか。制度に合わせるためには、じゃあ何を変えればいいのか教えてください。それでも駄目だったら、現場の窮状を訴えて制度の改正を要望するはず。そこまでやって初めて生きた行政マン、頭とハートのある行政マンです。制度は守るためにあるのではなく、福祉のために変えるための物差しにすぎません。字面をなぞって、住民要望があるのに、できない理由ばかり考えている職員は真っ当な行政マンとは言えません。

(3)の他の自治体の類似するものとの比較検討。私は2年前に、この問題に関して、今の課長の前任者ですが、既の実現してきた自治体の例を徹底的に調べて比較検討するのが都市計画事業の基本だよ。一市民の私や議員の私が相手の行政に聞いたって本当のことは教えてくれないけれども、同じ行政マン同士ならきっと教えてくれるからと助言しました。多分されていないんですかね。やってくれないので、私が調べただけでも、実際に自由通路を実施した都市は、商業施設の蓄積が桁違いに多い。

それだけではなくて、蟹江も桑名も隣接した区画整理と組み合わせて事業効果を狙っています。地域分断を真剣にやっている東海市なんかは、もう自由通路みたいな中途半端なものじゃなくて、連続立体事業です。逆に、コンパクトに費用対効果を狙った岩倉市は、名鉄犬山線の岩倉駅の1つ北の各駅停車の石仏駅には、2つ目の改札口を寄附することで利便性やバリアフリーをコンパクトに実現しています。新城市は、構内の跨線橋にエレベーターを寄附するというシンプルに解決しています。真っ当な行政であれば、いろんな比較検討が示されているはず。

(4)の市民参加の実施の有無とその内容。この事業によって、市民にとってどういうメリットがあるんですか。弥富の事業者にとって、どのような事業拡大のチャンスがあるのか説明されていません。

(5)総合計画との相互性については、一見取れているようですが、弥富市の総合計画は財政的な歯止めがない。やるべきことを羅列しているだけです。

(6)その実施に係る財源措置。一見取れているようですが、駅のために学校の改修などを先延ばしにしているつじつま合わせの中期財政計画です。

(7) 将来にわたる効果及び費用。これほど大きな事業も、将来の効果が図られないと言っています。真っ当な行政計画と言えません。まして、将来の維持管理や改修の費用が説明されていません。自ら積極的に説明責任を果たすのが真っ当な民主主義の地方自治体の常識であり、現に花巻市は実行しています。300人しか利用しないのに市道というのは理解できません。やはりこれは近鉄のように鉄道施設です。

市長がもし弥富の顔とかにぎわいづくり、つまり都市のデザインにこだわるというならば、この新しい弥富市役所はどうなんでしょうか。ここは市民が集う市民協働の場所として造られたはずです。図書館棟2階の交流スペースを計画されているようですが、駅よりもこちらのほうがよほどにぎわいと交流が実現します。市長は、選挙公約や所信表明で、歴史に学ぶと表明されています。歴史に学ぶのは、弥富市のたどってきたまちがにぎわった仕組み。なぜ銀座商店街がにぎわったのか、それはニッケがあったことによるということは弥富町史に書いてあります。環境変化に学ぶことが歴史に学ぶことです。

かつて駅周辺の商店街が狭い道路と踏切、駐車場確保に悩み、区画整理が成立せずに、ショッピングプラザパディーに転出したいきさつは、弥富町史に書いてあります。今、コロナ禍で対人接触を避けざるを得ないという状況があるのは事実です。その中で、いかに市民とのコミュニケーションを取るか。コミュニケーションこそがにぎわいではないでしょうか。隣のまちの橋上駅と同じものを建てるようなハード整備に頼るのではなく、弥富市で様々な暮らしている人々への目配り、コミュニケーションの促進こそが市長の真っ当な、あるいは新たなにぎわいづくりであり、そこをぜひ実行していただきたいと思います。

新しい建物が完成すると、みんなよくなったなという錯覚をします。むしろこれからは人口減少期です。ハードよりもソフトです。ソフトの充実を先行して、その利用計画に合わせてうまく整備するのがこれからの進め方です。かつてのハード先行、言い換えれば建築という権力性の象徴に頼る市政にまさか逆戻りをしていないと思うんですが、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 弥富駅周辺のまちづくりを進めるためには、現在の弥富駅周辺については面的整備等が必要不可欠であり、複数の事業をつなげていくことによって、駅東西の踏切道拡幅やにぎわいの創出が実現されることだと考えておりますので、まずはＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業並びに弥富駅北口駅前広場等整備事業を推進してまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○６番（佐藤仁志君） 最後に、この事業の最も恐ろしい問題は、仮に協定を結んでしまうと、ブラックボックスのような状態でＪＲ東海と名鉄に対して約39億円が支払われる、これが協

定書方式です。これは、弥富市のこの新市庁舎に匹敵する工事費です。この新市庁舎は、特別委員会で計画の内容、設計内容について十分に協議しました。弥富市と市議会が合意した案を第三者的な立場でコンサルタントが図面を引き、第三者的な立場で公共工事積算基準と各種見積りを取って、適切な予定価格が決まりました。それを一般競争入札にかけて、公平・公正に請負業者と契約金額が決まりました。

ところが、今回の協定書方式は、設計の図面引き、工事費の積算、業者の決定、全てＪＲ東海と名鉄にお任せです。後から情報開示をしても全くの黒塗りです。協定の同意案件として議案が配付されていますが、実際の協定書と図面はついていません。妥当性について何ら検証できません。実は大原議長がおっしゃっているように、特別委員会を設けて検討しなければならない案件です。

公共工事に関わっている方ならば理解していただけたと思いますが、たとえ10万円単位、100万円単位の工事や委託でも様々なチェックがあります。協定書方式は、その点も疑問です。出来上がったものが設計どおりに材料を使って、設計どおりの品質管理で適切にできているかという検査もＪＲ東海及び名鉄にお任せです。協定書方式では、霧の中に約39億円が吸い込まれていくというのでしょうか。そういう公共事業として重大な問題を持つのが協定書方式です。

この計画の形成過程において、必要な情報や計画が開示されていないままに、これは弥富市が事業主体だと一方的に押しつけられたような気がします。この計画段階については、まだまだきちんと協議する必要があります。そして、協定の議案も承認するに足るような資料が出されなければなりません。現時点では全く不十分です。

実は、今回の議会が始まって、冒頭に市側がおっしゃるには、資料の要求や説明で細かいことを言われても、ＪＲ東海と名鉄の了解がなければ出せない、答えられない。あるいは、ＪＲ東海や名鉄に資料請求しなければ答弁できない。これって市の事業じゃなくてＪＲ東海と名鉄の事業なんですか。必要な資料は必要な時間を取って提出していただければよろしいです。継続審議として必要な質問項目について、6月議会で改めて答弁していただくほうがいいと思います。

これはあくまで弥富市市政のためを思って言っているつもりですが、この際、改めて市民や議会に対して自由通路や踏切改良に関する制度や事業分析などのデータ、まちづくりに関するプランをしっかりと説明し、理解を得た上で、弥富市の将来にとって最もふさわしい駅改良の事業スキームやスケジュールなども再評価し、選択することが必要です。

そのためには、一旦立ち止まって検討することが、市長、賢明なリーダーの役割ではないですか。予算案と協定が可決されたとしても、慌てて協定を結ぶことはないと思います。まだまだＪＲと交渉の余地はあるはずです。市民の皆さんがまだ納得していない中で、それ

を振り切る形で協定を結ぶよりは、議会も市民も合意した上で協定をしたほうが、今後の安藤市政にとって、あるいは安藤市長の政治家として、歴史に残るレガシーとして必要なことだと思います。

安藤市長は2期目の市政も担われるお考えだと思います。であるならば、反対が多いこの駅事業を円満に進めることが重要です。市民の意見を聞いて立ち止まるべきです。もし万が一、今期限りでないとおっしゃるならば、このような長期的で大きな影響のある事業が、コロナ禍があるのでなかなか集会は開けませんといって、市民と十分対話し合意形成をせずに決めてしまうという無責任なことをされないことを願って一般質問を終えたいと思います。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後2時50分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時39分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、横井議員。

○7番（横井克典君） 7番 横井克典です。

通告に従いまして質問をいたします。

本日の質問は2題であります。

1つ目の質問は、保育サービスの民間活力の活用についてです。

かつての保育所では、一定の保育サービスを提供すれば、おおむね市民サービスに応えることができました。しかし、昨今は、保護者の就労形態、家族構成などの変化により市民サービスが多様化し、保育所独自にきめ細かく対応するといった柔軟性が求められています。

このような状況から、民間保育所の持つ機動性や柔軟性を生かして多様な保育サービスを提供するため、官と民との役割分担や効率性、サービスの水準などを検討しながら、民間にできることは民間に委ねるを原則に、公立保育所の管理運営業務の民営化を進める動きが全国各地で進んでおります。

令和2年3月策定の弥富市公共施設再配置計画の再配置方針では、保育所について、人件費を含む維持管理費は大きな負担となっており、公設公営の役割を考慮しつつ各学区において公立保育所が1施設以上は配置されるように、弥生保育所と西部保育所のいずれか及び桜保育所とひので保育所のいずれかを民間に譲渡し、民営化及び認定こども園化を検討していきますと記載がされております。今年2月17日の全員協議会で、弥富市公立保育所の民営化基本方針が示されました。本日はこの基本方針に基づき、質問を進めさせていただきます。

まず、1つ目の質問ですけれども、令和3年3月議会で市は、令和7年度より2か所の公

立保育所で民間による保育サービスを開始すると答弁されております。また、民営化基本方針の中でも、民営化する保育所を弥生保育所とひので保育所の２か所と記載がされております。しかし、さきの全員協議会の説明では、まずは令和７年度にひので保育所を民営化すると説明がありました。なぜ令和３年３月議会での答弁の２か所から１か所に減ったのか、方針転換されたのかについて、お尋ねいたします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 保育所の民営化につきまして、令和３年３月議会で２か所を予定しておりますと御答弁させていただきました。これは、令和７年度から公共施設再配置計画の第１期末である令和１１年度までの間に２か所を民営化したいということで、方針を転換したわけではございません。御理解をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○７番（横井克典君） 再度、くどいようですが確認ですけれども、要するに令和７年度にひので保育所を民営化、その後、令和１１年度までの間に２か所目となる弥生保育所を民営化するということが間違いないのでしょうか。再度、部長に確認します。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 今答弁いたしましたとおりで、７年度にひので保育所、それ以降に弥生保育所ということでございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○７番（横井克典君） 続いて、２か所目となります弥生保育所の民営化の実施時期について、いつ頃を想定されているのでしょうか。また、民営化に向けたスケジュールも併せてお聞きます。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 弥生保育所については、ひので保育所の民営化後、令和７年度から準備を進め、令和１１年度に民営化する計画でしたが、ひので保育所の進捗状況を踏まえ、一年でも早く前倒しして実施していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○７番（横井克典君） 部長の御答弁のように、多様化する子育て世代のニーズに迅速に対応するため、一年でも早く前倒しして民営化を推進していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、市は民営化基本方針の中で、弥生保育所とひので保育所を民営化の候補として選定されております。そこで、選定までのプロセスと選定理由についてお尋ねします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 基本方針にもありますように、地域における

子育て支援拠点の機能と役割を考慮し、原則として各小学校区等に1つの公立保育所を配置することから、弥生学区は弥生保育所を、桜・ひので学区はひので保育所を候補として選定いたしました。

その理由につきましては、1つ目は移管先法人の施設整備に係る負担軽減のため、経過年数が少ない保育所を対象とすること。2つ目に、民営化に当たっては、幼保連携型認定こども園への移行を前提とするため、比較的規模の大きな保育所が必要であること。この2点が大きな理由となります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 御答弁のように、ひので保育所と弥生保育所を民営化の候補に選定された先ほどの答弁理由については、明確な合理性と客観性があり、市は適切な判断をされているのではないかと、私なりに考えております。

次に、市が策定された公立保育所の民営化基本方針の内容は、市民に対していつ頃、どのような方法で周知されるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本年4月に市ホームページに掲載するほか、広報5月号に関連記事を掲載する予定でございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 多くの市民が目にする広報「やとみ」5月号には、ぜひとも特集記事を組んでいただいて、イラストや図解を交えて分かりやすく掲載していただくよう要望させていただきます。

次に、子育て世代をはじめとする市民から、これまで公立保育所の民営化についての御意見や御要望を聞く機会は設けてこられたのでしょうか。また、民営化導入のために参考となった御意見等はあったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） これまで民営化について市民の意見などを聞く機会は設けておりませんが、電話や窓口などで幼稚園の設置や入園を希望される声を多く伺っておりますので、民営化後は幼保連携型認定こども園への移行を計画しております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 御答弁のように、子育て世代のニーズが多い幼保連携型認定こども園への移行は、私的契約児の解消なども含め、保育の選択肢を確保する観点からも保育サービスの充実につながるものと考えます。

続きまして、市は令和4年度に保護者等を対象とした説明会を開催するとのことですが、いつ頃、どの地区で実施されるのでしょうか。また、どのような内容を説明されるの

でしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 説明会につきましては、本年５月頃に桜・ひので地区の保護者を対象に実施する予定をしておりますが、新型コロナの感染状況によっては、別の方法を検討しなければならないと考えております。

内容につきましては、民営化に係るスケジュールや民営化によるメリット・デメリットを中心に説明させていただく予定をしております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○７番（横井克典君） 市民への説明会は新型コロナウイルス感染症対策を徹底していただきまして、ぜひとも広い会場を使ってでも結構でございますので、間違いなく開催していただくようよろしくお願いいたします。

続きまして、市は令和４年度に受皿となる移管先法人の候補者を公募し、決定するとされておりますが、公募から決定までの１年間のスケジュールについてお尋ねします。

また、公募に応じてくれる複数の事業者の見込みは立っているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 移管先法人の公募は、本年７月から３か月間を予定しており、10月中に移管先を決定したいと考えております。今のところ複数の事業者が手を挙げられるかどうかは把握しておりません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○７番（横井克典君） 移管先法人は、１つの候補者から選定するのではなく、複数の候補者から選定されるのが望ましい保育サービスを選択できるものと考えます。１つの候補者での随意契約的にならないよう、候補者の公募に際しましてはしっかり市の内外に弥富市がＰＲしているということを周知していただき、複数の事業者が応募していただき、それを選択できるような環境をつくっていただきますよう要望させていただきます。

次に、移管先法人の決定のために選定委員会を設置されるということですが、どのような構成メンバーを考えておられるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 選定委員会の委員につきましては、市幹部職員や担当及び財政部門の職員をはじめ、保育所長や保護者会の代表などで構成していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○７番（横井克典君） 先ほどの部長の答弁で確認させていただきたいことが１点ございます。

他の自治体のように、公平かつ適正に事業者を選定するため、例えば保育に関して専門的知識のある学識者や教育関係者及び法人経理の経験者は構成メンバーに入れておられるのでしょうか、改めて詳細をお尋ねします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 今、議員がおっしゃられたような方の委員については、今のところ考えておりません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ぜひとも、第三者的な学識経験者、また幼保連携ですので教育関係者、また法人でありますので法人経営の分かる方、そういった方を入れていただいて、選定するときに優良事業者を選んでいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、移管先法人が決定された場合、保育の引継ぎの時期及び方法、市の保育士の処遇など、どのように行われるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 引継ぎ保育につきましては、入所児童への配慮が必要なため、施設設備の引継ぎなどを含め約1年間の期間を設ける予定でございます。

保育士の処遇につきましては、民営化する保育所の正規職員は他の公立保育所へ配置換えを行います。会計年度任用職員につきましては、職員の入れ替わりによる保育環境の変化を最小限に抑えるため、移管先での勤務を希望される方を優先的に雇用していただくよう要請してまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 優先されるべきは、通所している子供たちの保育環境の変化を極力少なくする、そしてスムーズに引継ぎができるよう、市のほうで御配慮をお願いいたします。

次に、弥生保育所とひので保育所を民営化することで、最終的にそれぞれ何人の市の保育士が削減されることになるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現在、正規職員については、弥生保育所13人、ひので保育所14人で合計27人となりますが、定年退職を迎えるまで在籍いたしますので、当面は民営化による削減は考えておりません。

会計年度任用職員につきましては、延べ人数で弥生保育所22人、ひので保育所26人、合計で48人となりますが、移管先で雇用していただくことなど、この方たちを雇用しなければ、その分の削減ができることとなります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 要望になりますけれども、現在の公立保育所で勤務されている会計年

度任用職員の保育士さんが民営化後の保育所で続けて勤務したいと希望された場合は、その方が継続して雇用されるよう、移管時の条件に組み入れていただくよう御配慮をお願いいたします。

次に、保育所で削減された人員に対して、一般職の職員を増員する考えはおありでしょうか。また、増員されるのであれば、どの程度の割合で増員を考えてみえるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 保育士が削減された分、単純に一般職の職員を増員することは考えておりません。組織体制や職種、財政状況等を考慮し、必要がある場合には一般職の職員の増員を図ることといたします。

保育士の人数においては、土曜日の一日保育や発達遅れが気になる乳幼児への対応など保育サービスの拡充を行うこと、また保育士の負担軽減を考慮し、必要な職員数を確保してまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長の答弁では、民営化の効果として、長期的ではありますが一般職の増員のほかに、将来的に土曜日の一日保育や発達遅れが気になる乳幼児の対応など保育サービスの充実が図られることや、市の保育士にとっては正規職員が配置転換で増えることで仕事の負担軽減にもつながるという、民営化の効果が十分にあることが今の答弁で分かりました。

続いてですけれども、12番は時間の都合上、割愛させていただきます。

続いて13番目の質問です。移管先法人に、保育サービスの低下を防止し、サービス水準を上げるために、保育所の譲渡に際し、どのような条件をつけられるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 移管先法人に対して、民営化後の職員配置や設備面などに係る国の基準及び保育指針に基づいて保育を行うことを原則とし、移管前に行っていた保育内容は最低限実施するとともに、市民の保育ニーズの把握に努め、保育サービスの向上を図るよう要請してまいります。

また、可能な限り当該地区の児童を受け入れることや、民営化後も移管条件が守られているかなど施設長などから保育の実施状況等を確認し、必要に応じて指導や助言ができるような条件も盛り込んでまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 現在、弥富市の保育所では待機児童がゼロの状態でございます。可能

な限り、民営化した場合、弥富市在住の子供たちが優先して入所できるよう、移管時の条件にきっちり入れていただき、移管先法人に対してしっかりと働きかけていただくよう、切にお願いさせていただきます。

次に、昨年の3月議会の一般質問で市から、民営化業務に集中的に取り組む担当者を令和3年度に1人増員、推進グループの編成も検討すると答弁がございました。今年度は担当者を1名増員されましたけれども、令和4年度に向け推進グループの編成の検討はどのようになったのでしょうか。また、担当職員の増員についてのお考えはあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 保育所民営化の推進に伴いまして、令和3年度より専門員を1名増員し、業務に当たっており、保育所業務に加え、財政業務との兼務を担っております。

新年度につきましては、現在のグループ編成のまま保育所民営化業務を専任で取り組むことができるよう体制を整えますので、今のところ業務の再編や増員は考えておりません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 今年度に増員した職員を新年度から民営化の専任にするという市長の答弁でありましたけれども、幾ら専任にしても民営化業務は多忙になると考えられます。担当1人でやるのはかなり激務になろうかと思います。保育グループが先頭に立って、児童課を挙げて民営に取り組んでいただくよう、組織一丸となって頑張ってください、よろしく願いいたします。

次に、愛西市や津島市では、市内の保育所の半数以上が民営化法人により多種多様な保育サービスを提供しています。私は、弥生保育所と、ひので保育所の民営化後に、さらに現在市内に9つある公立保育所のうち、半数程度の保育所は順次民営化できるのではないかと考えております。そのため、あと1か所ないし2か所の公立保育所の民営化について、市長の考えをお尋ねします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 民営化基本方針にあります各小学校区等に1つの公立保育所を配置という原則に従えば、現時点では他の保育所の民営化を行う考えはございませんが、民営化後、2つの保育所が軌道に乗り、官民双方のメリットが大きいと判断すれば、他の保育所も民営化について検討をしてまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 子育て世代の多様な保育サービスの選択肢を増やすためにも、しっかりと子育てニーズを取り入れながら、さらなる公立保育所の民営化に取り組んでいただきますようお願いさせていただきます。

さて、一昨年の6月定例会の市の答弁で、民営化のメリットの一つとして、保育所を1か所民営化することで、約7,000万円の予算が削減できるということでした。公共施設再配置計画では、市内2つの保育所を民営化する想定になっております。試算しますと、1年で1億4,000万円程度の財源が確保できます。

このように、毎年度継続的に大きな財政効果が得られ、その効果額で市民サービスの向上を図ることが可能となります。市長は、この民営化の効果による財源で今後どのような事業に取り組んでいかれるおつもりでしょうか、市長の考えをお尋ねします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） まずは、公共施設再配置計画の方針でもあります継続する保育や児童館の長寿命化改良工事を進め、子育て環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 市長から今答弁がありましたけれども、もう少し具体的な事例を挙げていただきたかったんですけれども、逆に私から市のほうへ提言させていただきます。

まずは、民営化の効果による財源で、現在、弥生地区で不足している津波・高潮緊急時避難場所の設置や、市民アンケートにもある弥富駅周辺の再開発事業や、これも市民アンケートにあります図書館の充実、また学校間の格差是正のための全小・中学校の特別教室や給食室、体育館へのエアコンの設置、コロナ対策として小・中学校の水道の自動水栓化、また子育てのまちとして小・中学校の給食費無償化、また健康都市宣言都市のまちとして、健康寿命延伸のために温水プールの設置など、様々な市民サービスの充実・向上につながるものと考えております。ぜひとも公立保育所の民営化の効果で、保育サービスの充実をはじめ、市民サービスの向上につなげていただくよう要望をさせていただきます。

1つ目の質問の最後になります。

まずは令和7年度より民営化を進められるとのことですが、ひので保育所と弥生保育所の2か所の民営化に向けた市長の決意をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 公立保育所の民営化によりまして、運営費や施設の大規模改修時に国・県の財政的な支援が得られること、さらに民間保育所にあつて公立保育所にはないサービス、例えばバスの送迎や音楽教室等のオプションサービスが受けられるなど、児童や保護者にとってメリットは大きいと考えております。

保護者等の理解が得られ、しっかりと事業者選定を行いまして移管に伴うデメリットを最小限に抑えられるよう、この方針に基づいて慎重かつ的確に事業を進めてまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ただいま市長の力強い答弁をいただきました。公立保育所の民営に向

け情報発信と理解を求め、かつ児童課が中心となり、市が一丸となって公立保育所の民営に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、弥富駅周辺のまちづくりについてです。

この3月議会には、関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について、弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結についての2つの議案が上程されております。これまで一般質問の場で自由通路事業に関する質問をさせていただきましたが、いまだに疑問点が数点ございますので、確認の意味を込めて質問させていただきます。

1つ目として、昨年の12月議会一般質問で、自由通路の利用者6,000人の内訳として、名鉄利用者2,800人、その他利用者、いわゆる自由通路のみの利用者300人を算出した方法について質問をいたしました。市より、現在手元に資料がありませんので、後日説明させていただくとの答弁でした。その後、市からの説明では、名鉄利用者の2,800人については、名鉄駅舎は北側地平駅となるため、駅南からアクセスする鉄道利用者が自由通路利用者となる。現在、弥富駅までの経路で東西踏切を経由する人の割合は全体の30.5%であるため、駅南側からのアクセスする利用者は逆に69.5%であることが想定されとの説明がありました。

要するに、名鉄利用者4,000人のうち、名鉄の線路より南側から北側地平駅を利用する割合が69.5%で、4,000人掛ける69.5%で2,800人ということが分かります。市は現在、弥富駅までの経路で東西踏切を経由する人の割合が30.5%を根拠に北側地平駅の利用者数を説明されていますが、この30.5%はどういった調査を基に、どのように算出されたのでしょうか、具体的に説明を求めます。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 北側の地域から駅東西の踏切を利用して駅南側にアクセスする人の割合につきましては、弥富市総合交通戦略策定時におきまして、J R 弥富駅前にて駅利用者への聞き取り調査の結果により算出しております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ただいまの答弁ですと、東西の踏切を通行する歩行者等の安全確保を説明する根拠には少し乏しいのではないかと理解します。いずれにしても、多くの市民に自由通路事業を理解していただくためには、根拠となる数値を明確にお示ししていただき理解を求めるべきではないでしょうか。

続きまして、令和2年12月議会の一般質問で、自由通路のみの利用者数について質問したところ、市はなかなか推定することが難しいと答弁されました。また、昨年6月議会の行財政委員会でも、自由通路のみの利用者数の把握について検討していない旨の答弁がござい

した。しかし、昨年の9月議会一般質問では、自由通路のみの利用者300人と答弁がありました。次の12月議会一般質問では、この300人の算出根拠についてお尋ねしたところ、明確な答弁がありませんでした。その後、市からその他利用者300人、いわゆる自由通路のみの利用者についての説明がありました。その内容といたしましては、近隣の参考事例となる近鉄弥富駅の1日の通行利用者362人を基にして推計すると、周辺の踏切数が増えることや、駅舎との踏切距離が遠くなるため、少なくとも300人以上の通行が発生すると想定できるとの説明でした。

しかし、この説明では、根拠としては不十分ではないでしょうか。なぜならば、近鉄弥富駅の通路と今回の自由通路では、それぞれの駅周辺の環境や交通状況、利用状況など大きく異なるため、近鉄弥富駅の通路と今回の自由通路を比較するには相関関係があるとは考えにくいからであります。そのため、近鉄弥富駅の通路利用者数362人から自由通路利用者数の300人を導き出す手法は客観性や具体性に欠けるもので、根拠としては少々無理があるのではないのでしょうか。

また、市が試算した自由通路のみの利用者300人が、市が言われるJRと名鉄により分断されている南北地区の連携強化の説明の根拠としては、市民に理解が得られる内容でしょうか。

この2点について、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） まず初めに、この自由通路の整備目的は、自由通路みの利用者を対象にしたものではございません。

自由通路のみを利用する300人の算出方法といたしましては、先ほど議員の御発言のとおり、近鉄弥富駅自由通路の利用者数から市が推計したものでございますが、300人という数字を根拠に事業を進めるものではございません。

南北地区の連携強化のほかに、12月議会の一般質問で三浦議員へ答弁させていただいておりますとおり、自由通路と北口駅前広場及び駐輪場を整備することにより、駅北側のJRと近鉄利用者が自由通路を利用できるようになり、かつ北側の名鉄利用者が直接地平駅を利用することができるようになることから、歩行者、自転車、送迎車両の東西踏切の利用者数は減少し、踏切道の安全を確保することも大きな事業の目的でございますので、決して300人のためではなく、駅利用者を含めた自由通路利用者全てを対象に事業を進めております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほど部長の答弁で、300人を対象に、この事業を進めているわけではないということでもありますけれども、もともとの根本は、東西踏切の踏切道の拡幅は難し

い、そういったことから、交通の安全を確保するために自由通路という代替案ということで出てきていると思います。ですので、やはり300人というのは大事な数字だと思われます。

もともとのこの自由通路というのは、鉄道を利用する人の便宜を図るわけではなくて、市の税金を投入するということは、東西の分断の解消、東西踏切の危険を回避するため、そういったことが主の事業でございますので、当然、鉄道事業者を助けるための事業ではありませんので、そういった感覚でこの事業を考えていただくべきかなあと私は思っております。

続きまして、先ほどの答弁の続きで、3番目の質問は時間の都合上割愛させていただいて、4番目の質問に移ります。

次に、令和2年12月議会の一般質問で、46億円の総事業費の財源の内訳についての質問に、市は財源内訳として、まだ事業採択には至っていない段階であるが、社会資本整備総合交付金17億2,450万円、公共事業債は17億9,750万円、公共用地先行取得事業債1億7,550万円、一般単独事業債4億6,410万円を見込んでいる。また、鉄道事業者負担金は、自由通路の整備及び管理に関する要綱に定められた費用負担ルールに基づき算出した額により、協議の上、費用負担をしてもらい、J R・名鉄合わせて1億548万円の予定と。市の負担は3億5,742万円と詳細に説明していただきました。

また、昨年8月に開催されました十四山地区での区長・区長補助員意見交換会の中でも、区長さんたちに対して財源内訳等の説明がなされております。

しかしながら、昨年の12月議会の私の一般質問では、いつ市民に広報「やとみ」で事業費46億円の財源内訳や事業者ごとの事業費内訳を公表するのでしょうかの質問に、市は事業採択前のため、広報「やとみ」への公表は考えていないとも答弁されております。

市の答弁には一貫性がないと感じられます。なぜ広報「やとみ」を通して広く市民に公表できないのでしょうか。その理由について、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） J R・名鉄自由通路及び橋上駅舎化事業並びに弥富駅北口駅前広場等整備事業の財源内訳等につきましては、その説明時点における概算金額であり、今後、金額の増減が生じることを申し添えてお伝えしているところでございます。

社会資本整備総合交付金の金額につきましては市が試算した要望額であり、事業採択前であることなど未確定要素が多く、現時点で広報「やとみ」での公表は考えておりません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 今の部長の答弁で未確定要素が多いというようなことですがけれども、先ほども佐藤議員が質問していましたように、市の試算というような条件をつけて広報に載せて、市の概略、市の考えている事業費等を市民に公表して市民の理解を求める。きちんとした数字じゃなくても、こういった40億円、46億円と使う、こんな事業を市が進めていると

いうことは、やはり市民の方に知っていただいて理解していただくということが大事ではないでしょうか。

再度、条件をつけて広報に載せられるお考えは、部長、ございませんでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 先ほど御答弁したとおりでございます。現時点ではまだ公表する考えはございません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） このまま続けても平行線になってしまいますので再質問は控えさせていただきますけれども、自由通路事業は、新庁舎建設事業の工事費53億円に次ぐ大規模事業であります。市民に対して説明責任を果たす必要があり、広報「やとみ」などを通じて事業費46億円という財源内訳等を市民に説明し、市民の理解が得られた後に、先ほど申しました2つの工事協定の締結を行うべきではないかと私は考えております。

続いて、5番は時間の都合上、割愛をさせていただきます。

次に、昨年9月議会一般質問で、市はJR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業を含む駅前整備やまちの活性化を望む声が多く寄せられていますと答弁されております。次の12月議会一般質問で、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業を含む駅前整備やまちの活性化を望む声が多く寄せられたという根拠について質問をさせていただいたところ、市の答弁では、これまで実施したまちづくりに関するアンケートの自由意見欄に、自由通路を含む弥富駅周辺のまちづくりに関する要望が100件以上寄せられているとの趣旨の答弁がございました。私は、市が根拠とされた総合計画と都市計画マスタープラン、総合戦略の3つのアンケートの自由記載欄に書かれた内容を分析いたしました。

その結果として、駅周辺のまちづくりに関する自由意見は135件ほどございました。その135件の自由意見を3つのカテゴリーに振り分けることができます。1つ目は弥富駅の東西踏切道の拡幅の意見が20件、2つ目は駅周辺の道路が狭いということで拡幅をしてほしいという意見が29件、3つ目は駅周辺の再開発や駅周辺の活性化を望む意見が86件ございました。自由通路の整備に関する意見は、カテゴリーの1つ目、弥富駅の東西踏切道の拡幅の20件の中に14件入っております。

市は、総合計画のアンケート3,000人、都市計画マスタープランに3,000人、総合戦略のアンケートに2,000人、合計8,000人の方にアンケート調査を送られております。市は、自由通路に対する市民の意見として、この3つのアンケート対象者8,000人に対する14人の意見をもって本当に多くの意見と言えるのでしょうか、市長の認識を伺います。

また、これまで自由通路事業に対する市から市民への情報提供及び説明が不足しており、市が市民の意見や意向を十分に吸い上げているとは考えられにくいです。市長、ここは民意

を聞くため、ぜひ住民投票を行われてはいかかでしょうか。あわせてお尋ねいたします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 昨年12月議会の一般質問で議員に御答弁しましたとおり、これまでのアンケート調査における駅周辺整備を望む声は100件以上あると認識しております。また、昨年9月議会の一般質問でも議員に御答弁いたしましたが、この事業は市民ニーズだけで進めている事業ではなく、第2次弥富市総合計画の主要施策に掲げ、本市の積年の課題である鉄道で分断された南北地区の分断解消、駅東西踏切の歩行者・自転車の安全確保、高齢者・障がい者等の利便性を高めるバリアフリーに配慮した交通結節点の整備を目的として整備するものであり、市の方針として実施する事業でございますので、住民投票は考えておりません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほど市長の答弁では、住民投票、市民の意向は聞かないというような御答弁でございました。昨年、一昨年前からでもそうですが、今議会でもそうです。市民の方から請願が出ております。今議会でも、1,500筆を超える賛同署名がついた請願が提出されております。それ以外の市民からでも、自由通路事業に理解を示していない方も数多く見られます。私も市民の方からお聞きするには、請願署名には書けない、市の関係している人間ですので書けないとか、なかなか難しいというようなことでの1,500人を超える方以上にまだまだ理解をされていない方が相当数見えると思います。そういった多くの市民の声を市または市長には尊重していただきまして、再度、踏みとどまって検討をしていただくよう要望させていただきます。

続きまして、先ほどのアンケートの結果の中で、29件の意見があった駅周辺の道路の拡幅や、86件の意見があった駅周辺の再開発や駅周辺の活性化の面的整備を求める意見を合計しますと115件あります。これら115件の市民の意見も、弥富駅の東西踏切の先ほどの拡幅、自由通路を含む20件の意見と同様に尊重すべきだと考えます。

また、都市計画マスタープランの主要方策では、弥富駅周辺の一体的なまちづくりの検討（駅前再開発）とも記載されております。私は以前より申し上げておりますけれども、駅周辺のまちづくりは点での整備ではなく、俯瞰的視点により面での整備を行うべきであると考えます。

具体的に言えば、この自由通路事業と駅周辺の狭い道路の解消を駅周辺の再開発事業に含めた一体的な計画として全体像を描いてから段階的に進めるべきではないかと考えております。今の市、市長が言われるつなぎつなぎの進め方では、パッチワークのような切り貼りのまちづくりになってしまいます。コンピューターのプログラムを作るときもそうなんですけれども、まずはやりたいこと、ゴールを見極め、全体の動きをフローチャートとして整理し

てからプログラムを書いています。そうしないと、木を見て森を見ずになってしまいます。永久ループにも入って行ってしまいます。全体像を描かない今の市の進め方は、本当に正しい手法なのでしょう。市長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） この自由通路整備事業に続きまして、現在、近鉄弥富駅とＪＲ・名鉄弥富駅との間の地区で、今週の火曜日にも勉強会を開催しましたが、面的整備として検討しております。弥富駅周辺地区まちづくりの中で、安全性・利便性の高い駅前空間の形成を段階的に推進していき、にぎわいと魅力あふれる弥富駅周辺まちづくりを実現してまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○７番（横井克典君） ぜひとも、今のＪＲ・名鉄弥富駅の南側の中六南地区、あの辺りも含めた駅前整備、駅周辺整備を含めて、この自由通路事業と一緒にやっていただくことが、市民に本当に喜ばれる、喜んでいただける事業かと考えます。

さて、視点を変えてお話をさせていただきたいと思います。

市の財政状況を見ますと、平成26年度から令和元年度までの決算は、6年連続して実質単年度収支の赤字が続きました。また、合併後の平成18年度から令和元年度までの14年間では、そのうち10年間も赤字になっておりました。令和2年度の決算は、実質単年度収支が黒字になり、令和3年度も黒字が見込まれると思っております。しかしながら、これは新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業の中止等の未執行額の増加や、基金残高が減少傾向にある公共施設整備基金、三ツ又池保全基金などに計画的に積立てが行えていないことなどが原因だと思えます。

さらに、市企業立地の促進に関する条例の廃止による奨励金支払額の大幅な減少など、積極的な行財政改革の成果による黒字ではなく、結果として黒字になったという印象は否めません。

そこで、私の試算では、令和2年度、仮に公共施設整備基金や減災基金、三ツ又池保全基金などに3億円を基金として積立てした場合を想定しますと、逆に実際の決算では黒字であったものが、私の試算、基金にお金をきちんと計画的に積んだ場合を想定しますと、約5,000万円の実質単年度収支が赤字になることが分かります。令和3年度決算に黒字の見込みが立ったとしても、これでは継続して黒字化したとは言い難い状況であります。

さらに、令和4年1月14日付、東海財務局による財政状況把握ヒアリング結果におきましては、令和2年度の債務償還能力が「やや注意」から、今後の見通としては「注意」に1ランク悪化しております。

このようなことから、今後の市の財政状況を中長期的に鑑みますと、まだまだ財政健全化は不安定要素が多い状況であります。いずれにしましても、しばらくの間は市の財政状況を

しっかり見極め、また多くの市民の声にも耳を傾けていただき、当該事業の延期や計画の見直しを行っていただくよう切に要望し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後 3 時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時39分 休憩

午後 3 時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、平野議員。

○13番（平野広行君） 13番 平野広行、政新会でございます。

通告に従って質問いたします。

弥富市も今年で合併以来16年目を迎えることとなりました。時代も令和に入り、今後も持続して発展するまちづくりを目指し、令和元年からの10年間の計画的なまちづくりの指針として、安藤市長の下で第2次弥富市総合計画が策定され、市民公募により愛称を「私とみんなの未来計画」とし、本市の最上位計画として現在取り組んでおります。

策定の背景には、人口減少、少子高齢化、インフラの老朽化が上げられ、計画の特徴としては、市民の参画と行政との協働による市民主体を基本とし、市民目線を重視した分かりやすく弥富らしさを最大限に生かした明るい未来を築く計画となっております。

そこで、弥富市の未来計画について、第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、交通ネットワーク機能の充実における重点戦略事業に掲げられているJR・名鉄弥富駅自由通路・橋上駅舎化事業とコミュニティバス運行事業について質問いたしますが、質問に入る前に、合併して16年を迎える弥富市について、安藤市長に伺います。

私は弥富市の一番南の地域で生まれ育ちました。市長は弥富市の一番北で生まれ育って、年齢も私より一回り若いということで、私から見た弥富市と、市長から見た弥富市では、多分違うと思います。

そこで、弥富市が誕生して16年を迎えますが、安藤市長から見て弥富市はどのように変貌したと見てみえるのか、まず弥富市の全体像について市長の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 平成18年4月1日、弥富町、十四山村の1町1村による弥富市の誕生以来、先人が培った歴史と文化を受け継ぎ、交通の要衝のまちとして、その特性を生かし、多くの活力ある産業に支えられながら、旧2町村の一体感を醸成し、発展を遂げてきたと感じております。

また、弥富市総合計画を柱に都市計画マスタープランなど各種計画の策定を経て、新たな防災拠点となる新庁舎の建設をはじめ、都市基盤整備や産業振興、地域福祉の向上などに誠心誠意努め、着実に成長を遂げてきていると認識をしております。

今後の市政運営におきましても、施策方針でお示しをさせていただきましたとおり、健やかに暮らせる安全・安心なまちづくり、地域産業が元気で生き生きと働けるまちづくり、人が行き交い魅力とにぎわいあふれるまちづくりの3つの重要な視点をもって市民の皆様が安全・安心に暮らすことができる環境を整備するとともに、にぎわいあふれるまちの実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 市長は、弥富町と十四山村の一体感を醸成し、発展を遂げてきたと述べられましたが、私は醸成ではなく、地域において短期に大きく変貌したと思っております。平島地区においては、名古屋市に近い利便性を生かした住宅地の増加、栄南地区においては、名古屋港の一翼を担う鍋田埠頭、弥富埠頭の背後地として物流・産業を中心とした企業の進出、この2つの地域が大きな変貌を遂げたと思っております。

また、今後においては、早速ですが、来月から名古屋競馬が本市で開催されます。観光資源に乏しい弥富市にとっては、観光の拠点として願ってもない限りであり、市長の手腕によっては、すばらしいまちに大きく変貌する弥富市だと私は思っております。ただ、残念ながら競馬組合の加入に市長が消極的で、いまだ加入の意思を示していないということです。全国で15の地方競馬場がありますが、競馬場が所在する地方自治体で、競馬を運営する競馬組合に加入していないのは本市だけです。市長は施政方針において、競馬ファン以外の方にも本市に来ていただき楽しんでいただけるよう、愛知県競馬組合や名古屋競馬PFI株式会社と連携し、競馬開催日以外の土曜・日曜にイベントなどを開催し、にぎわいづくりを創出できるように取り組んでまいりますと述べられております。

名古屋競馬場の入り口の西側には、イベント広場、屋外ステージ、多目的広場も設置され、2,000台収容できる駐車場もあります。4月から商工観光課から独立して新しく観光課が設置されますが、これらに対応した組織再編かなと思っております。また、3月22日には名古屋競馬場の開場式が本市にて行われ、大村愛知県知事をはじめ、名古屋市、豊明市の首長さんもお見えになります。安藤市長の挨拶もありますね。私としては、その中で、弥富市も組合に加入させていただき、構成自治体の皆さんと一緒に名古屋競馬を盛り上げていきたいと思っておりますと、こういったような加入に向けて前向きな挨拶をお願いしたいと思っております。

また、つい先日ですが、弥富市にとって明るい話題が入ってきました。それは、安藤市長も以前、一宮西港道路推進協議会の会長を務められ、国への要望活動に御尽力していただい

た一宮西港道路であります。これ県内版に入っていますね。一宮西港道路については、一宮から弥富まで国が主体となって新規事業化に向けてスタートし、名古屋三河道路は弥富からポートアイランドを経由し、知多半島、そして岡崎まで約80キロを結ぶ構想が新聞で公表されました。これらの道路の結節点が弥富市であります。これにより弥富南部地区、特に鍋田干拓地はさらに大きく変貌するものと私は期待しております。

このように、今後ますます伸び代がある弥富市です。明治22年、町村制が制定されたときに、鯛浦、五明村をはじめ、平島新田、前ヶ須新田など、8つの村と新田が一つになり弥富村が誕生しました。このときに名づけられた弥富という名前の由来について、市長は御存じだと思いますが、当初、8つの村が一つになったということから、漢数字の「八」と「富」で「八富」としようとしたわけですが、ますます栄えるようにとの願いを込めて、「弥栄」の「弥」を「弥富」の「弥」として使ったと聞いております。南の地で栄えるようにという願いで名づけられた栄南も同じであります。

現在は、名前の由来どおりますます栄え、魅力あふれる弥富市になってきておりますので、安藤市長には自信を持って希望に満ちた市政運営に取り組んでいただき、新庁舎に続き本市の顔となる駅前を整備をし、弥富はよくなったなあと皆さんから言っていただけるような弥富の駅前づくりをしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

どの自治体でも、まちづくりを進める上で都市計画を定めないと、無秩序で利便性、安全性の低いまちになってしまいます。弥富市の場合、名古屋都市計画区域内に入っていますが、弥富駅周辺は名古屋都市計画区域マスタープランにおいてどのように位置づけをされているのか伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 名古屋都市計画区域マスタープランは、弥富市都市計画マスタープランの上位計画にあるものであり、弥富市都市計画マスタープランは、名古屋市都市計画区域マスタープランに即して策定されております。

本市は、名古屋都市計画区域マスタープランにおいて、都市拠点及び広域交流・物流拠点を担っておりますが、弥富駅周辺は津島駅、新瀬戸駅周辺と並び商業・業務・医療・福祉などの都市拠点が集積し、暮らしやすい町なかを形成する都市拠点到位置づけをされております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 都市拠点として位置づけはされておると。また、リニアインパクト、これを見据えた都市計画を進めるということもお聞きしておりますので、本市もそれに乗り遅れないようにまちづくりを進めていっていただきたいと思います。

じゃあ次の質問に入ります。

第2次総合計画策定に当たり、市民アンケート調査を行いました。その結果、不満足な点においては、コミュニティバス交通網の整備、駅や市役所周辺の整備、観光の振興が挙げられております。また、今後の重要な取組としては、災害対策、防犯対策、駅や市役所周辺の整備、公共交通機関の便利さが上げられております。

第1次弥富市総合計画においては、服部市長の下で重要な取組の1番に取り上げられた災害対策の中で、防災の司令塔である新庁舎の建設をはじめ、津波・高潮から命を守る高台への避難場所の整備を、公共施設を利用し、全ての学区で行いました。

その後、令和の時代のまちづくりを進める第2次総合計画において、安藤市長は重要な取組の2番目に上げられた駅や市役所周辺の整備の要望に応えるべく、コンパクトなまちづくりの推進と同時に、市街地の計画的整備を目指す弥富駅周辺のまちづくりを最優先課題として取り上げ、その一環としてJR・名鉄弥富駅自由通路事業に現在全力で取り組んでまいります。

弥富市の将来を明るく快適で住みやすいまちにしようというまちづくりの思いは全議員同じであります。目的は同じですが、ゴールに向かうルートを選択に違いがあり、なかなか全員一致で進むことはできません。私も今日まで市側の説明、質問に対する答弁にて、事業の目的、事業計画について一定の理解はしてきましたが、工事協定前の最後の一般質問になりますので、改めてこの事業の目的、事業計画をいま一度しっかりと正しく理解して、工事協定議案の採決に臨みたいと思います。

本日も様々な質問がありました。過去における質問と重複する点があると思いますが、確認の意味を込めて質問していきますので、市民の皆様に分かりやすく正しくしっかりと理解していただけるよう答弁していただきたいと思います。

まず最初に、市長の目指す駅前整備、コンパクトなまちづくりの取組の中において、自由通路事業の位置づけについて市長はどのような考えか、市民に分かりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市では、人口減少や高齢化社会が進行する中、持続可能なまちづくりを推進するため、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方を基に、都市の機能が集約された利便性の高いまちを目指すため、令和2年3月に弥富市立地適正化計画を策定しております。

その実現化方策において、公共交通ネットワークの充実のための具体的な事業として、弥富駅自由通路等整備事業を位置づけており、弥富駅南北それぞれに分布する生活サービス機能を効率的に利用できるようにするとともに、誰もが安全で安心して利用できる駅周辺空間

とするため、分断要素となっている鉄道の駅部における自由通路等の整備を実施し、引き続き弥富駅周辺のまちづくりに取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 都市機能が集約された利便性の高いまちを目指すため、その実現化の方策において、具体的な事業として、この自由通路事業を位置づけているということですね。

それでは、次に令和2年の12月議会、令和3年3月議会、6月議会において、市民の方から市議会に対して請願が出されました。請願を出された方は、駅前整備及び発展性のあるまちづくりについては賛成であるが、これらの事業に含まれる自由通路事業においては、事業主体に伴う財政負担、費用対効果、踏切改良事業の事業の優先等の理由により、自由通路事業の延期、中止を求めるものであり、結論としては両者とも事業に反対するものであると私は理解しております。

自由通路事業についての質問に対する市側の答弁に対して、一部議員からは見解の相違があり、疑問点が投げかけられております。

また、先月行われました弥富市バリアフリー基本構想の案に関するパブリックコメントの実施計画においても御意見をいただいておりますが、その主な疑問点として、まず1つ目が、事業主体は弥富市ではなく鉄道事業者ではないのか。2つ目が、駅前整備事業の進め方の優先順位は、踏切の改良、近鉄弥富駅北側の中央駅前広場の整備が先ではないのか。3点目が、予算の使い方として、老朽化した公共施設等の整備、道路整備等、身近な事業から進めるべきではないのか。この3点ではないかなと私は思っておりますので、主にこの3点に対して確認の意味で市側の考えを伺います。

まず1点目、事業主体は鉄道事業者ではなく弥富市であるため、事業費に対して市の財政負担が非常に大きい。自由通路の通行者の内訳として、JR利用者は2,900人、名鉄利用者は2,800人、鉄道を利用しない一般通行者は300人を想定しており、自由通路の利用者はほとんどが鉄道利用者であるため、事業主体は鉄道事業者であると思う。なぜ弥富市が事業主体にならなければならないかという一番基本的な疑問ですね。これに対する説明をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） この自由通路が停車場内に設置されるという特殊性があることから、自由通路の位置づけ、整備と維持管理に関する費用負担のルールを明確にするための自由通路の整備及び管理に関する要綱が定められております。

要綱第3条では、自由通路の持つ性格により、都市基盤整備事業者が市街地分断の解消や踏切対策等まちづくりの一環として整備する自由通路は(1)道路の場合とされており、基盤

整備事業者が整備、管理する自由通路で道路にできない自由通路は(2)通路等とされており
ます。また、鉄道事業者が鉄道、あるいは駅の整備の一環として整備、管理する場合を(3)
鉄道事業者の施設の場合としております。

本市の計画しております自由通路は、要綱上、まさに市街地分断の解消や踏切対策等のま
ちづくりの一環として整備するものであるため、要綱(1)道路の場合に区分され、事業主体
は都市基盤整備事業者、つまり弥富市となります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 自由通路の整備に関しては、その事業主体、費用負担においては国
において定められた自由通路の整備及び管理に関する要綱に基づいて事業を進めると。その
中で事業主体については、市街地分断の解消や踏切対策等のまちづくりの一環として整備、
管理する自由通路についての事業主体は都市基盤整備事業者、つまり地方自治体である弥富
市ですね。鉄道、あるいは駅の整備の一環として整備、管理する自由通路についての整備事
業主体は鉄道事業者であると規定されていると。自由通路の利用者の数によって定められて
いるものではないと、こういうことだと思います。ここが一番肝腎なところで、事業主体は
自由通路の利用者数で決めるものではなく、事業の目的によって決まるんだということを確認
しておきます。

鉄道事業者が鉄道、あるいは駅の整備の一環として整備、管理するための自由通路整備事
業であれば、当然のことではありますが事業主体は鉄道事業者になります。しかし、今回の自
由通路事業については、弥富市が市街地分断の解消、踏切の安全対策、そして高齢者や障が
い者などの利便性を高めるために駅周辺エリアを一体的にバリアフリー化することを目的と
して行うものであり、単に駅のバリアフリー化を目的にはしていないから、事業主体は弥富
市になると、こういうことで理解をしておきます。

一般的に駅の利用者数が多い大きな都市の駅であれば、鉄道事業者が駅の整備の一環とし
て自由通路事業を行います。人口の少ない市町村では鉄道事業者は行っていないのが現実
であります。企業は営利目的であり、自治体は住民の安全対策、生活向上が目的であり、お
互いに目的が違いますから、自由通路事業への取り組み方が違うということだと思います。

それでは、次の質問に入ります。

弥富駅前の整備事業には賛成であるが、自由通路事業を先行するのではなく、東西踏切の
改良事業を優先すべきではないかという意見があります。そして、令和3年4月1日より施
行された改正踏切道改良促進法において、全国93か所の危険な踏切に弥富駅西側2か所と東
側1か所の3か所が指定され、踏切道対策が検討、実施されることになりました。

この改正踏切道改良促進法とJR・名鉄弥富駅自由通路事業の関係について、また事業の
優先度との関係についてどう考えてみえるのか、説明を求めます。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） J R・名鉄弥富駅の東西の3つの踏切につきましては、将来的に踏切道の拡幅を実現させるため、鉄道事業者と協議を重ねた結果、令和3年4月の踏切道改良促進法の改正に合わせて、国土交通省から改良すべき踏切道の指定を受けました。

踏切道拡幅のためには、その前後の歩道設置等の整備が必要であることや、車道の拡幅が必要な場合には踏切の統廃合を求められる場合があります、J R・名鉄弥富駅の周辺において、それを解決するには面的整備を行う必要があることから、事業実施には長い時間と多くの事業費を要することが想定されます。

また、踏切対策の例といたしましては、連続立体交差や踏切道拡幅、自由通路整備などがございます。そのような中で、効果が早期に発現できる自由通路整備と併せて弥富駅北口駅前広場を整備し、駅東西の踏切の歩行者や自転車、自動車の横断交通量を減らすことで、安全性を確保してまいります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 西側踏切の改良については、過去に何度となく検討されてきましたが、踏切前後の南北方向の道路拡幅のめどが立たないことにより事業化ができませんでした。踏切前後の道路拡幅のめどが立たない中で、踏切の安全対策を早期に実現しなければならない。その方法として、改正踏切道改良促進法において自由通路事業を選択し、令和9年度には自由通路事業を完成させ、東西踏切の交通量を減らすことによって踏切の安全対策を行うものであると理解しておりますが、午前中の板倉議員からの質問にありました近鉄佐古木駅東側踏切、その北にあるJ R関西本線踏切のように、踏切道に歩道部分を新たに設置し、歩道と車道を分離して踏切通行の安全性を向上できないかとの意見もありますが、この点についてはどのように考えてみえるのか、再度伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 愛知県に確認しましたところ、近鉄佐古木駅東側の踏切の歩道設置は平成3年頃に行われております。既にそのときには踏切に接続する県道の歩道設置事業が事業化されており、一部工事も完了していたとのことです。当該踏切の歩道設置は、踏切単体で設置されたものではなく、踏切に接続しております県道の歩道整備事業に併せて行われたものと考えております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 自由通路事業には、駅北側の北口広場の整備も含まれております。

駅北側に名鉄の改札口を設けることによって、駅北側から名鉄を利用される1,200名の方は、名鉄の北側地平駅から階段を利用せずに名鉄を利用することができます。

また、鉄道の北側にお住まいの方がJ Rを利用される場合は、自由通路を利用して東西の

踏切を通らずにＪＲを利用することができるようになり、踏切の通行量を大きく減少することができて踏切の安全対策を向上させることができると、こういう説明で理解をしておきますが、駅前整備という最終ゴールに向かって事業の優先をどう考えていくのか。踏切の早期安全対策との関連をどう考えて進めていくのか。考え方の違いがあり、溝は埋まらないと思います。

先ほどの午前中の佐藤仁志議員、それから横井議員からも、住民投票を行うべきではないかというような質問もありましたが、市長からはしないと、住民投票は行わないという答弁です。私は、自分の考えに基づき民意を問うのであれば、11月に市長選が行われます。この市長選に立候補して民意を問うしかないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。市長の決断に対して、我々議員は市民の代表として市民の意見を十分伺い、検討し、自分の考えにて提出議案に対して表決すべきものであると私は思っております。

それでは、次の質問に入ります。

事業に対する資金計画については、議会に対して令和２年７月に説明が行われ、事業費の内訳として、自由通路及びＪＲ駅舎事業費は約29億円、名鉄駅舎事業費が約11億円、駅前広場事業費が約６億円、総額46億円でありました。これに対する財源としては、国からの交付金が、未定ですけど約17億円を見込み、ＪＲ・名鉄の鉄道事業者負担は約１億1,000万円で、市の負担が約28億円と想定しておりますが、これは国の交付金によって多少前後します。

この事業に当たり、鉄道事業者の負担があまりにも少ない、こういう御意見がありますが、鉄道事業者の費用負担はどのようにして決めているのか、この点について説明を求めます。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 鉄道事業者との費用負担につきましては、自由通路の整備及び管理に関する要綱第５条及び公共補償基準要綱に基づき、鉄道事業者には駅舎建て替え相当額、つまり仮想により地平部に駅舎等を再整備する場合に要する費用から残存価値を引いた額及び鉄道事業者が本来負担すべきバリアフリー施設の整備費用を負担していただき、それ以外は市が負担することとなります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○１３番（平野広行君） 工事費の事業費の費用負担については、自由通路の整備及び管理に関する要綱と公共補償基準要綱に基づいて算出されると。これは全国どこでも同じであるということですが、参考までに、昨年、ＪＲ蟹江駅の自由通路・橋上駅舎化事業が完成をしておりますＪＲ蟹江駅と比較して、鉄道事業者の負担割合はどうか伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） ＪＲ蟹江駅の自由通路整備費用の負担割合につきまして、公表されているおります数値で申し上げますと、全体事業費が約26億3,000万円のうち、鉄道事業

者の負担は約5,000万円でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 本市の場合は、JRと名鉄2社で費用負担が約1億1,000万円、蟹江の場合はJR1社で費用負担が5,000万円ということで、鉄道事業者の負担は本市と変わらないということですね。

それと、もう一点確認ですが、令和2年7月に行われた議会への資金計画の説明において、概算の総事業費は46億2,000万円との説明でした。このたび鉄道事業者との工事協定を締結するに当たり、協定の額及び覚書の額が決まりましたが、概算の総事業費は変わっていないということでよろしいですか、確認をしておきます。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 総事業費につきましては、概算約46億7,000万円と想定しております。ただし、この総事業費につきましては、令和4年度に行います詳細設計、また北口駅前広場や駐輪場を計画していく上で増減があるものでございます。以上です。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 続いて、費用対効果が期待できない自由通路事業よりも、市内における身近な道路、排水路、安全対策等の事業を優先すべきであるとして、この事業自体の効果を疑問視する意見がありますが、この自由通路事業の有益性を判断するとき、政策評価の手法において事業の有益性を数値化して判断する費用便益分析、通称B/Cというものですが、これがあり、その数値が1以上であれば、その事業の有益性が示されるわけですが、その数値について説明を求めます。

○議長（大原 功君） 安藤市長、平野君が納得いくような説明をしたってください。

○市長（安藤正明君） 費用便益分析につきましては、JR・名鉄弥富駅における自由通路事業、橋上駅舎化事業、駅前広場整備事業の事業費を対象にして、交通結節点機能の向上について、地域特性及び市民意向を踏まえて効果検証ができる仮想的市場評価法を採用し、まちづくり交付金評価の手引きの算出方法により行いました。

この方法により費用便益の分析を行った結果、指標となるB/Cは約1.7となっております。この費用便益の指標となるB/Cとは、便益（ベネフィット）と費用（コスト）になるわけでございますが、その比を考えるものであり、この数値が1.0を上回れば、議員もお示しのとおり、事業は有効なものであると判断できます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 説明によりますと、費用便益（B/C）は1.7であると。だから、1以上であるから十分効果が期待でき、自由通路事業の有益性はあると考えていると、こういう説明ですね。

それでは、次の５番目の質問に入ります。

５番目の質問については、実質単年度収支の黒字化が２年連続するまで自由通路事業の延期を求める請願が出ていましたので、今日、質問通告をしておりましたが、今議会の補正予算において財政調整基金への積み増しが示され、実質単年度収支の２年連続の黒字化がほぼ確実になりましたので、取り下げて次の６番の質問に入ります。

平成22年、弥富駅周辺整備基本構想を策定し、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業を進める予定でありましたが、庁舎建設を優先したため、平成24年、事業の一時凍結をしました。約10年経過した今、事業に向けて再スタートするわけですが、市長は今回、最後のチャンスと捉えて、この自由通路事業を遂行していく覚悟なのか、市長の決意を伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路整備及び橋上駅舎化事業につきましては、平成28年度の施政方針で表明し、それ以降、毎年、当事業に係る予算を議会に上程し、お認めをいただきながら進めてまいりました。また、第２次弥富市総合計画において、当事業を重点施策として位置づけ、事業を推進してまいりました。この自由通路と併せて、弥富駅北口駅前広場を整備することにより、駅利用者を含めた歩行者、自転車、送迎車両等の駅東西の踏切利用者が減少し、踏切道の安全が確保されることにつながるとともに、バリアフリーに配慮した交通結節点を整備することにより、誰もが自由に安全・安心して鉄道により分断された南北地区を行き来することが可能になります。

そして、このＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業を起爆剤として弥富駅周辺のまちづくりに取り組むことにより、少子高齢化社会に対応した歩いて暮らせる利便性の高いまちとして、人が行き交い交流するにぎわいあふれる空間を形成していくことが、これからの行政の責務であると考えておりますので、本事業を最後のチャンスとして推進してまいります。

この自由通路整備事業につきましては、平成26年度から鉄道事業者との協議を幾度となく重ね、昨年３月には覚書を締結し、長い年月をかけた鉄道事業者２社との協議が整った今、本会議において工事協定等に係る議案をお認めいただき、未来の弥富市のために事業を進めてまいります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○１３番（平野広行君） 弥富駅前整備については、昭和の時代から何度となく検討されてきましたが、実行できなかった事業であります。自由通路事業を含む駅前整備事業は、先ほど来質問してきましたが、市民アンケート調査に基づき策定された第２次弥富市総合計画にも最重要施策として位置づけられ、また議会においても議決され進めてきた事業であります。

弥富市立地適正化計画、弥富市総合交通戦略、バリアフリー基本構想に基づき、駅前整備を進める上での一丁目一番地として進める事業であります。令和9年度には第2次弥富市総合計画に掲げる自由通路事業が完了します。次の10年のまちづくりの指針となる第3次弥富市総合計画策定時には、駅前整備事業と踏切道改良を重点施策として計画し、実現に向けて取り組んでいくことだと思っております。

駅前整備については、南北それぞれの改札口に合わせて車をスムーズに流すロータリーを整備し、送迎車両の混雑をなくすこと。現在は近鉄の南口ロータリーしか整備されておりましたが、このたび名鉄の北口ロータリーが整備されます。さらに、近鉄とJR・名鉄に囲まれた駅前中央広場のロータリーを整備することによって、歩行者の安全とバリアフリー化、そして車両の円滑走行ができる駅前整備を進めていかなければならないと思っております。

どんな事業でも、賛成・反対の意見があります。市民の代表である我々議員は、市の進める事業の議案に対しての議決権があり、責任は重いものがあります。ですから、議会においてしっかりと議論して表決しなければなりません。この議会で提案されております自由通路事業の工事協定議案に対して、私は今日の一般質問、その後に開催がされます行財政委員会における議論を経て、最終日の本会議にて表決させていただくことを申し上げ、次の質問に入ります。

次に、市民の不満足度が一番高いコミュニティバス事業について伺います。

福祉バスに代わって、平成24年6月から市内を北部・東部・南部の3ルートに分けたコミュニティバス、通称「きんちゃんバス」の運行がスタートして今年で10年を迎えることになりました。当初からたくさんの問題を乗せたままスタートしたきんちゃんバスの問題点の改善に向けて、平成元年8月に岡山県玉野市に議会と市が一緒になって視察も行い、抜本的な運行改善の取組をスタートし、地域公共交通を考えるワークショップ形式の意見交換会が、それぞれのルートにおいて第1回目が令和元年11月、2回目が令和2年1月に開催され、これらを基に令和3年3月に弥富市地域公共交通計画が策定され、コミュニティバス事業推進の基本方針及びそれに基づく目標について定められ、今日に至っております。

今日は、この点について質問させていただきますが、コミュニティバスについては、明日の一般質問で同じ会派、政新会の高橋議員からも質問がされますので、私のほうからは通告してあります1番と2番の質問については取り下げ、3、4、5番について質問いたします。

まず、3番目の質問ですが、弥富市地域公共交通計画における計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっており、この間の利用者数の増加を全ルートにおいて令和2年度8万5,000人から令和7年度には10万人の利用を目標としております。北部ルートにおいては1万人、東部ルートにおいては5,000人の増加を見込んでいますが、南部ルートにおいては現状維持のままで増加の目標を掲げていません。これは、南部ルートにおいては、運

行形態を改善しても利用者は増えないと考えてみえるのか、その点について説明を求めます。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 計画の中の目標数値は、運行形態の変更を考慮したものでなく、あくまでもバス利用者数に限定して目標設定をさせていただいたものであります。北部・東部の2ルートは増加傾向でございますが、南部ルートは平成28年度をピークに減少傾向となっており、また意見交換会などにおきましても、乗車時間が長く、運行便数が少ないという意見が出ておりましたので、南部ルートから再編を着手し、利用者確保に向けた施策を行うこととさせていただきました。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 計画の中の目標数値はバス利用者数に限定して目標設定をしたものであり、運行形態の変更を考慮したものではないと。意見交換会において利用者数の増加対策として南部ルートの再編から検討する必要性を認識したと、そういうことですが、それではこのルート再編について伺います。

まずは、利用者数が伸びない南部ルートから交通網の再編に取りかかるということで、昨年11月20日に第2回の住民意見交換会が行われましたが、直行便の社会実験運行の評価、第2期、第3期運行の概要、南部ルート再編の方向性について話合いがされたと思いますが、どのような意見が出たのか、南部ルート再編の方向性は示されたのか、伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 住民意見交換会において、本市の公共交通網再編案として、朝夕の時間帯は通勤・通学需要に対応するバスを運行し、日中の時間帯は高齢者を中心とした買物や通院等への需要に対応するためデマンド型乗合タクシーを取り入れた効率的な運行を行っていくこととした案などを提示させていただき、参加者から様々な意見をいただきました。

急行バスの社会実験運行につきましては、運行便数を増やしてほしい、夜は22時30分ぐらいまで運行してほしい、周知が広がれば利用者が増えると思う、東末広地区の住民は飛島バスを利用しているなどの意見がございました。

南部地域公共交通網再編につきましては、近鉄蟹江駅へ行くバスを復活してほしい、飛島バスと連携してほしい、基幹路線運行は行うべきである、デマンド運行の導入に賛成、路線型運行を全てやめてデマンド運行だけにしてはどうかとの御意見がございました。

再編の方向としましては、第2期社会実験運行を令和4年4月から行い、その評価を行った後、令和5年度にデマンド運行の社会実験ができるよう地域へ丁寧の説明させていただき、多くの方に社会実験に参加していただけるよう準備を進めていく予定でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 今のいろんな御意見を伺いますと、デマンドを考えてみえるようですが、デマンドにもいろいろな方式がありますが、それではどのような形でのデマンドを考えてみえるのか、伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 南部ルートの再編の1つとして考えるデマンド型乗合タクシーの社会実験の形としては、車両の台数や車種など、具体的なものはまだ決まっておりません。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） まだ決まっていないということですが、デマンドにすれば、全て解決するというものではありません。全国における事例を見ても、なかなかうまくいっているところは少ない。しかし、地域の足としてはなくてはならないものなんです。成功させるためには、一にも二にも地域住民との意見交換会を絶えず行うことだと思います。

それでは次に、南部ルートにおいては、第1期、第2期、第3期と社会実験運行を行っていただくわけですが、費用面についてはそれぞれどの程度かかっているのか、伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 本年度に実施した第1期社会実験運行予算は、7か月間の運行で約1,000万円、令和4年度に行う第2期社会実験運行予算は、5か月間の運行で約800万円の予算となっております。

デマンド交通の予算につきましては、導入している自治体等からの情報を基にした参考見積りでは、10人乗りタイプの車両1台で運行した場合でおおむね1,500万円程度となっております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 私も会場で意見交換会の現場を見させていただきましたが、参加されてみえる方ほとんどの方が、きんちゃんバスに乗ったことがないという人ばかりでした。

昔から、人には沿うてみろ、馬には乗ってみろと言われております。まずは地域の方に一度乗っていただくこと、まずはここからスタートをしなければなりません。

そこで、一度も乗ったことがない方に乗ってもらうにはどのような考えをお持ちか、伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 春からの高校通学の事前体験で使っていただくために、弥富中学校3年生に追加で無料体験乗車券を配付させていただきました。

また、他市町で取り組んでいる小学生に対する乗車体験を行い、早い段階から公共交通を知ってもらい体験できる取組を行っていかねばと考えております。

高齢者の方の利用につきましては、議員が実践していただきましたが、福寿会へきんちゃんバスを利用した市役所見学を兼ねた出前講座などを企画していただくよう御提案させていただきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） アンケート調査の結果を見ますと、南部地区は北部、東部ルートに比べて、高齢者の方の利用率が低いことが分かりました。いろいろ理由があると思いますが、一度も乗ったことがないと、これでは話になりませんので、一度みんなで一緒に乗ってみようということで、私、加入している西末広の福寿会の皆さんに声をかけて、庁舎見学も兼ねてきんちゃんバスを利用しました。

皆さんの感想としては、市役所まで40分かかり長いなあという御意見でした。午前10時41分、西末広初の乗車で、私たちのほかには栄南学区から乗車される方はありませんでしたが、これが大藤学区に入ると、稲元、鍋田支所、間崎公園辺りから乗車がありました。ここからだとも市役所まで乗車時間が20分ぐらいで長くは感じないかなと、こういうふうに思いました。

このように、南部ルートにおいて大藤学区と栄南学区では利用状況に違いがあり、この辺が検討課題だと思いました。その辺りを第3期の社会実験運行において、デマンド運行の最善策を見つけていただきたいと思います。全国においてそれぞれの地域に合ったデマンド運行が行われておりますが、満足しているところは少ないようですから、満足度を高めていく取組をお願いしておきます。

皆様がまず利用すること、そして住民の意見をお聞きする場を絶えず持って意見交換会を行い、よりよい運行を見いだすことしか方法はないと思います。それには市の担当課において根気よく地域との意見交換の場を設けることだと思います。今は福寿会だけでなく、様々な団体に声がけして、まずはきんちゃんバスに乗ろうということから進めていただきたいと思います。例えば小学校の社会勉強の課程において、きんちゃんバスに乗って庁舎、歴史民俗資料館等の見学を行うとか、いろいろ方策を考えていただきたいと思います。

それでは、最後になりますけど、コミュニティバスの今後の取組について市長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回、平野議員、また高橋議員から、このコミュニティバスについては御質問をいただいているところでございまして、特に南部ルートの再編につきまして、担当課長以上幹部職員、かなりの時間を使ってこのことについて議論してまいりました。質問の答えだけではなく今後のコミュニティバスの在り方について議論をした中で、なかなか決定的な答えが出ないというのが現状であるわけでございます。

今後の取組でございしますが、南部ルートの再編と並行しながら、令和4年度は東部ルート、

令和5年度は北部ルートの再編を順次計画しております。まずは効率的な運行ルートの検討やデマンド型乗合タクシーの導入など、運行方法の変更も念頭において再編を検討してまいりたいと考えております。

また、小学生から高校生の利用料金につきましては、負担軽減策を検討し、導入していく予定でございます。

南部ルートでは、市民ニーズ等も踏まえ、飛島バスとの連携を進め、飛島村への乗り入れや乗り継ぎ券の発行、弥富市内の乗り入れなど、利用者負担を減らすことにより、近鉄蟹江駅への需要にも対応できるよう、飛島村とも協議ができればと考えも考えております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 地域みんなで支えていくこと、本市のように集落が点在する地域の生活環境においてはなくてはならない交通手段であります。市長も1年に2回ぐらいは市民の皆さんと一緒に乗って、きんちゃんバスのPRを行っていただきたいなあと考えております。最近は金魚のPRの拡散のために各地に出かけられております。もちろんこのことも大事なことです。ワクチン接種会場へは何回か出かけられて、市民の皆さんに声がけをされておりました。同じように、まずは一番の問題点であるきんちゃんバスの利用者数の向上に向けて、空いた時間を利用して、ぜひきんちゃんバスに乗ってPRしてください。

市長、きんちゃんバスに乗ってPRすると、ここで約束していただけますか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議員からもお話しいただきました。積極的にきんちゃんバスに乗って、このきんちゃんバス、コミュニティバスのPRをしてまいりたいと思います。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） ぜひお願いいたします。ありがとうございます。

市長が先頭に立ってきんちゃんバスへ取り組む姿、これを見せなければ担当職員の士気も上がりません。どんな事業も市長のやる気を市民、職員に行動で示すことが一番大事であることを申し上げ、質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後4時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時39分 休憩

午後4時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、本日の会議の時間を議事の都合によりあらかじめ延長いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 15番 佐藤高清です。

長時間の一般質問でありますけれども、質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

これまで、この一般質問の場で、土地の有効利用ということで質問をさせていただいております。今回は農地の転用について中心に質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、弥富市内の土地の開発状況について伺います。

これは、農地の転用について、農振除外や農地転用の状況についてお答えをいただければと思っております。

初めに、農振除外や農地転用許可にどのような基準があり、その基準などはどのように地権者に周知されているか、お伺いをいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 農業振興地域の除外につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき、弥富市農政推進協議会13名の委員が審議を行っております。

農振法では、除外するに当たり、ほかの農地や用排水施設などへの影響がないかなど5つの要件を定めており、その要件を全て満たしていることのほか、農地転用許可の見込みがあること、他法令の許可が必要な場合につきましては、その許可の見込みがある場合に限られております。

次に、農地転用許可につきましては、農地法に基づき、農地利用最適化推進委員7名を含めた弥富市農業委員会18名の委員が審議を行い、愛知県へ進達をしております。

また、農地転用の許可基準といたしまして、愛知県が定める農地転用許可基準がございます。農地は、農用地区域内農地、甲種農地、1種・2種・3種農地というように5種類に区分されており、その区分ごとに転用許可基準を定めております。この転用許可基準は、農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準といたしまして、愛知県のホームページに掲載をされております。以上です。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 今、農地を転用するのに、農振除外、農振法と、そして転用の許可ということで、農政審議会13名、また7名を含んだ農業委員が18名で、これを審議するということでありましたけれども、ここへ来て農地を持つ地権者が、この農振法、農地法を知らずにして転用に向かうという事例が多々あるわけであります。今、部長のほうから答弁がありましたけれども、愛知県が定める農地転用許可基準、また愛知県のホームページと、部長

の答弁では愛知県に委ねるというのが流れかなと思っておるわけでありますけれども、農地を転用するについて、県じゃなく市で判断できることができないかなというのが今回の私の質問であります。何回も言いますけれども、相続等によって農地を引き取ったんだけど、農振法とか農地法が分からないまま業者との取引に応じてしまうという問題が発生しているように思います。

それで、そういうことを踏まえて、次に許可の件数と面積についてお伺いをするわけでありますけれども、今から質問する3つの案件の過去5年間の許可件数及び面積について、お答えをいただきたい。

1つ目が、自動車等の保管場所、いわゆる中古車自動車置場に対する許可件数及び合計面積、過去5年に遡って。2つ目が、資材置場に対する許可件数及び合計面積。3つ目が、再資源物の処理・保管に対する許可件数及び合計面積の、この3つについて、過去5年間遡った件数、面積の報告をお願いします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 自動車の保管場所に関する許可件数と合計面積につきましては、平成28年度の許可件数が7件、合計面積が約1.1ヘクタール、平成29年度の許可件数が12件、合計面積が約2.2ヘクタール、平成30年度の許可件数が21件、合計面積が3.1ヘクタール、令和元年度の許可件数が9件、合計面積が約1.2ヘクタール、令和2年度の許可件数が24件、合計面積が約4.5ヘクタールとなっております。

次に、資材置場と再資源物の処理・保管件数につきましては、区分が困難であったため、両方合わせたもので御答弁をさせていただきます。

平成28年度の許可件数が21件、合計面積が0.8ヘクタール、平成29年度の許可件数が8件、合計面積が約0.7ヘクタール、平成30年度の許可件数が6件、合計面積が約0.4ヘクタール、令和元年度の許可件数が20件、合計面積が約2.4ヘクタール、令和2年度の許可件数が16件、合計面積が約2.2ヘクタールとなっております。

○議長（大原 功君） 佐藤高清算議員。

○15番（佐藤高清算君） ただいま部長のほうから、平成28年から令和2年度までの開発状況、数字を報告していただきました。この令和3年度におきましても、もう既に今3月ですから、直近1月頃までは面積はまとまっておると思うんですけども、分かっておれば令和3年度の数字を報告していただきたい。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 令和3年度につきましては、中古車自動車置場14件、約3.1ヘクタール、資材置場、再資源と一緒にございまして、含めて15件、約1.6ヘクタールでございます。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 5年間遡ってみますと、確実に面積が増えてきております、中古車置場と、また資材置場と再資源物の処理の保管場所ということで。中古車置場においては、まとまった面積で開発が進んでおると。資材置場については、件数はあるけれども、小さな面積ではあるんだけど、面積が増えてきておると。これら2つを合わせると、この5年間で生産組合という地元の農地を管理する団体の作付面積が1つ失われておるような気がする。恐らく25ヘクタールぐらいが5年間で田んぼが埋まっちゃったと、そういう流れがあるわけであります。

これまで土地の利用ということで、財源確保ということでアクセルを踏んで促進しようとして、緩和に向けて頑張ってくださいということをおっしゃったんだけど、こういう面積がまとまってくると、そろそろ何らかの形でブレーキをかける必要があるんじゃないかと思って質問するわけであります。企業誘致であれば、きちっとそこに雇用が生まれるんだけど、この中古車置場とか資材置場というのは、恐らく一般雑種地の地目になるんじゃないかな。その辺のところはどうですか。宅地はないはずですけども。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） ただいまの御質問、農地の転用後の地目がどうなるかということで、中古車置場とか資材置場については地目はほぼ雑種地ということでよろしいかと思います。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 雑種地となると、転用が済んだら、その後はどういう方向に行くかということはそれぞれの問題であって、そこに宅地がないということは雇用も生まれていないし、企業誘致ということでは果たしてということになるわけであります。

そういった中で、ただいま御答弁いただきましたが、中古車置場、また資材置場等に関しても年々増加傾向にあることが分かったわけであります。この増加傾向は、今後も恐らく続くであろうと予測されますけれども、市の試算はどうですか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 私ども、今、議員おっしゃったとおり、恐らく今後も件数というのは増えて、面積も増えていくであろうと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） このように毎年多くの農地転用がなされている中で、開発許可後、いわゆる農地転用の許可に伴う諸問題、また許可後の諸問題のあるなしについてお伺いをいたします。

現在、市がそのような諸問題を認識または把握している事例があれば、報告をお願いいた

します。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 本市が把握している事例といたしましては、農振除外に際し、地域への説明や地域の同意を得る前に、土地所有者が事業主と土地売買契約、または賃貸契約を結んでしまい、結果、地域の同意が得られず、農振除外の申請手続が進まないというケースや、農地転用許可後、しばらくしてから事業内容は変更となり、地域とのトラブルが発生したというケースがあることを把握しております。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 転用後に諸問題が起きておるということでありますけれども、それでは、それらの事例に対して市はどのような対応を取られたのか、またこれからどのような対応をしていくのか、お伺いをいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 本市といたしましては、申請前にこのようなトラブルが発生した場合、申請者及び地域の関係者の双方の意見を中立な立場から何度もお聞きし、双方が話し合いにより歩み寄れるよう調整し、時には顧問弁護士にも相談しつつ解決に導いております。

また、農振除外や転用手続には専門の知識を必要とするため、一般的には司法書士、行政書士に依頼される方が多いわけですが、土地所有者の方は、行政書士、司法書士に任せ切りではなく、自らが申請者であるという意識を持って、事前に地域の関係者に事業内容を十分に説明し、御理解をいただくことが申請をスムーズに進めるためにも大変大切なことだと考えております。

このことから、農振除外や農地転用の申請の際には事前に地域への説明などを行っていただき、地域の御理解を得ていただくよう、周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 農振除外、農地転用の手続において、専門の知識が必要であるという答弁があったわけであります。

冒頭に申し上げましたように、農地が相続等で自分のものになったと。この農振除外や農地転用の手続は専門の知識が要ると。全く無知の状態農地を転用しようと思って、冒頭に報告があった県に尋ねに行ったら、県では転用の見込みがあるという返事をもらって、弥富市に報告をしないうちに転用の準備が進んでしまうと、こういった例があろうかと思うんだけれども、その辺のところは把握してみえないでしょうか。弥富市に相談する前に県に直接行っちゃって、県が見込みあると。その辺の事例があったら。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） そのような例につきましては、先ほどの諸問題の認識の中で申し

上げたとおり、まず県等に調整しに行き、地元、また市のほうへの対応が後になり、結果、地元の合意を得られないというケースは把握しております。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 農振除外は農政審議会で審議すると、それから転用については農業委員会で審議するということでありまして、審議する前に、見通しがあるということで、書類だけが進んじゃうと。せっかく地元に理解を求めるように周知を図っていくと言われるんだけど、地元に話をする前に転用が準備が進んでしまったというケースがこれから起きてくると思うんですよ。その辺のところをどうしたらいいかというのが僕の今回の質問なんですけれども、次の質問をします。

トラブルがあった場合、市が中立な立場で双方の意見を聞き仲裁に入っているとの答弁でしたが、その際に事業主の対応はどのようなものか、お伺いをいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 問題が発生した時点で即座に対応していただいている事業主や、地域の関係者と話し合い、問題を解決しようとする事業主もお見えになります。しかし、中にはそうでない事業主も確かにございます。

本市といたしましては、そのような事業主の場合、問題解決に向けて、愛知県また関係土地改良区などと共に調整し、対応をしております。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 今、報告があったように、各地区で農地が転用されていく、中古車置場、資材置場等で。こういったことが多くの数字になって右肩上がり開発が進んでおるわけですが、そこに諸問題が発生しておると。問題が起きてから事業主に行ったり、愛知県や関係土地改良区などと共に調整をしていくと。問題が発生する前に、こういった問題を地権者に報告しておればいんだけど、地元と開発業者としこりができてから、トラブルが発生してから市に相談に来ると。市としては大変な問題だと思うんです。

具体的に名前も地域も言うわけにいかんですから、奥歯に物が挟まったような話をしておるんですけれども、現実には市内で農地を持つ人が、県に見込みあるということで、業者と売買契約を結んで、それから地元に話をしたと。農政審議会で審議する前に、受け付けたらオーケーだとか、農業委員会が転用を許可する前に、農業委員会が受け付けたから通っていくというようなことで、地元とのトラブルが審議会を通っても発しておるという問題なんですよ。どんどんどんどん中古車置場ということで弥富の農地が失われていく中で、並行してこういった問題が起きておる。その辺のところ部長、どうですか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。安藤市長は、土地改良の事務局長をやっていたからよく知って見えると思うんだ。安藤市長から直接今の答弁をしたってください。

○市長（安藤正明君） 佐藤議員のおっしゃられることはよく分かります。中古車置場での転用が、地区名を上げてはいかんですけど、栄南学区は大変多いところでありまして、地主の方が転用されるときは、地域にしっかりと協議をして事が進んでいくわけですのでトラブルにはならないわけでございます。ただ、相続等で土地を所有し、例えば遠くに住む方がその土地を相続した場合には、なかなか農地の管理は難しいということで手放したい。そういった中で県に相談へ行つて手続を進めてしまつてトラブルになるケースがあるということは、私も承知をしているところでございます。

ルールを知っていただければ、このようなトラブルはないわけでございますので、市のほうに御相談をいただければ、農地転用に係る手続についてはきちんと説明をさせていただくわけでございますが、そういったことがなかなかされない場合もケースとしてはあるわけでございますものですから、そういったケースに対しまして、これから市としましても往々にしてあるケースだと思っておりますものですから、しっかりと対応策を研究し、また考えてまいりたいと思っておりますものですから、なかなかこうしていくということは答弁できないわけでございますけど、市としてもしっかりと市民の皆様、大事な農地でございますものですから、その取扱いについてはしっかりと勉強していきながら進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

○15番（佐藤高清算員） 優良農地を埋め立てしたいということで農政審議会に打診するわけですが、過去の農政審議会には、たしか議長も入ってみえると思うんです。今、議長は農政審議会に入っていないです。何が言いたいかというと、こういった問題が審議会に議論をしたと。しかし、農政審議会のメンバーでは気がついていないと。この温度差が生じた場合に、議会が幾ら頑張っても農政審議会のほうで除外オーケーだということになってもいかんと。農政審議会と議会との情報の温度差があっちゃいかんと思うんですよ。そういった意味においても、僕も議長のときには農政審議会には出席させてもらった。それから、担当の所管の委員長も出席したことがあると思うんだけど、要するに市内で起きておることを我々議会も把握しなきゃいかんという意味で、今、農政審議会に議長、議会からどういう立場で誰が出ていますか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 農政推進協議会のほうの議会のほうからは、どなたもメンバーではございません。

○議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

○15番（佐藤高清算員） 議員が審議会に出席と依頼をすると、あいつは審議会に出たいから言っておるんだというふうに誤解をされるから、なかなか口が重いわけですが、少な

くとも議長となられたら、そういった市内の土地の動きとか問題を共有するために、出席できるような構成をつくっていただきたい。また、農業委員でもしかりだと思っんですよ。農業委員でどういう議論がされておるかということをお我々議会側は知らない。おまえ、農業委員になりたいでこういう質問をするんだらうと必ず聞いた人は言うんだけれども、農業委員の審議の内容と議会が把握していない、こういう温度差があると思っんですよ。これも今後の課題だと思っんですけれども、部長、どうですか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 議員の方々が各審議会への参加ということでございますが、平成26年3月12日付で、弥富市議会議長より市長宛てにありました通知によりますと、詳細といましては、審議会への議員参画の見直しについてというものがございました。

また、全国議会議長会の協議会での資料、情報交換により、議員が市長の設置する審議会等に参画することは、立憲機関と執行機関との機関対立を取る民主的な地方制度の趣旨に反するとした上で、住民の直接的な市政参画を拡充するためにも議員の審議会への参画を見直し、法令の定めによるものにとどめるべきであるというふうな指針も出ておりますので、現在のところはちょっと難しいのかなというふうな判断をしております。

○議長（大原 功君） 佐藤高き議員。

○15番（佐藤高き君） 部長のほうから報告があった、それはそれで分かりました。じゃあこの議会での情報と審議会でのあった情報との温度差、これを何かで埋める方法を考えていただきたい。どういう流れで中古車置場がどんどんどんどん数字が上がっていくのか、また資材置場がどんどんどんどん上がっていくのか、この辺のところは議会として把握できる、我々がそこに行って傍聴してきてくださいなら結構ですよ。農業委員会に傍聴に行ってくださいとか。そういうふうで情報の共有ということが非常に大事になってくると思っんです。そういう意味で質問をしましたがけれども。

簡単に一般質問をやるということでまとめてきましたので、最後の言葉にします。

ただいま市側から過去5年間の農地の開発状況、特に中古車置場、資材置場等のいわゆる転用状況や農地転用に関する諸問題についてお聞きをしました。近年、農業従事者の高齢化や、後継者不足などの問題や、米価の低迷による農地維持の問題など、いろいろな農業問題があると思われます。これらの農業問題があることによって、農地を手放す方が増えているのが現状ではないでしょうか。新たに農地転用をする場合は、農振除外や農地転用は、それぞれに定められた要件、または許可基準等があり判断されるわけでありますが、トラブルの原因の多くは、地元との事前の調整がなされていないことであると市の答弁でありました。私もそう思います。ちょっとした事前の声かけで防げたトラブルもあったかと思います。地元に対する事前説明については、十分周知していただきたいと思います。

最後にもう一つ、今度は農地転用後の土地についてであります。

農地転用が一般雑種地になった、その後です。農地転用許可申請とは異なる業種への転換であります。これは現実には市内で起きておると思うんですけども、その辺のところ、担当のほうはどのように把握してみえますか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 具体的な例としましては、販売用の中古車置場で許可を取ったものが、その後用途が変わって、言葉は悪いですが、鉄くずを集めたような、そのような置場に変わっているということで地元のほうから苦情があるということは聞いております。以上です。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 農地を手放す人が増えてきた。農地転用は県の見込みで転用できると。しかし、転用後の土地について、目的が異なる業種へ渡って、そこでまたトラブルが発生すると。ここなんですよ、今回の質問したいところは。別に悪気があるわけでもなんでもないんだけど。土地の有効利用ということで、アクセルをふかしてやりましょうやりましょうと。やり過ぎて、今度は転用されたものが業種が変わっていくということで、こちら辺でどうだブレーキを踏んだらというところが言いたいところでありますけれども、先ほどの部長の例で、販売用中古車置場で転用許可を取りながら、数年後には資材置場とか鉄くず置場に変わってしまう、こういった例があるわけであります。

民間での売買で進められることであり、業種によっては法律などがあり規制することが大変難しい。これはよく分かっています。だけれども、トラブルが発生しておる。しかし、今後はこれらの問題も出てくると思われるので、今のうちに市内の適正な土地利用を図っていくためにも、そして周辺の農地や住環境に影響を及ぼさないようにするために、何らかの定めをつくる必要性が高まっているのではないかと。難しい問題だと思うんですけど、規制をかけることもできない。だけれども、現実には起きておるんですから。何らかの対策を考えていただくことを、答弁は結構です。私は強く要望して、この質問を終わりたいと思うんですけども。米を作ることももうからないと。そのぐらいなら転用できることだったら転用して有効的に利用したいと。そこまではいいんだけど、転用した後に目的外に使われるという、その辺の規制を何らかの形で定めをつくってほしい。

強く要望して、質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後5時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時15分 休憩

午後5時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） それでは、最初に踏切改良と国土交通省通達について質問いたします。

平成13年10月1日付で国土交通省は、道路管理者及び鉄道事業者宛てに、踏切道の拡幅に係る指針について通達を出していた事実が判明いたしました。JR・名鉄弥富駅自由通路・橋上駅舎化事業について、那須、板倉、佐藤仁志議員らと問題点を話し合う中、通達と同じ国土交通省から指摘をされました改良すべき踏切道の件であります。

改善を求められた全国で93か所のうち、弥富市内のJR弥富駅の東西の踏切道3か所、今までは踏切改良はできない、難しいとの説明であったと認識をしております。国交省から踏切を改善せよと対策を求められているにもかかわらず、市内の踏切は何十年もの間、全く改善されておりません。国、国交省は、地方自治体や鉄道会社をどのように指導・監督しているのか疑問を持ち、我々4名の議員で身近な中部運輸局で話を聞いてみることにいたしました。

1月14日、2時間にわたり話を聞く中で、踏切道拡幅に係る指針が平成13年に、既に20年以上前に通達している事実が判明し、市側もこの通達があった事実を認めているところであります。

この通達によりますと、確かに踏切の車道部分については、立体交差化や踏切の統廃合により除去に努めることを求めています。つまり、新たな踏切は造るなどのことであります。しかし、歩道部分については別の考え方ではありませんか。この通達によりますと、踏切道の拡幅に係る指針、目的としまして、踏切道を含む道路の拡幅計画がある場合及び既に前後の道路と幅員差が生じている踏切道について、早期に問題の解決を図ることを目的とする。これでいきますと、私が12月議会に取り上げました近鉄8号踏切が該当すると思います。

最初の画面をお願いいたします。

これが国交省から出た通達、ちょっと読めませんが、一応これらを国交省のホームページで誰もがみられる状態になっております。

次の画面をお願いします。

これが一番問題になると思います、弥富駅の西側の踏切ですね。先ほど言ったように、キンプルの裏の踏切、これはまさしく既に幅員差が生じておる。この通達からいきますと、すぐに着手しても構わない。前回も言いましたとおり、あそこは黎明高校の大型バスが、あの狭い踏切を渡っておるわけですね。

次が対象といたしまして、鉄道と道路法による道路とが交差している場合における踏切道を対象とする。これはそのとおりですね。基本方針、踏切道の拡幅と踏切道の統廃合につい

ての考え方。踏切道は、踏切事故の防止及び道路交通の円滑化のため、立体交差化、統廃合等により、その除去に努めるべきものであると書いてあります。ただし、踏切道に歩道がないか歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性に鑑み、踏切道の統廃合を行わず実施できることとすると。ここが問題ですね。踏切道の拡幅については、近隣踏切道の有無、地域の状況等から統廃合が早期に実施できない場合、実施することができるものとする。一例としましては、標準幅員で2車線、片側1車線までの道路拡幅、これは車道部分だと思いますけど、これもできるような書き方がしてあります。以上が、この内容の通達がなされていることが判明をいたしました。

質問させていただきます。

通達については、既にJR・名鉄弥富駅問題を考える会の市民の会への回答で、この通達があることは認めてみえるわけですが、この通達を市長はいつ知ったんですか。県会議員時代か、いつ頃お知りになったか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 市といたしましては、通達があった平成13年頃には、その通達の存在を知っておりました。以上でございます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） さっきの質問です。市長はいつお知りになりましたか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま部長が答弁したとおりでございますが、そのように市は把握をしているわけでございますが、この通達につきましては、今回の件で私は承知しました。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） なかなか通達はいっぱい出ていますので、全て知ることはできないと思うんですが、いずれにしても最近、この通達があることを御存じになったと。

そうすると、この橋上駅舎化事業の協議を行ってきた際に、全くこれを知らずに協議をしてきたということですか、安藤市長。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 今の御質問だと、市長が知っておったかどうかという御質問かと思うんですが、その立場ではなく事務方といたしましては、橋上駅舎化事業を検討するときには、この通達があることは存じておりました。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） この内容は、かなり重要な部分だと思うんですが、こういった通達が出ているにもかかわらず、橋上駅舎化をどんどんどんどん進めてきたと。今の時点になって、この通達があることが分かって、選択肢の一つだと思うんですが、どちらを先にやるか。非

常に問題だと思うんですが、その辺の認識もお聞きしたいところですが。

そもそも、できないできない、難しいということで進められてきた。これは今に始まったことじゃなくて、この庁舎を造ったときも、市街化調整区域はできない。法律が変わって、昔は調整区域でも公共施設は何でもできるけど、役場の庁舎でありともできないという話でどんどん進めてきた。ところが、私が調べたら、三重県の伊賀市で調整区域でもどんどん話が進んでやっておった。これが分かったことを指摘したら、今度は愛知県は厳しいという話だった。その後、あま市が市街化調整区域に2.5メートル埋めてやることが判明した。

こんな形で、選択肢をきちっと示さずに話をどんどん進めてきた。これが慢性化しておるんじゃないですか。どうですか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） ただいまの質問でございますが、検討していなかったという話。

まず、この指針でございますが、踏切に歩道単独ではつけられるんじゃないかという前提のお話かと思います。先ほどの板倉議員のほうの答弁を土木課長のほうがいたしました中にも、踏切道の拡幅に係る指針の取扱いというのが出ておりまして、それには踏切を拡幅、歩道をつける場合は、前後の道路の歩道がある、またはその歩道が設置されることが確実であるということもございますので、踏切の単独の歩道設置というのは難しいと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） それはそのとおりだと思います。踏切だけ歩道を造ってもしょうがないです。でも、桜小学校の裏側、電話局からの道路、あれは近鉄まで広がって、それ以降ずっと何も進んでいない。いずれ広げるんですよね、歩道をつけて、多分。だから、それと一緒にやらないと、いつまでも歩道がないから踏切ができないといったら永久にできないことになっちゃいますので、それを含めてなぜ進めてこられなかったのかと。現実に20年以上、全くあの辺りの道路も広がっていない。当然踏切もさっきの理由でいくと、歩道だけできないからということで放ってある。この調子だと延々この状態が続くような感じがするんですが、過去において市民、市議会に、このような重要な選択肢を示さずに進められてきたJRの橋上駅舎化事業に、これだけの巨額の予算を使ってやるのに、このまま強引に進めてもよいのかという疑問を持つわけなんです、この辺どう考えられますか、市長。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 今進めております橋上駅舎化事業、また自由通路整備事業、また北口駅前広場整備事業、これにつきましても、以前から議会にも相談し、予算も認めてもらいながら進めてきたわけでございまして、このまま粛々と進めていくという考えでございます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 選択肢を示さずおいて、できないできないということで、それならば仕方がないから橋上駅舎にしようかということで、皆さんそんな認識で、こんな通達が出ていることはほとんど知らないですから、進めてきたんだから、こんなことをやってもいいんですかと私は言いたいんですが、これ以上強引にやって、もう一遍、振出しに戻して、それを含めてもう一遍協議するという、そういうお考えはないか。

それと、今の話をずっと聞いておきますと、橋上駅舎ができる、自由通路ができることによって両側の踏切の安全性を確保するということなんですが、現状、今年も833万円の踏切の警備費がついておるわけなんですけど、自由通路ができたら、このガードマンは要らなくなると、こういうふうなお考えですか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 警備員が要るか要らないかにつきましては、完成後、車の流れ、人の流れ、自転車の流れ等を見ながら判断していくことでございますので、今この時点ではどうするかということは申し上げられません。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員、通告とちょっと違うところがあるので改めてください。
加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 関連してやっておるつもりなんですけど。仮に関西線弥富駅から名古屋方向に向かう上り列車が下り列車の到着を待ち、出発していきことがあります。この状況のときは踏切の遮断時間が長くなります。当然、踏切には、歩行者、自転車、車が滞留し、県道弥富名古屋線にも渋滞が発生する光景はしばしば見られます。又八の踏切も同様に、白鳥信号場で待避する列車があると踏切の遮断時間は長くなります。遮断機が開けば、人、車が一斉に動き出し、危険な状況が見られます。少なくとも弥富駅と又八の白鳥信号場の間が複線であれば、踏切遮断時間は短くなります。踏切での人、車の滞留が少なくなり、流れもよくなると推測されます。複線化も一つの踏切の安全対策と交通の流れの円滑化につながるものと思われます。

昭和50年代に、当時の国鉄は複線化を計画し、当時の弥富町に対し、用地買収の協力を求め、それに従い、町内の、現在市内ですね、複線化用地交渉を行い、市内の全域の複線化用地は既に確保をされております。その後、40年以上全く複線化にならないわけです。この経緯をJRに求めたということはあるんですか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 議員御指摘のとおり、昭和50年前後につきまして、当時の国鉄関西線の複線化計画がありました。沿線への立入調査などが行われたことは承知しておりますが、複線化には至っておりません。その後につきましては、この経緯について説明を求めたかどうかについては確認できる資料はございませんでした。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 言わば頼むだけ頼んでおいて、40年間全く放置されて、次の質問に入っておるんですけど、別に用地交渉の手数料をいただいたわけでもないし、多分そんな経費は一切もらっていないと思うんですが、こうなりますと約束違反とも思えるわけですね。せっかくこれだけ、多分そんな簡単な問題じゃなくて、これだけの用地を買収するについて、相当奔走されたと思うんです、当時。なのに実質40年間放りっ放しにして、それをすれば、さっきの話じゃないですけど、かなり踏切の遮断時間も短くなるわなど。長島、桑名のほうは全部複線化されておまして、別に今あそこをやったからといったって、確かにお金はかかりますけど、かなりの効果が出ると思うんですが、橋上化をやる前に、そういった交渉はされたんですか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 私の知る限りでは、複線化を再度行ってくれという交渉をした経緯はないと認識しております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） この辺が、貸し借りと言うとちょっといかんか分かりますけど、相当JRに対しても貸しがあると思うんですよね。こういうことを含めて、もうちょっとうまくJRとの交渉ができないかなと思うんですが、市長、どう考えられますか。市長、お願いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） これまでの長い歳月にわたるJRと弥富町、弥富市との経緯をお教えいただいたわけでございますけど、これにつきまして借りておる貸しておるというようなことは私は思っておりませんものですから、今回の自由通路事業につきましては、JRまたは名鉄側とはしっかりと協定の下で工事を進めてまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） せっかくここまで話をやっておるわけですから、こういう経緯もあるわけですから、もう少しJRさんとの交渉をうまくやっていただければなと思います。

それじゃあ、次の質問に参ります。

愛知県農業総合試験場跡地の購入について。

1枚目の写真をお願いします。

これは前ヶ平にある愛知県農業総合試験場の跡地ですね。以前まで一時的に蟹江警察署が仮庁舎に使っておった、まだ看板が少し残っておりますけど。これを購入することになった経緯をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 令和元年7月に愛知県から、警察本部蟹江警察署仮庁舎として使用している元農業総合試験場の跡地と建物及び工作物について本市で購入する意向があるかとの打診がありました。そして、当該土地と建物の利活用について検討を重ねた結果、昨年6月議会時に議会の皆様へ御報告させていただきましたとおり、緊急時避難場所として利用する方向性を示し、全体敷地のうち利活用可能な部分を購入する予定としました。以上です。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） たしか私、委員会か何かで言いましたかね。公共施設を縮小する方向に向かっておるのに、それに逆行したような形に思えるわけです。それと避難施設ということですが、あの辺は白鳥小学校もあり、保育所もあり、JRから南側に防災施設を造るといって1億1,000万予算がついて、その話が10年以上放置されておると。そういった経緯からすると、非常に私おかしいと思うんですが、後で答えだけいただきたいんですが。

次に2番目、愛知自動車整備専門学校にお貸しするという事をお聞きしましたが、その経緯、どうしてここの学校に貸すんだと。貸す話がついたから買うのか、買う話がついたら、たまたまこの学校が貸してくれと言ってきたのか、その辺の経緯ですね。

あと、自動車整備に関わる環境は、この先大きく変わろうとしております。自動車のハイブリッド化、内燃機関エンジン車の販売禁止が十数年後に迫り、EU圏内では2035年が期限とされております。今後はガソリン車、ディーゼル車の車は消えていく運命であります。近い将来は、自動車は電化製品のような感覚になるかもしれません。現にソニーも自動車の電動化に参画するかのニュースが最近流れております。また、自動運転の車の開発も進み、近い将来は自動車の電動化とともに、これらの新しい技術を習得した技術者が整備士が必要であると思われます。

今回の移転理由に、これらに対応できる教育施設整備が目的であるのか、愛知自動車整備専門学校に貸すことになった経緯をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 元農業総合試験場跡地について、利活用の検討をしていく過程で、この土地が楽荘団地の西側に近接していること、建物の耐震性にも問題がないことから、地震などの災害が発生した場合、楽荘団地の住民を緊急的に避難させる場所として活用ができますと。

また、飛島村地内にあります自動車整備専門学校から、この場所に移転し、建物を校舎等に利用させてほしいとの申出があり、通常時における収入確保の観点から、専門学校へ有償で貸し付けることとしました。

なお、愛知県から購入した後、専門学校用地として活用できる部分については賃貸契約をする予定でございますということと、先ほどの整備学校、今後のことについては、どうとい

うのは何とも言えませんが、ハイブリッドになっても車としての整備は必要かと思います。それで生徒数の過去5年についても横ばいということと、整備士求人倍率が高いということが報道されていることもあり、今後は自動車整備士の雇用需要は期待できるのではないかと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 確におっしゃるとおり、幾ら電動化されても、ハンドル、足回りは現在と同じですね。原動力が電気に代わるかガソリンか、その辺が変わるだけと思えんわけでもないですが。この学校に貸すことになった経緯というのは、今おっしゃったとおり、愛知県のほうから買ってくれということとセットで来たんですか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） セットではなくて、同時期にそういう話があったということです。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 先ほども言いました、これはちょっとお答えください。なぜあの辺りに集中的に避難場所を、既に白鳥小学校があって、楽荘団地の人にしてみれば、あちらへ小学校へ行ったほうが近い人がありますよね。なのに、なぜあそこに避難施設を集中させるのか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） あそこに集中させたいわけではなくて、避難場所というのはたくさんあってこしたことはないと考えております。それでこの話があったときに、ちょうどいいという考えで購入する予定でありまして、集中させたいということではございません。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） たくさんあったほうがいいとおっしゃるのなら、せっかくやりかけたJRから南側をさっさとやられればいいと思うんです、これは答えはいいです。

次、当該地の購入価格と年間賃貸料をどれぐらいに設定してみえるか。予算書から見ますと4,262万4,000円かなと思うんですが、購入価格は。これでよろしいのか、あと年間賃貸料、幾らでお貸しになるのか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 購入予定額に関しましては、議員おっしゃるとおりでございます。また、年間賃貸借料は、年間約1,000万円を見込んでおります。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） それじゃあ分かりました。

次に、賃貸期間、どのぐらいの年限で貸す契約にするのか。あと条件ですね。仮に一般的に言いますと、雨漏りなんかをすると家主が負担するんですけど、その辺ですね。どこまで

が貸し方、貸すほうが持って、あとは中に入った人が持つんだよ。この辺がどうなっているのか、ざっとお知らせください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 賃貸期間につきましては20年以上として、貸付け条件としては、契約の解除時には建物を撤去するということが前提になっております。

それから、まだ細かい協議をしておりますが、建物に関しては相手方が修繕等をするという考えでおります。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） そうすると、仮に雨漏りをしても、入居者というか学校のほうが直すと、こういうことですね。そうすると、市にはそういう維持管理に関わる負担は出てこない、こういうことでいいですね。

5番目ですね。この借地をする場合に、保証金をいただくのかいただかないのか。私、ちょっと気になりまして、現在の法人登記簿、それから現状の地主さん、どなたかと思って所有者の登記簿も取りました。それから、この学校のホームページを見ますと、財務状況も公表されております。年間収支決算書、それから貸借対照表、財産目録。この財産目録を見ますと、保証金として1,700万円となっていますけど、多分これが現在の飛島の地主さんに対しての保証金じゃないかと思うんですが、保証金はどうなりますか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 借地権等の設定をする場合には、月額貸付料の12月分相当の額の保証金が必要ということを考えております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） ということは、1年分で1,000万ということですね。そうすると、現状の飛島の財産目録から見て、多分この1,700万が現状の地主さんに対しての保証金だと思いますけど、これ以下ということになりますよね。おおよそこの建物を、さっきおっしゃったとおり返していただくときは更地にして返していただくということなんですが、去年やった市民プール4,000万、それから今年壊そうとする歴史民俗資料館、これが4,011万7,000円見てあるんですが、この多分三、四倍の規模があると思うんですけど、そうすると1億円以上は多分かかるだろうと。そうすると、1,000万保証金をもらっておいても、万が一の学校経営に問題が出た場合に、どうしようもなくなるんじゃないですか。どうですか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 万が一ということになかなかお答えはしかねる部分がありますのと、あと何年後に万が一が起こるかというので、また変わってくるとは思います。先ほどの解体費用につきましては、概算でおおよそ9,000万円と想定をしております。ただ、これは

概算ですので、確実なものではありません。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○５番（加藤明由君） 私、実際、現状の飛島村の地主さん、６名の共有になっておるんです。

６名、実際は夫婦で持ってみえるのかな、だから事実上５名なんですが、このうちの約３分の１を持ってみえる方が、建設会社の社長さんでございますね。その方にお会いしました。お聞きしましたら、現状のところも更地にして返していただくという約束になっておると。某建設会社の社長さんですから、まるきり素人じゃありませんので、今のところを更地にするのに幾らかかるんですかとお聞きしたら、現状であそこを、校舎はプレハブで比較的簡単に壊せるかなと思うんです。整備棟が鉄骨３階建てですよ。これがかなり難儀かなと思うんですけど、それにしても鉄筋コンクリートじゃありませんので、今の前ケ平を壊すよりは多分楽かなと思うんですけど、それでも恐らく１億円は下らんだろうとおっしゃって見えまして。

先ほど言いましたように、歴史民俗資料館ですら４,０００万かかるのに、到底あの規模から見たら、三、四倍は絶対かかると思うんですよ。だから、９,０００万というのが、正式にどこかの業者に見積もられた数字か何か知りませんが、こうなると非常に怖いというのは、法人というのは解散しちゃったらそれまでで、どうしようもないそうですね。これが現にどうということかといいますと、愛知県知事のリコール運動に関わった例の田中孝博被告、あの方が以前、南知多のビラ・マリーナ南知多というのを愛知県から入札で落札した、４億円で。ところが、支払い不能になって解約になった。現状、あの法人、報恩会という法人、落札したのが。その代表者が、関係者が田中孝博氏。そこが今、愛知県から１億円違約金を請求されています。これは朝日新聞が調べました。朝日新聞が言うことには、法人が解散したらそれきりだと。どうしようもない。１億円は回収できないだろう。多分それを承知で涼しい顔をしてやっておるんだろうと。愛知県は毎月何か請求書は送っておるらしい。でも、どうしようもない。だから、そのうちに解散したら、その１億円は紙きれになるだろう。

ですから、この学校だって、万が一があると、同じようなことが起こり得るんですが、数年で。ですから、さっき言いましたように、自動車整備の学校の中身が大きく変わってきますよね、これから。ですから私、中身が変わってくるから、この際だから前ケ平でそのような体制を組みたいということで変わってみえるのかなと思ったんです。でも、どうもそうでもない。ですから、私、これ大丈夫かなと思っていろいろ調べました。

たまたまこの学校が、最近こういうことがありましたね。豊橋のトヨタ系ディーラー、多分ネッツだと思えますけど、ここが不正車検をやった。指摘されました。そうしたら、そのときに原因は自動車整備士が不足しておると。不足しておるという話をＣＢＣテレビの夕方のニュースでやっていました。そのときに整備士の学校ということで、たまたまあその学

校が映ってしまっていて、そのときに、私は確かに聞いたのが、生徒数が110名というふうに聞いています。110名。ところが、今のホームページからずっと学校の内容を調べていきますと、どうも中学校卒業して入られる方は3年間、高卒資格が取れますので、今年も40名募集しています。だから、3年掛けると120ですね。それから、高校卒業して2級の整備士資格を取ろうとしてくる人が2年間、これも40名ですから80人。だから多分、実際の定数は200人。だけど現状は110人しか生徒さんがいない。

この財務状況も、実はちょっと知り合いの公認会計士にホームページを見てくれと。これが載っておるから。どうですかと聞いたら、あまりいい判断はされなかったみたいで、実際、年間の授業料相当のものが約8,800万ぐらい。そこへ人件費、先生の多分給料だと思うんですけど、これが7,000万。実質の年間収益が400万ぐらいですかね、実質的には。となると、1人80万ぐらいの授業料を払っていますから、5人退学されますというか学校を辞められると、ほとんどゼロになるかなと思うんですが。だから、定数200に対しても110人ぐらいしかどうもないみたいで、あまり条件的によくないけど、そういうことは調べられたんですか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 学校法人の決算におきまして多額の繰越金がある、毎年繰越金があるということで、そういう面で調べてはおります。大丈夫だということで結論を出しております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） それはいつ頃、調べられたんですか。

○議長（大原 功君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えします。

最近なんですけれども、過去3年分の学校法人の決算書を取り寄せまして確認のほうをさせていただきまして、見ますと、議員言われるように授業料収入などで単年度の財源、年間収支が賄われておりまして、経営状況については安定しているのではないかと判断しているところでございます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） そもそもこの話が出てきたときに、こういうのは調べるべきだと思うんですけど、どうも私らがちょっといろいろ疑問を抱いたときに、それから一生懸命お調べになったような気もせんでわけでもないですけど。この財産目録からいいましても、公認会計士さんいわく、建物が8,000万ぐらいあったのかな、資産として。8,200万ですね。これは現状の建物ですから、解体して、まだ解体費がかかると全く財産じゃなくて、8,200万あっても、解体費に1億円かかったら、これでゼロ。保証金が1,700万円積んでありますから、ほとんどないと同然だよと、こんなもの。

ですから、そんなにそういう話だったら大丈夫かなということで。1億円以上かけて、あそこを更地にして返して前ヶ平に来る。前ヶ平に来たって、そのまま何もせずに学校にするわけにいかない。ある程度学校のように、警察の仮庁舎用に改造しちゃっていますから、2階なんか全部警察ですから、鉄格子がついていますので、あのままだと刑務所みたいに見えるわなということで、多分あの辺も何とかするんだろうなということになってきますと、またそこに投資がかかるわけですね。今の教習棟の車を上げるリフトなんかは、向こうから多分持ってくると思うんですけど。随分、投資経費がかかるんですが、この辺は私らの目から見ると本当に大丈夫かなと思うんですけど、どうですか、その辺は。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 現金のほうが決算上では……、ごめんなさい。毎年繰越金が2億8,000万程度あるということになっておりますので、今の1億を引いても、改修費等を引いたとしても賄えるのではないかと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 私ちょっと副市長とお話ししたときに、この件で。4,200万で買って1,000万で貸しますから、お金もうけなんですよと盛んに言われたもんですから、私、いいかなと思っていろいろこうやって資料を取り寄せて調べてみました。ちょっと心配もありまして、大丈夫かなと思うんですけど。

市長、伺います。本当に大丈夫なんですか。自信を持っていられますか。何なら私が連帯保証しますとでもおっしゃるんですか。どうですか、市長。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 加藤議員が公認会計士さん等々にお願いしていろんなことを調べられたわけでございますが、市も独自でこれは調査をしております、繰越しも毎年多額の繰越しがあり、また経営も安定しているということで、大丈夫だということで結論を出した事業でございます。この事業につきましては、学生が地域に来ることによって、地域がまたにぎわいが創出できると考えておりますものですから、この事業は進めてまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 多分これは思い過ごしだと思うんですが、既に楽荘団地の中では、一応避難用に橋を架けて入ると。だから、ここの前を生徒がぞろぞろ通られるのは嫌だなと、こういう話がもう出ておりますけど、それは多分、こちらから入ってくださいよと言えば、それで収まる話かなと思うんですが、そんな話が出ておりますので、その辺の配慮もお願いをしたいなと。

次に行きます。

そもそもこの場所は農業の関係施設ですから、市長どうですか。活力のある農水産業の振興と農産物のブランド強化のための拠点にしたらどうですか。市長の公約ですよ。どうですか、そういう方向に本当は私変えられたほうがいいと思うんです。あそこ東名阪の高速から見えますので、弥富のブランド野菜の拠点と大きな看板を上げて、そういう方向に向けられたほうが私いいかなと思うんですが、どうですか、市長。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 愛知県の農業試験場が元になるわけですが、県のほうが一定の役目を終えたということで、この建物、またこの敷地等々を売却にということでございますものですから、こちらの場所でそのような農産品のブランド化ということは考えておりません。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） あと東側が半分ぐらい残っていますので、市長公約の達成のために、ぜひともあと残りの半分、それをやられたらいいと思います。答弁は結構でございます。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後6時05分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行

